NKSJひまわり生命保険株式会社

NKSJひまわり生命の現状 2014

はじめに

このたび、ディスクロージャー誌「NKSJひまわり生命の現状2014」を作成いたしました。2013年度の成果や取り組みなどを掲載しています。

本誌が、NKSJひまわり生命をご理解いただくうえで、皆さまのお役にたてれば幸いです。

会社概要（2014年3月末日現在）

会　　社　　名：NKSJひまわり生命保険株式会社
設　　立：1981年（昭和56年）7月
営　業　開　始：1982年（昭和57年）4月
資　　本　　金：172億5千万円
総　　資　　産：2兆1,202億円
保 有 契 約 高：20兆2,455億円（個人保険と個人年金保険の合計）
本 社 所 在 地：〒163-8626 東京都新宿区西新宿6-13-1 新宿セントラルパークビル
TEL:03（6742）3111（代表）
ホームページアドレス http://www.nksj-himawari.co.jp/
2014年9月1日以降　http://www.himawari-life.co.jp/
取 締 役 社 長：熊野御堂　厚
従　業　員　数：2,694名
株　　主：NKSJホールディングス株式会社（100%）

Contents

トップメッセージ …… 1

経営について

社名変更に関するお知らせ …… 3
NKSJひまわり生命の沿革 …… 4
グループの概要 …… 5
トピックス …… 12

財務の健全性について

格付け …… 14
ソルベンシー・マージン比率 …… 14
実質資産負債差額 …… 15
基礎利益 …… 15
逆ざやの状況 …… 15
MCEV …… 16
責任準備金の積立状況 …… 17

主要業績の推移

直近事業年度における事業の概況 …… 18
損益の状況 …… 18
主要業績の推移 …… 19
収支の状況 …… 21
資産・負債の状況 …… 23
2013年度の一般勘定資産の運用状況 …… 25

業務品質向上に向けた取り組み

業務品質向上推進態勢 …… 27
カスタマーセンターのご案内 …… 31

お客さまから「信頼される」生命保険会社を目指して

保険金等支払管理態勢 …… 32
保険金等支払管理態勢のさらなる充実に向けて …… 32
保険金等のお支払い状況 …… 33
内部統制の整備 …… 34
利益相反管理基本方針の概要 …… 36
コンプライアンス態勢 …… 37
反社会的勢力への対応 …… 40
リスク管理態勢 …… 41
お客さま情報の保護 …… 44

生命保険契約者保護機構

生命保険契約者保護機構とは …… 48

CSRの取り組み

企業の社会的責任 …… 49
グループCSR 6つの重点課題 …… 50
CSRの活動事例 …… 50

商品・サービス体制について

ご契約の流れ …… 55
保険金・給付金のお支払いまでの流れ …… 56
お申し込みに際してのお客さまへの情報提供 …… 57
情報開示 …… 59
販売チャネルのご案内 …… 60
商品ラインアップ …… 61
健康・生活応援サービス …… 63
教育・研修の概略 …… 64

データファイル

コーポレート・データ …… 71
業績データ …… 87

用語集 …… 145

トップメッセージ

お客さまの視点ですべての価値判断を

はじめに

平素より、NKSJひまわり生命をお引き立ていただき、誠にありがとうございます。

当社は2011年10月に、損保ジャパンひまわり生命と日本興亜生命が合併し、NKSJグループの生命保険事業を担う中核生命保険会社として誕生しました。

当社の属するNKSJグループは、グループブランドの強化およびグループの成長加速を目的として、2014年9月1日にグループ名を「損保ジャパン日本興亜グループ」に変更します。これに伴い、当社も同じく2014年9月1日に、関係当局の認可等を前提として、社名を「損保ジャパン日本興亜ひまわり生命保険株式会社」に変更します。

社名変更によって「損保ジャパン日本興亜」を冠することで、これまで以上にグループの連携を強化し、「お客さまの視点ですべての価値判断を行い、保険を基盤としてさらに幅広い事業活動を通じ、お客さまの安心・安全・健康に資する最高品質のサービスをご提供し、社会に貢献します。」という当グループの経営理念のもと、お客さまから選ばれ続ける生命保険会社を目指してまいります。

お客さまの視点で、お客さまのニーズに応える商品開発

当社は、2014年5月2日、医療保険の新商品「新・健康のお守り」を発売しました。

新商品は、累計120万件を販売した「医療保険(08)」(終身タイプのペットネーム「健康のお守り」)を約6年ぶりに全面リニューアルしたものです。「幅広いお客さまニーズに応える保障を最適の価格でお届けする」をコンセプトに、保障内容のさらなる充実と保険料の低廉化の両立を実現しており、発売から2か月弱で5万件を超える申し込みをいただきました。今後とも、大切なお客さまをお守りするという使命感を持って、お客さまの視点で、お客さまのニーズに応える商品の開発に努めてまいります。

「お客さまの声」に真摯に耳を傾ける

当社は、「お客さまの声」一つひとつに真摯に耳を傾け、お客さまの視点に基づいた各種見直しに取り組んでいます。

2014年4月には、ご契約時に記入いただく告知書について、お客さまの視点で見やすさと書きやすさを追求し、記入漏れを防ぐなどの工夫を凝らした改訂を行いました。

また、新商品「新・健康のお守り」等のご契約のしおり・約款においては、「見やすく・読みやすく・わかりやすい」をコンセプトとして、重複した記載内容を集約するなどの抜本的な見直しを行いました。

今後も、これまでの取り組みを加速させ、全社員がお客さまの視点ですべての価値判断を行ってまいります。

グループの中核生命保険会社として

当グループは、目指す企業グループ像に「お客さま評価日本一」を掲げています。グループの中核生命保険会社である当社は、目指す企業グループ像の実現に向け、当社の商品・サービスを通じて、お客さまが当グループのファンになっていただけるよう、全社をあげて取り組んでまいります。

そして、生命保険に限らず、当グループがご提供する様々なサービスをご利用いただくことで、これまで以上に皆さまのお役に立ちたいと考えております。

お客さま一人ひとりの輝く笑顔を見守りつづけたい、という想いを込めた企業スローガン「笑顔を、まもる。」のもと、お客さまに最高品質の安心とサービスをご提供し、「お客さま評価日本一」に繋げてまいります。

今後とも、皆さまの変わらぬご支援とご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

2014年7月
取締役社長 熊野御堂 厚

グループ経営理念

損保ジャパン日本興亜グループは、お客さまの視点ですべての価値判断を行い、保険を基盤としてさらに幅広い事業活動を通じ、お客さまの安心・安全・健康に資する最高品質のサービスをご提供し、社会に貢献します。

※上記の記載は、2014年9月1日の「損保ジャパン日本興亜グループ」へのグループ名変更を前提としています。

グループ行動指針

お客さまに最高品質のサービスをご提供するために

1. 一人ひとりがグループの代表であるとの自覚のもと、お客さまの声に真摯に耳を傾け、行動することに努めます。
2. 自ら考え、学び、常に高い目標に向かってチャレンジします。
3. 「スピード」と「シンプルでわかりやすく」を重視します。
4. 誠実さと高い倫理観をもって行動します。

目指す企業グループ像

真のサービス産業として、「お客さま評価日本一」を原動力に、世界で伍していくグループを目指します。

グループスローガン

First

社員一人ひとりがグループの代表であるとの自覚のもと、スピードとチャレンジを大切にし、真っ先に一歩を踏み出す姿勢を表現したものです。

NKSJひまわり生命 経営基本方針

1. サービス品質の追求
すべての業務プロセスにおいて品質の向上に取り組み、最高品質のサービスをご提供することにより、お客さまに最も高く評価される生命保険会社を目指します。

2. 持続的な成長による企業価値の拡大
目指す企業グループ像の実現に向け、成長分野へ戦略的に経営資源を投入することにより、持続的成長を実現し、企業価値の拡大を目指します。

3. 事業効率の追求
あらゆる分野において、グループで連携し最大の力を発揮することにより、事業効率を高め、安定した事業基盤を築きます。

4. 透明性の高いガバナンス態勢
生命保険会社の社会的責任と公共的使命を認識し、透明性の高いガバナンス態勢の構築とリスク管理、コンプライアンスの実効性確保を事業展開の大前提とします。

5. 社会的責任の遂行
環境・健康・医療等の社会的課題に対して本業の強みを活かしつつ、ステークホルダーとの積極的な対話を通じて、グループで連携して企業としての社会的責任を果たし、持続可能な社会の実現に貢献します。

6. 活力ある風土の実現
組織活性化を積極的に図り、自由闊達・オープンで活力溢れる会社を実現し、社員とともに成長します。

7. 存在感のある生命保険会社
収益力・成長力・信用力・健全性に裏付けられたブランドを確立するとともに、マーケットにおいて存在感のある生命保険会社を目指します。

社名変更に関するお知らせ

当社は、関係当局の認可等を前提として、2014年9月1日に以下のとおり社名を変更します。
損保ジャパン日本興亜グループの中核生命保険会社として、お客さまの安心・安全・健康に資する最高品質のサービスをご提供し、これまで以上に社会に貢献してまいります。
今後とも、引き続き変わらぬご支援とご愛顧を賜りますよう、何卒よろしくお願いいたします。

新会社名

損保ジャパン日本興亜ひまわり生命保険株式会社

英文表記

Sompo Japan Nipponkoa Himawari Life Insurance, Inc.

変更予定日

2014年（平成26年）9月1日

変更の目的

NKSJグループは、2014年9月1日、グループブランドの強化およびグループの成長加速を目的として、グループ名を「損保ジャパン日本興亜グループ」に変更します。
これに伴い、当社社名を変更するものです。

シンボルマーク

損保ジャパン日本興亜
ひまわり生命

シンボルマークの愛称は、「The Global Ring」です。
絶対的な安定と調和を感じさせる赤の正円は、日本の象徴。
明日の方向を指し示し牽引するプラチナの環は、損保ジャパン日本興亜グループが未来に向かって世界中の人々と取り結んでいく“新しい信頼”の象徴です。
この正円と環をダイナミックに組み合わせることで、日本を代表するブランドとして「世界で伍していくグループ」を目指すという私たちのビジョンを表現しています。

※損保ジャパン日本興亜グループのシンボルマークと共通のデザインになります。

グループ名の変更および株式会社損害保険ジャパンと日本興亜損害保険株式会社の合併についての詳細は、11ページをご覧ください。

NKSJひまわり生命の沿革

NKSJひまわり生命は、損保ジャパンひまわり生命と日本興亜生命が2011年10月1日に合併し、誕生した会社です。

お客さまからの期待に応えるため、よりよい未来を見据えた変革を続けてまいりました。
※2014年9月1日、関係当局の認可等を前提として、社名を「損保ジャパン日本興亜ひまわり生命保険株式会社」に変更します。

	損保ジャパンひまわり生命	日本興亜生命
1980 1981年(昭和56年)7月 「アイ・エヌ・エイ生命」設立	● **1981年(昭和56年)7月** Life Insurance Company of North Americaの100%出資で「アイ・エヌ・エイ生命保険株式会社」設立 ● **1982年(昭和57年)4月** 営業開始 ● **1983年(昭和58年)4月** 安田火災海上保険株式会社と業務提携	
1990 1996年(平成8年)8月 「日本火災パートナー生命」設立 1997年(平成9年)1月 「アイ・エヌ・エイひまわり生命」に改称 1996年(平成8年)8月 「興亜火災まごころ生命」設立 2001年(平成13年)1月 「安田火災ひまわり生命」に改称	● **1996年(平成8年)10月** 安田火災への業務の代理・事務の代行委託開始 ● **1997年(平成9年)1月** 社名を「アイ・エヌ・エイひまわり生命保険株式会社」に変更	● **1996年(平成8年)8月** 日本火災海上保険株式会社の100%出資で「日本火災パートナー生命保険株式会社」設立 興亜火災海上保険株式会社の100%出資で「興亜火災まごころ生命保険株式会社」設立 ● **1996年(平成8年)10月** 営業開始
2000 2001年(平成13年)4月 合併 「日本興亜生命」誕生 2002年(平成14年)7月 「損保ジャパンひまわり生命」に改称	● **2001年(平成13年)1月** 安田火災が株式を過半数取得 社名を「安田火災ひまわり生命保険株式会社」に変更 ● **2001年(平成13年)12月** 安田火災が株式を100%取得 ● **2002年(平成14年)7月** 株式会社損害保険ジャパンの発足に伴い社名を「損保ジャパンひまわり生命保険株式会社」に変更	● **2001年(平成13年)4月** 日本火災と興亜火災の合併に伴い、日本火災パートナー生命と興亜火災まごころ生命も同時に合併し、「日本興亜生命保険株式会社」が誕生
2010 NKSJひまわり生命 2011年(平成23年)10月 合併 「NKSJひまわり生命」誕生 損保ジャパン日本興亜ひまわり生命 2014年(平成26年) 「損保ジャパン日本興亜ひまわり生命」に改称予定	● **2010年(平成22年)4月** 株式会社損害保険ジャパンと日本興亜損害保険株式会社の経営統合によるNKSJホールディングス株式会社の設立とともに、NKSJグループの傘下に入る ● **2011年(平成23年)10月** 損保ジャパンひまわり生命と日本興亜生命が合併し、「NKSJひまわり生命保険株式会社」が誕生 ● **2014年(平成26年)9月1日** NKSJグループが、グループ名を「損保ジャパン日本興亜グループ」に変更することに伴い、関係各局の認可等を前提として、社名を「損保ジャパン日本興亜ひまわり生命保険株式会社」に変更予定	

グループの概要

グループの事業領域と主なグループ会社

当グループは、国内損害保険事業を中心に、国内生命保険事業、海外保険事業などさまざまな事業を展開しています。

※上記の記載は、2014年9月1日の「損保ジャパン日本興亜グループ」へのグループ名変更を前提としています。

国内損害保険事業

グループの中核事業であり、高品質な商品・サービスを提供することにより、お客さまに安心・安全をお届けしています。代理店販売の損保ジャパン・日本興亜損保、媒介代理店を通じた通信販売のそんぽ24、ダイレクト販売のセゾン自動車火災があります。

損保ジャパンと日本興亜損保は、2014年9月1日に合併し、新会社「損保ジャパン日本興亜」となります。今後は、新会社が一層強固な事業基盤のもと収益力の最大化を図り、両社で培ってきた強みを1つの会社として発揮できるよう、取組みを加速させていきます。

国内生命保険事業

グループ事業のなかで高い成長性を有している分野であり、国内損害保険事業に続く第二の収益源としてさらなる「成長の加速」を目指しています。

NKSJひまわり生命は損害保険代理店による販売を主体とし、損害保険のお客さまに対する生命保険商品のご案内を推進しています。医療保険『新・健康のお守り』をはじめ、「たばこを吸わない」などの基準によって保険料が安くなる収入保障保険『家族のお守り』など、特長のあるラインアップを取りそろえています。

海外保険事業

グループの成長戦略の一翼を担う事業と位置づけ、戦略的に選定した国・地域に経営資源を投入し、グループ収益の拡大に取り組んでいます。これまで主軸であった日系企業に対するグローバルベースでの高品質な保険サービスの提供に加え、海外ローカルマーケットにおける事業拡大も図っています。

また、損保ジャパンは2014年5月にキャノピアス社(Canopius Group Limited)を買収しました。キャノピアス社は、英国ロイズ保険マーケットを中心にグローバルに保険引受事業を展開するキャノピアス・グループの持株会社です。この買収を通じて海外スペシャルティマーケットに参入し、海外保険事業の一層の拡大を実現します。

金融サービス事業

お客さまの資産形成に関するサービスを提供するアセットマネジメント事業や確定拠出年金事業、ロードアシスタンスサービスなどを提供するアシスタンス事業、お客さまのリスクマネジメント活動を支援するリスクコンサルティング事業、健康維持・増進やメンタルヘルス対策に関するサービスを提供するヘルスケア事業など、保険事業の枠を超えたビジネスフィールドの拡大を図っています。

グループストラクチャー

（2014年7月1日現在）

※2014年9月1日付で、NKSJホールディングスは「損保ジャパン日本興亜ホールディングス株式会社」に、
　損保ジャパンDC証券は「損保ジャパン日本興亜DC証券株式会社」にそれぞれ社名変更します。
※損保ジャパンと日本興亜損保の合併およびNKSJひまわり生命の社名変更は、関係当局の認可等を前提としています。

主な国内事業会社

国内損害保険事業

損保ジャパン

株式会社損害保険ジャパン

損保ジャパンと日本興亜損保は関係当局の認可等を前提に2014年9月1日に合併し、「損害保険ジャパン日本興亜株式会社」となります。一層強固な事業基盤のもと、個人や企業を取り巻くリスクに対応する高品質の保険商品やサービスを提供していきます。

会社概要（2014年3月31日現在）

創業	1888年10月
資本金	700億円
株主構成	NKSJホールディングス：100%
総資産	4兆8,387億円
正味収入保険料	1兆4,138億円
本社所在地	東京都新宿区西新宿1-26-1
URL	http://www.sompo-japan.co.jp/ 2014年9月1日以降　http://www.sjnk.co.jp/

日本興亜損保

日本興亜損害保険株式会社

損保ジャパンと日本興亜損保は関係当局の認可等を前提に2014年9月1日に合併し、「損害保険ジャパン日本興亜株式会社」となります。一層強固な事業基盤のもと、個人や企業を取り巻くリスクに対応する高品質の保険商品やサービスを提供していきます。

会社概要（2014年3月31日現在）

創業	1892年4月
資本金	912億円
株主構成	NKSJホールディングス：100%
総資産	2兆2,602億円
正味収入保険料	6,683億円
本社所在地	東京都千代田区霞が関3-7-3
URL	http://www.nipponkoa.co.jp/ 2014年9月1日以降　http://www.sjnk.co.jp/

そんぽ24

そんぽ24損害保険株式会社

そんぽ24は、「媒介代理店」を主軸として、ウェブサイト・コールセンターを通じてお客さまに直接お手続きいただく通販型自動車保険を提供しています。

そんぽ24は、媒介代理店とともに、一人ひとりのお客さまとの絆を大切にし、身近で親しみやすく頼りになる保険会社であり続けます。

会社概要（2014年3月31日現在）

設立	1999年12月設立、2001年3月営業開始
資本金	190億円
株主構成	日本興亜損保：100%
総資産	217億円
正味収入保険料	137億円
本社所在地	東京都豊島区東池袋3-1-1　サンシャイン60
URL	http://www.sonpo24.co.jp/

SAISON INSURANCE セゾンの保険

セゾン自動車火災保険株式会社

セゾン自動車火災は、事故率の低い40代・50代のお客さまを中心に、通販型自動車保険『おとなの自動車保険』を販売しています。

当グループの通販損害保険会社として、高品質なサービスを提供し、お客さまに納得して選んでいただけることを目指しています。

会社概要（2014年3月31日現在）

設立	1982年9月設立、1983年4月営業開始
資本金	201億円
株主構成	損保ジャパン：98.8%、クレディセゾン：1.2%
総資産	417億円
正味収入保険料	189億円
本社所在地	東京都豊島区東池袋3-1-1　サンシャイン60
URL	http://www.ins-saison.co.jp/

国内生命保険事業

NKSJひまわり生命

NKSJひまわり生命保険株式会社

NKSJひまわり生命は、関係当局の認可等を前提に、2014年9月1日に社名を「損保ジャパン日本興亜ひまわり生命保険株式会社」に変更します。

シンプルでわかりやすい基本保障と多彩なオプション保障を備えた医療保険『新・健康のお守り』など、特長のあるラインアップを取りそろえています。

会社概要（2014年3月31日現在）

設立	1981年7月設立、1982年4月営業開始
資本金	172億円
株主構成	NKSJホールディングス：100%
総資産	2兆1,202億円
保有契約高	20兆2,455億円（個人保険と個人年金保険の合算値）
本社所在地	東京都新宿区西新宿6-13-1 新宿セントラルパークビル
URL	http://www.nksj-himawari.co.jp/ 2014年9月1日以降　http://www.himawari-life.co.jp/

金融サービス事業

損保ジャパン日本興亜
アセットマネジメント

損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社

損保ジャパン日本興亜アセットマネジメントは、当グループにおける資産運用業務の中核会社として、「お客さまの資産形成への貢献」を第一に、ユニークで品質の高い資産運用サービスを提供しています。

■主な投信商品
・損保ジャパン・グリーン・オープン(愛称：ぶなの森)
・みずほ好配当日本株オープン
・アジア・ハイ・イールド債券ファンド　など

会社概要(2014年3月31日現在)

設立	1986年2月
資本金	1,550百万円
株主構成	NKSJホールディングス：100%
年金投資一任残高	6,081億円
投信純資産残高	5,134億円
本社所在地	東京都中央区日本橋2-2-16 共立日本橋ビル
URL	http://www.sjnk-am.co.jp/

損保ジャパン日本興亜リスクマネジメント

損保ジャパン日本興亜リスクマネジメント株式会社

損保ジャパン日本興亜リスクマネジメントは、当グループのリスクコンサルティング会社として、全社的リスクマネジメント(ERM)や事業継続(BCM・BCP)をはじめとするコンサルティング・サービスを通じて、お客さまのリスクマネジメント活動を支援しています。

会社概要(2014年3月31日現在)

設立	1997年11月
資本金	30百万円
株主構成	損保ジャパン：50.1%、日本興亜損保：33.4%、損保ジャパン総研：16.5%
本社所在地	東京都新宿区西新宿1-24-1
URL	http://www.sjnk-rm.co.jp/

損保ジャパン日本興亜ヘルスケアサービス

損保ジャパン日本興亜ヘルスケアサービス株式会社

損保ジャパン日本興亜ヘルスケアサービスは、企業の重要な経営課題であるメンタルヘルス対策を総合的に支援します。独自開発の各種サービス『LLax(リラク)シリーズ』により、企業の経営陣、人事労務部門および産業医を中心とする産業保健スタッフが抱える課題の解決に向けた「総合的なソリューション」を提供しています。今後もお客さまのニーズに基づいた新サービスを開発し、販売していきます。

会社概要(2014年3月31日現在)

設立	2007年4月
資本金	495百万円
株主構成	NKSJホールディングス：100%
本社所在地	東京都千代田区二番町11-7 住友不動産二番町ビル2階
URL	http://www.snhs.co.jp/

プライムアシスタンス

株式会社プライムアシスタンス

プライムアシスタンスは、NKSJホールディングスと株式会社プレステージ・インターナショナルとの合弁により誕生したアシスタンス会社です。自動車や住宅設備のトラブルや不便を解決するアシスタンス事業を通じて、最上級のサービスを提供し、お客さまの安心・安全な生活をサポートしています。

会社概要(2014年3月31日現在)

設立	2012年4月
資本金	450百万円
株主構成	NKSJホールディングス：66.6%、プレステージ・インターナショナル：33.4%
本社所在地	東京都中野区本町1-32-2 ハーモニータワー
URL	http://www.prime-as.com/

株式会社 全国訪問健康指導協会

株式会社全国訪問健康指導協会

全国訪問健康指導協会は、わが国最大規模となる約1,100人の保健師・看護師・管理栄養士のネットワークを持ち、特定保健指導をはじめとした健康支援サービスを提供しています。医療保険者の幅広いニーズに対応し、より多くの方々の健康を支援できるよう、今後もさらにサービスを強化していきます。

会社概要(2014年3月31日現在)

設立	2005年10月
資本金	1,286百万円
株主構成	NKSJホールディングス：96.65%、オムロンヘルスケア：3.06%、NTTデータ：0.29%
本社所在地	東京都千代田区神田淡路町1-2-3
URL	http://www.kenko-shien.jp/

損保ジャパンDC証券

損保ジャパンDC証券株式会社

損保ジャパンDC証券は、2014年9月1日に社名を「損保ジャパン日本興亜DC証券株式会社」に変更します。

確定拠出年金専門のサービス提供機関として、スピーディーで円滑なDC制度の導入と、導入後の加入者サービスの品質や一貫性の維持を目的に、DC制度の運営管理にかかわるすべてのサービスを包括した「バンドルサービス」を提供しています。

会社概要(2014年3月31日現在)

設立	1999年5月
資本金	3,000百万円
株主構成	損保ジャパン：100%
本社所在地	東京都新宿区西新宿1-25-1 新宿センタービル
URL	http://www.sjdc.co.jp/ 2014年9月1日以降　http://www.sjnk-dc.co.jp/

グループの経営戦略

当グループは、国内損害保険事業の収益力向上を基点として、成長分野への経営資源シフトを積極的に進め、グループの持続的成長と企業価値の向上を目指します。

グループ経営基本方針

1. サービス品質の追求
すべての業務プロセスにおいて品質の向上に取り組み、最高品質のサービスをご提供することにより、お客さまに最も高く評価されるグループになることを目指します。
2. 持続的な成長による企業価値の拡大
目指す企業グループ像の実現に向け、成長分野へ戦略的に経営資源を投入することにより、グループベースでの持続的成長を実現し、企業価値の拡大を目指します。
3. 事業効率の追求
あらゆる分野において、グループで連携し最大の力を発揮することにより、事業効率を高め、安定した事業基盤を築きます。
4. 透明性の高いガバナンス態勢
保険・金融事業等の社会的責任と公共的使命を認識し、透明性の高いガバナンス態勢の構築とリスク管理、コンプライアンスの実効性確保を事業展開の大前提とします。
5. 社会的責任の遂行
環境・健康・医療等の社会的課題に対して本業の強みを活かしつつ、ステークホルダーとの積極的な対話を通じて、企業としての社会的責任を果たし、持続可能な社会の実現に貢献します。
6. 活力ある風土の実現
グループ内の組織活性化を積極的に図り、自由闊達・オープンで活力溢れるグループを実現し、社員とともに成長します。

基本戦略

当グループは、収益ドライバーである国内損害保険事業の収益力をより一層向上させ、経営資源を国内生命保険事業や海外保険事業などの成長分野へシフトさせることにより、バランスの良い事業ポートフォリオを構築します。さらに、複数の成長ドライバーにより拡大した収益を活用することにより、さらなる成長事業への投資を行い、持続的成長サイクルに乗せていきます。

グループ経営計画（2015年度まで）

経営計画のポイント

国内損害保険事業

- 損保ジャパンと日本興亜損保の合併により、業界トップレベルの効率性と収益性を実現
- 主力の自動車保険中心に収支改善の取組みを強化
- ダイレクト販売のセゾン自動車火災、媒介代理店を通じた通信販売のそんぽ24を活かし、多様なお客さまのニーズに対応

国内生命保険事業

- 損害保険代理店ネットワークを最大限活用する販売戦略と、収益性の高い保障性商品に注力する商品戦略により、収益を伴った成長を持続

海外保険事業

- 明確化した投資対象マーケットを中心にセレクティブで規律をもった投資を実行
- 損保ジャパンと日本興亜損保の合併に向けて海外拠点を統合し、効率性を向上

金融サービス事業

- アセットマネジメント事業、アシスタンス事業、リスクコンサルティング事業、ヘルスケア事業などお客さまの安心・安全・健康に資するサービス事業の拡大

ERM・資本政策

- 資本・リスク・リターンのバランスを適切にコントロールし、企業価値を最大化

2015年度の経営数値目標（修正利益ベース）

	2013年度（実績）	2015年度（計画）
国内損害保険事業	65 億円	700～800 億円
国内生命保険事業	857 億円	1,000～1,100 億円
海外保険事業	78 億円	140～200 億円
金融サービス事業	15 億円	20～30 億円
修正連結利益	1,015 億円	1,800～2,100 億円
修正連結ROE	4.3 %	7 % 以上

修正利益計算上の集計対象

国内損害保険事業	損保ジャパン、日本興亜損保、そんぽ24、セゾン自動車火災の単体の合算
国内生命保険事業	NKSJひまわり生命
海外保険事業	海外保険子会社
金融サービス事業等	金融サービス事業、ヘルスケア事業など

修正利益の計算方法

【国内損害保険事業】
当期純利益 ＋ 異常危険準備金繰入額（税引後）＋ 価格変動準備金繰入額（税引後）－ 有価証券の売却損益・評価損（税引後）－ 特殊要因

【国内生命保険事業】
当期エンベディッド・バリュー（EV）増加額 － 増資等資本取引 － 金利等変動影響額

【海外保険事業・金融サービス事業等】
当期純利益

$$\text{修正連結ROE} = \frac{\text{修正連結利益}}{\text{連結純資産（除く生保子会社純資産）} + \text{異常危険準備金（税引後）} + \text{価格変動準備金（税引後）} + \text{生保子会社EV}}$$

※「税引後」は、各項目の金額から実効税率分を差し引いたもの。また修正連結ROEの分母は期首・期末の平均残高。

修正利益 2013年度実績値

【国内損害保険事業】

当期純利益	405億円
+)異常危険準備金繰入額(税引後)	80億円
+)価格変動準備金繰入額(税引後)	52億円
−)有価証券の売却損益・評価損(税引後)	741億円
−)特殊要因	△267億円
合計	**65億円**

【国内生命保険事業】

当期EV増加額	755億円
−)増資等資本取引	−
−)金利等変動影響額	△102億円
合計	**857億円**

【修正連結ROE】

$$\frac{\text{修正連結利益}\ 1{,}015\text{億円}}{\text{連結純資産(除く生保子会社純資産)}12{,}307\text{億円} + \text{異常危険準備金(税引後)}3{,}714\text{億円} + \text{価格変動準備金(税引後)}248\text{億円} + \text{生保子会社EV}7{,}125\text{億円}} = 4.3\%$$

※修正利益の算出においては、「特殊要因(国内損保会社の合併一時コスト等)」を除外しています。

グループの資本政策

当グループでは、「財務健全性の確保」、「資本効率の向上」、「株主還元の拡充」という3つの要素のバランスをとりながら、企業価値の拡大を目指していくことを資本政策の基本方針としています。

財務健全性の確保

- ターゲットとする格付を「AA」に置き、グループベースでのリスク・資本管理を実施します。
- 政策株式は継続的に削減します。

資本効率の向上

- 修正利益の増加により、2015年度に修正連結ROE7%以上を目指します。
- 政策株式削減により生まれる資本バッファーの一部を海外M&A等の成長事業投資に配分します。

株主還元の拡充

- 安定配当を基本とし、資本の状況に応じて自社株式取得も選択肢とします。
- 中期的な目標水準は、総還元性向(注)で修正連結利益(国内生命保険事業を除く)の50%とします。

(注)総還元性向 = (配当総額+自社株式取得総額) ÷ 修正連結利益(国内生命保険事業を除く)

グループ名の変更および損保ジャパンと日本興亜損保の合併

株式会社損害保険ジャパン(以下「損保ジャパン」)と日本興亜損害保険株式会社(以下「日本興亜損保」)は、2014年9月1日に合併し、「損害保険ジャパン日本興亜株式会社」となります。

また、損保ジャパンと日本興亜損保の合併と同時に、NKSJホールディングス株式会社は、社名を「損保ジャパン日本興亜ホールディングス株式会社」に、グループ名を「損保ジャパン日本興亜グループ」にそれぞれ統一し、グループブランドを高めていきます。

※損保ジャパンと日本興亜損保の合併は、関係当局の認可等を前提としています。

トピックス

医療保険新商品「新・健康のお守り」を発売

2014年5月2日、医療保険の新商品「医療保険(2014)」(終身タイプのペットネーム「新・健康のお守り」)を発売しました。

新商品は、累計120万件を販売した「医療保険(08)」(終身タイプのペットネーム「健康のお守り」)を約6年ぶりに全面リニューアルしたもので、「幅広いお客さまニーズに応える保障を最適の価格でお届けする」をコンセプトに、保障内容のさらなる充実と保険料の低廉化の両立を実現しています。

皆さまからたくさんのご支持をいただき、発売開始から2か月弱(54日)で、申込件数が5万件を突破しました。

当社は、1993年に日本で初めて終身の医療保険を開発し、その後もお客さまニーズにお応えできる商品の開発に努めています。今後も、お客さまから最も高く評価される生命保険会社を目指してまいります。

新商品のCMでは、ベッキーさん扮する「ひまわりさん」が、「新・健康のお守り」をユーモラスにアピールしました。

セキュリティ関連商品の紹介サービスを開始

商品付帯サービス「健康・生活応援サービス」に、2014年5月1日から新たに「セキュリティサポート紹介サービス」を追加しました。

「セキュリティサポート紹介サービス」は、綜合警備保障株式会社(以下ALSOK)と提携し、ホームセキュリティ、空き家等の管理、ご高齢者向けサービスなど、ALSOKが提供するセキュリティ関連商品をご紹介するものです。この紹介サービスによりご成約された場合、月額警備料金の最大2か月分が無料となります。

「健康・生活応援サービス」の詳細は、63ページをご覧ください。

【ご紹介する商品】

HOME ALSOK Premium ホームセキュリティα	るすたくセキュリティパック	HOME ALSOKみまもりサポート
侵入、救急、火災などの異常発生時にガードマンが駆けつけたり、状況に応じて110／119通報をするサービスです。	空き家等の宅外からの見回りや投函物整理等のサービスに、留守宅向けホームセキュリティを追加したプランです。	ボタンひとつでガードマンが駆けつけたり、自宅から24時間いつでも健康の相談ができるなど、高齢者をサポートするサービスです。

ご契約のしおり・約款を抜本的に見直し

「見やすく、読みやすく、わかりやすい」をコンセプトに「新・健康のお守り」等のご契約のしおり・約款を抜本的に見直しました。

契約概要、注意喚起情報、ご契約のしおりで重複する記載内容を集約化し、本文の文章量を減らした結果、見直し前と比べページ数を15%超削減しています。

また、ユニバーサルデザインの考え方に基づき、より多くの方へ適切に情報を伝えられるよう配慮したユニバーサルフォントを採用しています。

請求手続き支援サービスの拡充

当社では、保険金・給付金等のお支払い時に追加してお支払いができる可能性のあるお客さまのうち、満70歳以上のお客さまに対して、訪問による請求手続き支援や診断書の取り付けなど、お客さまの事情を踏まえた請求手続き支援サービスを行っています。2014年6月からは、保険金・給付金等の請求申し出受付後、請求書類をご提出いただいていないお客さまに対しても、実施しています。

<請求手続き支援サービスの概要>

(1)訪問による請求手続きの支援

業務委託先の確認担当者がお客さまを訪問し、請求書類の記載方法の説明や必要書類の取り付けについて支援を行います。

(2)診断書の取付支援

お客さまの状況に応じて、診断書等の取り付けが困難な場合は、診断書等の取付サービスを行い請求手続きの支援を行います。

今後とも、お客さまへ寄り添ったサービスの推進・強化を図るとともに、保険金・給付金等の請求手続きをより確実・迅速に行ってまいります。

コンサルティングサービスツールの開発

2013年6月28日から、金融機関向けにタブレット端末用の必要保障額シミュレーション「Sアプリ」の提供を開始しました。

パソコンで必要保障額をシミュレーションできるコンサルティングソフト「SAPRI」を代理店向けに提供していますが、金融機関においてタブレット端末が急速に普及する中、各金融機関から「保障性商品の販売においてもタブレット端末を有効に活用したい」という要望が増えていました。

「Sアプリ」では、お客さまと行員が一緒にタブレット端末の画面を見ながら、結婚、子供の誕生、住宅購入などのライフステージごとに家計の収支がどう変化するかを確認したり、万一の際に必要となる保障額の確認を行ったりすることができます。また、遺族年金、教育費などの統計情報も確認できますので、金融機関に来店されるお客さまや住宅ローンをご利用のお客さまに対して、有用な情報をわかり易くご提供することが可能です。

生活資金や教育資金などの入力項目を確認し、それぞれの資金がいつまで必要かを入力します。

必要保障額の総額とそれぞれの資金の推移を確認することができます。

みんなのひまわりプロジェクト2014

当社は、2012年7月、特設Webサイトを開設し、親子で気軽に参加できる、「みんなのひまわりプロジェクト」をスタートしました。

当社が開設したWebサイトを活用して、子どもたちが種からひまわりを育てるよろこび、花を咲かせる感動をみんなと分かち合うことで、幸せな笑顔がどんどんと増えていくことを願った取り組みです。

種にさわる。土をいじる。水をあげる。たったこれだけでも、ひまわりを育てることは、子どもたちに新しい体験と笑顔をあたえてくれます。そして、その笑顔を見守る大人たちにも、笑顔の輪を広げていきたい。そんな、「笑顔を、まもる。」という私たちの想いをこめたプロジェクトです。

特設Webサイトの「みんなのひまわり授業」では、小学校でひまわりを育てている様子を公開し、随時更新しています。「みんなのひまわり観察日記」では、自分で育てているひまわりの様子を投稿したり、全国各地のひまわり観察日記を閲覧したりすることができます。

「みんなのひまわりプロジェクト」は2014年度も継続して実施しています。詳細は、50～51ページをご覧ください。

財務の健全性について

格付け

当社は国内外の権威ある格付機関であるスタンダード&プアーズおよび格付投資情報センターから格付けを取得しています。(2014年7月1日現在)

A+	スタンダード&プアーズ 保険財務力格付け
AA-	格付投資情報センター 保険金支払能力

○保険財務力格付けは、保険契約の諸条件に従って支払いを行う能力に関して保険会社の財務内容を評価したフォワードルッキングな意見を表したものです。
○保険金支払能力は、保険会社の保険債務が約定通りに履行される確実性についての意見を表したものです。

ソルベンシー・マージン比率

2013年度末のソルベンシー・マージン比率は、1,583.2%となり、引き続き高水準を維持しています。

1,583.2%
2013年度末

○ソルベンシー・マージン比率とは、大災害や株価の大暴落など、通常の予測を超えて発生するリスクに対応できる「支払余力」を有しているかどうかを判断するための行政監督上の指標の一つです。200%以上であれば、健全性のひとつの基準を満たしていることになります。

(単位:百万円)

項　目	2012年度末	2013年度末
ソルベンシー・マージン総額（A）	233,561	255,250
リスクの合計額（B）	30,032	32,244
ソルベンシー・マージン比率 $\frac{(A)}{(1/2)\times(B)}\times 100$	1,555.3%	1,583.2%

実質資産負債差額

実質資産負債差額とは、時価ベースの実質的な資産から、危険準備金等の資本性の高い負債を除いた負債の合計を差し引いたものであり、行政上の監督指標の一つとなっています。この実質資産負債差額がマイナスとなると実質的な債務超過と判断され、監督当局による業務停止命令等の対象となることがあります。

当社の2013年度末の実質資産負債差額は3,883億円となりました。

<ご参考>2012年度末実質資産負債差額　3,951億円

3,883億円
2013年度末

基礎利益

基礎利益とは、生命保険会社の基礎的な収益を表す指標のひとつであり、経常利益から有価証券の売却損益などのキャピタル損益、危険準備金繰入（戻入）などの臨時損益を控除した損益として計算されます。

当社の2013年度の基礎利益は、2012年度実績121億4百万円に対して39億5百万円増加し、160億9百万円となりました。

160億9百万円
2013年度

逆ざやの状況

平均予定利率が低下していることもあり、2013年度の逆ざや額は22億円と、前年度実績30億円に比べ8億円減少しました。当社では、この逆ざや額を全体の収益でカバーし、基礎利益はプラスを確保しています。

〈逆ざや額の算出方法〉

逆ざや額 ＝ (基礎利益上の運用収支等の利回り※1 － 平均予定利率※2) × 一般勘定責任準備金※3

[22億円]　[1.94%]　[2.06%]　[1兆8,319億円]

※1 基礎利益上の運用収支等の利回りとは、基礎利益に含まれる一般勘定の運用収支から契約者配当金積立利息繰入額を控除したものの一般勘定責任準備金に対する利回りのことです。
※2 平均予定利率とは、予定利息の一般勘定責任準備金に対する利回りのことです。
※3 一般勘定責任準備金は、危険準備金を除く一般勘定部分の責任準備金について以下の方法で算出しています。
（期始責任準備金＋期末責任準備金－予定利息）×1/2

MCEV(Market Consistent Embedded Value)

MCEVとは

MCEVとは、市場整合的エンベディッド・バリューの略称であり、金融市場における金融商品の価格と整合的な評価となる手法を用い、生命保険事業に係るリスクについて十分な考慮をしたうえで、現在および将来の株主への分配可能利益の現在価値を評価したものです。

MCEVは、企業の「純資産価値」と、保有契約からもたらされる将来利益の現在価値である「保有契約価値」との合計額です。

一般に生命保険契約は、新契約が成立してから会計上の利益が計上されるまでに時間がかかるため、損益計算書などの法定の会計情報を補完するものとして、欧州やカナダでは生命保険会社の価値・業績を評価する有力な指標であるエンベディッド・バリューが使用されています。

欧州では、主要保険会社のCFO(最高財務責任者)から構成されるCFOフォーラムが2004年5月にEEV原則を公開した後、EEV原則に準拠した開示が広く行われるようになり、その後、計算基準の統一性をさらに高めるという視点から市場整合的な評価手法を用いることを定めたEuropean Insurance CFO Forum Market Consistent Embedded Value Principles©※(以下「MCEV Principles」)が2008年6月に公表されました。

当社においても、当社の現状をより一層ご理解いただくため、2010年3月末よりMCEV Principlesに基づいた開示を行っています。

なお、MCEV Principlesについては、2009年10月に改定が行われ、流動性プレミアムに関する事項が加えられており、今後も計算基準などの見直しが行われることも考えられます。

※Copyright ©Stichting CFO Forum Foundation 2008

2013年度末MCEV

2013年度末MCEVは下表のとおりです。

(単位:億円)

	2012年度末	2013年度末	増減額
年度末MCEV	6,748	7,503	＋755
純資産価値	2,085	2,017	△68
保有契約価値	4,662	5,486	＋823
新契約価値	470	463	△7

・純資産価値は、計算基準日において対象事業に割り当てられた資産時価が法定責任準備金およびその他の負債を超過する額です。具体的には、貸借対照表の純資産の部の額に、1.価格変動準備金、2.危険準備金、3.一般貸倒引当金、4.契約者配当準備金中の未割当額、5.満期保有目的の債券の含み損益、6.金融派生商品の含み損益を加え、7.無形固定資産を控除した後、これら前1.～7.に関する税効果相当額を差し引いた額です。
・保有契約価値は、保有契約から将来生じる株主への分配可能利益を評価日における現在価値に換算したものであり、確実性等価利益現価から、オプションと保証の時間価値、フリクショナル・コストおよびヘッジ不能リスクに係る費用を差し引いた額です。
・新契約価値は、当年度に成立した新契約の評価日における価値を示したものであり、年度末MCEVの内数です。
・MCEVについて、今年度の開示から、金額については過去の分も含めて億円未満を切り捨てて表示しています。その結果、前年度開示した数値と一部異なるところがあります。

〈MCEV推移〉

2012年度末から2013年度末への変動要因

2012年度末から2013年度末へのMCEVの変動要因は下表のとおりです。

2013年度新契約価値(A)、2012年度末保有契約価値からの割り戻し(B、C)および保険関係の前提条件の変更(E)といった増加要因があった一方、保険関係の前提条件と実績の差異(D)や経済前提条件と実績の差異(H)等といった減少要因があり、2013年度のMCEV増加額は755億円となりました。

(単位:億円)

変動要因	MCEV
2012年度末MCEV	6,748
A. 2013年度新契約価値	+463
B. 2012年度末保有契約価値の割り戻し(リスクフリーレート分)	+149
C. 2012年度末保有契約価値の割り戻し(期待超過収益分)	+238
D.保険関係の前提条件と実績の差異	△85
E. 保険関係の前提条件の変更	+92
F. 保険事業に係るその他の要因に基づく差異(MCEVの計算モデル改善・修正等による影響)	△23
G.保険事業活動によるMCEV増減(A～F)	+834
H. 経済前提条件と実績の差異	△75
I. その他の要因に基づく差異(復興特別法人税の廃止時期が1年前倒しとなったことによる差異)	△3
MCEV増減総計(G～I)	+755
2013年度末MCEV	7,503

その他

●保険数理に関する専門的知識を有する第三者機関(アクチュアリー・ファーム)であるミリマン・インクから、意見書を受領しています。
意見書およびMCEVに関する詳細については当社のホームページでご参照いただけます。

●MCEVの計算は、経済・事業環境、税制、その他多くの前提に依存します。適用された計算手法および前提条件は、MCEV Principlesに準拠していますが、一般に、前提条件と将来の実現値とは異なるものです。前提条件と将来の実現値との乖離は、計算結果に重大な影響を及ぼす場合があります。
また、実際の市場価値は、投資家がさまざまな情報に基づいて行う判断により決定されるため、MCEVから著しく乖離することがあります。
これらの理由により、MCEVは生命保険会社の企業価値を評価する唯一の指標ではありませんので、ご注意ください。

責任準備金の積立状況

生命保険会社では、将来の保険金・年金・給付金等の支払いに備え、責任準備金の積み立てが義務づけられています。この責任準備金の積立方式には、「平準純保険料式」、「チルメル式」などがありますが、当社では積立水準が高い「平準純保険料式」による積み立てを実施しています。また、2007年度から、第三分野保険に対しては、将来の給付金等の支払率の上昇を見込んだストレス・テストを実施し、その結果により、さらに負債十分性テストを行い、各テストの結果に応じ、責任準備金の積み増しを行うことが義務づけられています。

なお、2013年度末のストレス・テストの結果、危険準備金として373百万円の積み立てを行いました。また、その結果を受けて負債十分性テストを実施しましたが、保険料積立金の追加積み立ての必要はありませんでした。

主要業績の推移

直近事業年度における事業の概況

2013年度の新契約高は前年度比86.6%の2兆6,350億円となりました。2013年度末の保有契約高は前年度末比105.6%の20兆2,455億円となり、20兆円を超えました。(契約高は個人保険と個人年金保険の合計です。)

保険料等収入は保有契約高の増加などにより、前年度比100.6%の3,728億円となりました。

総資産は当年度中に1,476億円増加し、当年度末には2兆1,202億円となり2兆円を超えました。

〈主要業績の状況〉

	2012年度(末)	2013年度(末)	前年度(末)比
新契約高	3兆433億円	2兆6,350億円	86.6%
保有契約高	19兆1,647億円	20兆2,455億円	105.6%
保険料等収入	3,707億円	3,728億円	100.6%
総資産	1兆9,726億円	2兆1,202億円	107.5%

〈保有契約の過去5年度分の推移(個人保険と個人年金保険の合計)〉

(注)合併前の業績については、2社合算の数値を記載しています。

損益の状況

2013年度の経常利益は172億円となり、前年度実績114億円に比べ58億円増加しました。

当期純利益は、80億円となり、前年度実績44億円に比べ36億円増加しました。

基礎利益は160億円となり、前年度実績121億円に比べ39億円増加しました。

主要業績の推移

(単位:百万円)

項目	2009年度(末)	2010年度(末)	2011年度(末)	2012年度(末)	2013年度(末)
総資産	1,122,133	1,187,254	1,809,210	1,972,630	2,120,286
有価証券残高	1,030,306	1,083,552	1,672,594	1,836,684	1,988,668
責任準備金残高	1,032,371	1,097,361	1,689,139	1,823,979	1,959,172
経常収益	258,426	269,332	331,593	409,934	415,266
保険料	232,187	244,911	299,417	365,613	369,504
資産運用収益	22,095	19,710	26,704	36,875	40,618
保険金等支払金	147,861	138,884	154,268	172,202	174,043
うち解約返戻金	97,900	85,253	92,132	97,961	93,280
経常利益	4,088	759	4,924	11,423	17,257
当期純利益又は当期純損失(△)	1,315	△ 1,506	△ 9,829	4,421	8,068
ソルベンシー・マージン比率	2,437.9%	2,300.9% (1,646.7%)	1,449.5%	1,555.3%	1,583.2%
新契約高	2,121,806	2,243,293	2,494,094	3,043,304	2,635,008
保有契約高	10,485,124	11,653,083	17,659,712	19,164,751	20,245,544

(注) 1. 新契約高および保有契約高は個人保険・個人年金保険の契約高の合計です。なお、個人年金保険の新契約高は年金支払開始時における年金原資です。また、個人年金保険の保有契約高は、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金を合計したものです。

2. ソルベンシー・マージン比率に関して、平成22年内閣府令第23号、平成22年金融庁告示第48号により、ソルベンシー・マージン総額およびリスクの合計額の算出基準が一部変更(マージン算入の厳格化、リスク計測の厳格化・精緻化など)されています。そのため、2009年度末および2010年度末の比率は2010年度以前の基準によって算出されています。なお、2010年度末の(　　)内の数値は、2011年度以降における基準を2010年度末に適用したと仮定し、2011年3月期に開示した数値です。

〈(ご参考)2社合算〉

(単位:百万円)

項目	2009年度(末)	2010年度(末)	2011年度(末)	2012年度(末)	2013年度(末)
総資産	1,591,121	1,715,400	1,809,210	1,972,630	2,120,286
有価証券残高	1,408,918	1,507,240	1,672,594	1,836,684	1,988,668
責任準備金残高	1,439,564	1,559,315	1,689,139	1,823,979	1,959,172
経常収益	359,981	385,380	395,288	409,934	415,266
保険料	323,376	349,877	356,263	365,613	369,504
資産運用収益	31,011	29,208	32,667	36,875	40,618
保険金等支払金	185,344	177,978	172,819	172,202	174,043
うち解約返戻金	121,981	109,028	103,550	97,961	93,280
経常利益	6,204	1,830	4,225	11,423	17,257
当期純利益又は当期純損失(△)	1,867	△ 1,784	△ 11,105	4,421	8,068
ソルベンシー・マージン比率	—	—	1,449.5%	1,555.3%	1,583.2%
損保ジャパンひまわり生命	2,437.9%	2,300.9% (1,646.7%)	—	—	—
日本興亜生命	2,750.4%	2,596.3% (2,087.3%)	—	—	—
新契約高	2,768,734	3,067,388	2,968,353	3,043,304	2,635,008
保有契約高	14,686,763	16,201,321	17,659,712	19,164,751	20,245,544

(注)2社合算では、合併前の業績について、損保ジャパンひまわり生命と日本興亜生命の数値を合算しています。

〈総資産の推移〉

(注) 合併前の業績については、2社合算の数値を記載しています。

2013年度中に総資産が1,476億円増加し、2兆円を超えました。

〈保険料の推移〉

(注) 合併前の業績については、2社合算の数値を記載しています。

保険料は、一般事業会社の売上高に相当します。2013年度は、対前年度比1.1%の増加となりました。

〈保有契約高の推移(個人保険と個人年金保険の合計)〉

(注) 合併前の業績については、2社合算の数値を記載しています。

保有契約高は、個々の被保険者さまに対して当社が保障する金額の総合計額です。

毎年着実に増加し、2013年度末は前年度末比5.6%増となりました。

収支の状況

〈損益計算書（抜粋）〉

（単位：百万円）

科　目		2012年度 金　額	2013年度 金　額
経常収益	①	409,934	415,266
保険料等収入		370,725	372,878
保険料	②	365,613	369,504
再保険収入		5,111	3,374
資産運用収益	③	36,875	40,618
利息及び配当金等収入		32,810	35,565
有価証券売却益		2,010	2,739
その他経常収益		2,333	1,769
経常費用	④	398,510	398,009
保険金等支払金	⑤	172,202	174,043
保険金		32,488	33,561
年金		3,804	7,387
給付金		31,219	33,703
解約返戻金		97,961	93,280
その他返戻金		1,467	1,701
再保険料		5,261	4,409
責任準備金等繰入額	⑥	138,573	138,697
資産運用費用	⑦	1,116	568
支払利息		88	69
有価証券売却損		178	401
有価証券評価損		793	—
金融派生商品費用		30	67
事業費	⑧	82,213	80,100
その他経常費用		4,405	4,599
経常利益	⑨	11,423	17,257
特別利益		0	—
特別損失	⑩	349	545
契約者配当準備金繰入額	⑪	3,404	3,465
税引前当期純利益		7,670	13,246
法人税及び住民税		3,721	5,051
法人税等調整額	⑫	△ 472	126
法人税等合計		3,249	5,177
当期純利益	⑬	4,421	8,068

①経常収益	生命保険事業本来の営業活動により、毎年継続的に発生する収益です。生命保険会社の場合、保険料等収入、資産運用収益、その他経常収益に区分されています。
②保険料	ご契約者さまから払い込まれた保険料による収益で、生命保険会社の収益の大部分を占めています。
③資産運用収益	資産運用による収益で、利息や配当金のほかに有価証券売却益なども含まれます。

＊2013年度は、資産運用収益の87.6%を「利息及び配当金等収入」が占めています。

④経常費用	生命保険事業本来の営業活動により、毎年継続的に発生する費用です。
⑤保険金等支払金	保険金、年金、給付金、返戻金等の保険契約上の支払いを計上します。再保険契約による支払保険料もこちらに計上します。
⑥責任準備金等繰入額	責任準備金は、将来の保険金・給付金等の支払いに備え、積み立てが義務づけられている準備金です。毎期年度末に、前年度計上額を一旦全額戻入し、当年度の必要額を新たに全額繰り入れる方法により積み立てられます。 損益計算書上は（繰入額−戻入額）の差額で表示されます。
⑦資産運用費用	有価証券売却損、有価証券評価損などを計上します。
⑧事業費	新契約の募集および保有契約の維持保全や保険金等の支払いに必要な経費を計上します。一般事業会社の「販売費及び一般管理費」に当たります。
⑨経常利益	生命保険事業本来の営業活動により、毎年継続的に発生する収益（経常収益）から、毎年継続的に発生する費用（経常費用）を差し引いた残額が経常利益です。
⑩特別損失	特別な要因で一時的に発生した損失を計上します。
⑪契約者配当準備金繰入額	ご契約者さまに対する配当金の支払財源となる契約者配当準備金への繰入額です。

＊当社では、ほとんどが団体保険契約にかかわる配当準備金の繰入です。

⑫法人税等調整額	税効果会計を適用したことによる法人税、住民税、事業税の当期調整額を計上します。

＊当社では法人税と住民税の当期調整額を計上しますが、2013年度は税制改正で復興特別法人税の廃止が決定したことにより、期首の繰延税金資産の取崩しに伴う調整額4億円を計上しています。

⑬当期純利益	税引前当期純利益から法人税等合計を控除した金額で、会社のすべての活動によって生じた純利益を意味します。

資産・負債の状況

〈貸借対照表（抜粋）〉

（単位：百万円、%）

科　目		2012年度末	2013年度末	
		金　額	金　額	構成比
（資産の部）				
現金及び預貯金		46,850	38,819	1.8
有価証券	①	1,836,684	1,988,668	93.8
国債		1,304,484	1,477,004	69.7
地方債		100,045	65,587	3.1
社債		372,069	334,832	15.8
株式		10,366	8,588	0.4
外国証券		49,718	102,655	4.8
貸付金	②	35,012	35,672	1.7
有形固定資産		1,411	1,228	0.1
無形固定資産		2,088	1,075	0.1
代理店貸		179	125	0.0
再保険貸		1,761	930	0.0
その他資産		35,259	40,062	1.9
未収金		25,903	29,224	1.4
未収収益		4,893	5,414	0.3
預託金		2,838	2,807	0.1
仮払金		382	1,230	0.1
繰延税金資産	③	13,433	13,747	0.6
資産の部合計		1,972,630	2,120,286	100.0
（負債の部）				
保険契約準備金		1,856,426	1,995,280	94.1
支払備金	④	28,345	31,850	1.5
責任準備金	⑤	1,823,979	1,959,172	92.4
契約者配当準備金		4,100	4,257	0.2
代理店借		3,711	3,253	0.2
再保険借		1,254	1,026	0.0
その他負債		11,886	13,353	0.6
役員賞与引当金		52	49	0.0
退職給付引当金		2,146	2,590	0.1
特別法上の準備金		2,218	2,688	0.1
価格変動準備金		2,218	2,688	0.1
負債の部合計		1,877,696	2,018,241	95.2
（純資産の部）				
資本金		17,250	17,250	0.8
資本剰余金		30,000	30,000	1.4
利益剰余金		20,380	28,448	1.3
その他有価証券評価差額金	⑥	27,304	26,345	1.2
純資産の部合計		94,934	102,044	4.8
負債及び純資産の部合計		1,972,630	2,120,286	100.0

①有価証券	有価証券のうち、国債、地方債、社債はそれぞれ日本国、国内の地方公共団体、国内企業等の発行する債券への投資です。また、外国証券は米国債等、海外の国・企業等が発行する外国債券や海外の企業が発行する外国株式等、海外の国・企業等が発行する有価証券への投資の総称です。

＊当社の一般勘定資産の資産運用ポートフォリオはALM（資産・負債の総合管理）の観点から、保険契約の特性を勘案して、高格付けの円貨建債券を中心とした健全かつ効率的な運用を行うことで、長期的に安定した収益の確保を図っています。

②貸付金	生命保険会社の貸付金には保険約款貸付と一般貸付があります。

＊当社の貸付金はすべて保険約款貸付です。

③繰延税金資産	税効果会計を適用した場合に、将来の会計期間において回収が見込まれる税金の額を計上します。
④支払備金	支払義務が発生している保険金、給付金、返戻金等のうち、決算期末時点で、未払いとなっているものについて、その支払いのために必要な金額を積み立てる準備金です。
⑤責任準備金	将来の保険金・年金・給付金の支払いに備え、保険業法で保険種類ごとに積み立てが義務づけられている準備金です。 責任準備金の積立方式の代表的なものには、「平準純保険料式」と「チルメル式」があります。

＊当社は平準純保険料式による積み立てを行っています。

⑥その他有価証券評価差額金	生命保険会社の保有する有価証券のうち、「売買目的有価証券」、「責任準備金対応債券」、「満期保有目的の債券」、「子会社・関連会社株式」のいずれにも分類されない「その他有価証券」については、時価で評価し、貸借対照表に計上されています。ただし、その評価損益は損益計算書には計上されずに、評価差額金として、税効果分を除いて貸借対照表の純資産の部に計上されます。

＊当社の一般勘定で保有している有価証券は、帳簿価額ベースで満期保有目的の債券が65.1%、その他有価証券が34.9%です。

2013年度の一般勘定資産の運用状況

運用環境

2013年度のわが国経済は、積極的な金融・財政政策を背景に、前半は内需主導で高い成長を記録しましたが、夏場以降、外需の伸び悩みにより成長ペースが鈍化しました。

企業部門は、内需拡大や円安効果を受けて業績が改善に向かう一方、設備投資には依然として慎重な姿勢が見られました。個人消費は、雇用情勢の改善による所得の下げ止まりや、株価上昇による資産効果に加えて消費増税前の駆け込み需要もあり、年度を通じて堅調な動きとなりました。物価は、円安によるエネルギー価格の上昇などから上昇基調が続きました。

このような経済情勢の下、為替市場では、日本銀行が4月に発表した量的・質的金融緩和政策の影響もあり、約4年ぶりに対ドルで100円を超えて円安が進行しました。株式市場では、欧米株式の上昇や円安進行が好感され、前年度末12,000円台前半だった日経平均株価は、12月末には2007年以来となる16,000円超えを記録し、年度末は14,000円台後半となりました。10年国債利回りは、日本銀行による大規模な国債買入の影響を巡って大きく変動し、一時は1.0%付近まで上昇する局面もありましたが、次第に低下基調となり、年度末は0.6%台となりました。

当社の運用方針

生命保険会社においては、将来の保険金等の支払いに備えて積み立てる保険契約準備金が負債の大部分を占めています。このため、当社では負債の特性を勘案し、ALM(資産と負債の総合管理)を重視した資産運用を行っています。

上記運用方針に基づき、当社の一般勘定資産は株価変動リスクを最小限に抑え、高格付けの円貨建債券を中心とした資産運用ポートフォリオを構築することにより、長期的に安定した収益の確保を図っています。また、一部を外貨建債券やRMBS(貸付債権担保住宅金融支援機構債券)に投資することにより、利回りの向上を図っています。

ALMの推進

資産と負債を総合的に管理していくことをALMといいます。

生命保険会社の負債は、将来の保険金などのお支払いに備えて積み立てられた責任準備金が大部分を占めており、金利が固定された長期間のものが多いという特徴があります。資産を運用する際に、そのような保険契約の特性を考慮することは、生命保険会社としての健全性を維持するうえで重要であると考えられます。

当社では、資産運用関連規程にALMの考え方に基づく資産運用方針を定め、負債特性に応じた資産運用を行っています。

運用実績の概況

資産配分

2013年度末の一般勘定資産は、前年度末に比べ1,456億円増加し2兆1,009億円となりました。2013年度末における主な資産構成は、有価証券1兆9,712億円(一般勘定占率93.8%)、現預金371億円(同1.8%)となっています。

〈一般勘定資産の構成　2013年度末〉

〈有価証券の構成　2013年度末〉

資産運用収支

資産運用収益は、利息及び配当金等収入の増加や有価証券売却益等により383億円となりました。一方、資産運用費用は、有価証券売却損等を計上したことにより5億円となりました。これらの結果、資産運用収益から資産運用費用を控除した資産運用収支は、377億円となりました。

〈資産運用収益・資産運用費用の状況〉

●資産運用収益

●資産運用費用

財務の健全性

当社が2013年度末に保有する地方債・社債・外国債券の残高の86.7%は、債務履行能力が高いA格以上です。残りの債券については、BBB格11.8%、BB格1.3%、B格0.2%となっています。

〈一般勘定債券の信用格付別残高の構成　2013年度末〉

格付は当社社内格付規程に基づき分類しています。社内格付規程はムーディーズ、スタンダード&プアーズ、格付投資情報センター(R&I)、日本格付研究所(JCR)の外部格付に基づいています。なお、上記グラフには国債、政府保証債は含めていません。

証券化商品等への投資および サブプライム関連投資の状況

証券化商品等への投資については、住宅金融支援機構の発行したRMBS(貸付債権担保住宅金融支援機構債券)およびクレジットリンクノート(クレジットデフォルトスワップを組込んだ仕組債)のみであり、米国のサブプライムローンを裏付資産とした証券化商品は保有していません。

業務品質向上に向けた取り組み

業務品質向上推進態勢

当社は、徹底したお客さま視点ですべての価値判断を行い、お客さまの安心・安全・健康に資する最高品質のサービスを提供し、社会に貢献することを掲げる「グループ経営理念」を共有しています。この理念の実践をより徹底したものとするため、お客さまからの苦情、ご相談、お問い合わせをはじめとするさまざまなご意見・ご要望を真摯に受けとめ、ご加入時から保険金・給付金のご請求時まで全ての業務プロセスにおける品質の向上に活かしています。

取り組みの核として、経営レベルで業務品質向上を推進するため、「品質向上推進本部」を設置しています。同推進本部は、お客さまの声や社会情勢など、多様な視点から業務品質向上課題を発見し、品質向上策の検討、着実な実行とその結果の検証を行っており、業務品質向上のPDCAサイクルを実践しています。

また、お客さま対応やお客さまの声への対応に関して目指すべき姿勢と業務のあり方を定めた「お客さま対応基本方針」を制定しており、お客さま視点での業務遂行の重要性を全社員が理解し、行動する態勢を構築しています。

これらのお客さまの声への対応の仕組みを構築し、2012年4月2日には、苦情対応マネジメントの国際規格である「ISO10002」への適合を宣言しました。

今後も、これまで以上に「お客さまの声」に真摯に耳を傾けるとともに、いただいた声を事業活動全般に活かし、全社員一丸となって、お客さま満足度の向上を実現してまいります。

業務品質向上推進態勢図

当社におけるお客さまの声への対応態勢および対応状況などについては以下のとおりです。

お客さまの声対応態勢

当社は、「お客さまから選ばれる生命保険会社」を実現するため、苦情を含むお客さまの声を積極的に受けとめ、「お客さま視点に基づく業務品質の向上」に向けたお客さまの声への対応態勢を構築し、継続的な取り組みを推進しています。

<お客さま対応基本方針の制定>

・2011年10月に、全社員が目指すべき姿勢と業務のあり方を定めた「お客さま対応基本方針」を制定し、その方針を具体化するため、お客さま対応の枠組みやお客さまの声対応の基本項目を定めた規程などを整備しました。
・お客さまの声を幅広く受けとめるため、「お客さま」は当社との保険契約の有無や個人・法人を問わず広く「消費者」「生活者」のことと定義しています。
・また、ご高齢のお客さまなどへの基本姿勢を定め、事務・サービスの向上を図っています。

<苦情対応マネジメントシステムISO10002※への自己適合宣言>

・2012年4月2日付けで、苦情対応マネジメントの国際規格であるISO10002(JISQ10002)への適合を宣言しました。本宣言を契機にお客さまの声対応態勢を強化し、苦情のみならず、お客さまからのお問い合わせ、ご相談、ご要望などを含む「お客さまの声」に真摯に耳を傾けるとともに、いただいた声を事業活動全般に活かし、さらなるお客さま満足度の向上を実現していくことを目指しています。

※ISO10002とは…
苦情対応の基本原則やその基本原則を達成するために必要な苦情対応の枠組み、苦情対応プロセス手順の国際規格です。2004年7月に「国際標準化機構(ISO)」により制定され、2005年6月にはそれに合致した日本規格JISQ10002が「日本工業標準調査会」(JISC)により制定されています。

<お客さまの声対応態勢>

1.お客さまへの適切な対応と情報管理

カスタマーセンター、各営業店、代理店、ホームページ、外部機関、各種アンケートなどに寄せられたお客さまの声は、お客さまの声データベースなどへ集約しています。

2.お客さまの声を活かした経営

お問い合わせ、ご相談、ご要望、苦情を含めたお客さまの声は、いただいたお申出内容や傾向、原因などを分析し、商品開発、販売、保険金支払いなどさまざまな場面における課題として認識したあと、関連各部署と情報を共有し、業務改善につなげています。

3.お客さまへの情報開示

お客さまの声の受付状況や概要を定期的に当社オフィシャルホームページ上の「お客さまの声」にて開示し、お客さまの信頼に応えるとともに、経営の透明性を高めています。

<当社に対するご意見・ご要望受付窓口の設置>

・当社に対しご意見・ご要望のあるお客さまのご相談窓口として専用フリーダイヤルを開設しています。また、当社オフィシャルホームページ上の「お客さまの声」のご意見・ご要望フォームから、お客さまのご都合にあわせ、いつでもご意見・ご要望をいただける態勢を整えています。

●フリーダイヤル

当社に対するご意見・ご要望のあるお客さまの窓口

0120−273−211

受付時間：月～金 9:00～18:00
（土、日、祝日および12/31～1/3を除く）

※携帯電話・PHSからもご利用いただけます。

●オフィシャルホームページ

http://www.nksj-himawari.co.jp/

受付時間：24時間 365日

<外部機関の仲介による苦情等の解決（金融ADR制度）>

・ADRとは、身の回りで起こるトラブルを裁判でなく、中立・公正な第三者に関わってもらいながら柔軟な解決を図る手続きです。一般社団法人生命保険協会は、保険業法に基づく指定紛争解決機関として金融庁から指定を受けており、当社は一般社団法人生命保険協会と金融ADR制度を利用するための契約を締結し、この制度への的確な対応態勢を整備しています。

また、一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXでは受け付けておりません。）・来訪により生命保険に関するさまざまなご相談・ご照会・苦情をお受けし、お客さまの疑問やお悩みを整理し、解決に向けたアドバイスを行っています。生命保険相談所は全国に連絡所を設置しており、無料でご利用いただけます。

生命保険相談所〔生命保険相談室:東京〕

〒100-0005　東京都千代田区丸の内3-4-1
新国際ビル3F（生命保険協会内）

電 話　**03（3286）2648**

○相談受付日／月～金（祝日、年末年始を除く）

○相談受付時間／9:00～17:00

※詳しくは生命保険協会のホームページ（http://www.seiho.or.jp/）をご覧ください。

お客さまの声（苦情）の受付状況

2013年度にお客さまから寄せられた「お客さまの声（苦情）」の受付状況は下表のとおりです。

申出分類	主な内容	件数	全体に占める割合
ご加入に関するもの	・保険証券に記載されている氏名・住所が相違している ・契約時に聞いた話と違う（説明を受けていない）	5,056	14.9%
保険料のお支払いに関するもの	・クレジットカード払いの取り扱いに不満 ・口座振替・振込関係書類への不満（遅い、未着、不足、相違等）	5,264	15.5%
ご契約後の各種お手続き（内容変更など）に関するもの	・解約関係書類への不満（遅い、未着、不足、相違等） ・変更した氏名・住所などが相違している	7,883	23.2%
保険金・給付金のお支払いに関するもの	・入院等給付金関係書類が届かない（遅い、連絡・フォローがない含む） ・生存給付金（満期・年金）の支払が遅い、少ない（保険料相殺払い・金額相違を含む）	5,076	14.9%
その他	・控除証明書が届くのが遅い（届かないを含む） ・アフターサービスが良くない	10,722	31.5%
2013年度合計		34,001	100.0%

お客さまの声を反映した商品・サービス等の改善・開発の取り組み

当社では、さまざまな形で「お客さま視点」に基づく業務改善の仕組みを構築しています。いただいた「お客さまの声」を活かして、お客さまのニーズに合った商品・サービスをご提供するとともに、お客さまの利便性向上につながるよう各種帳票の改訂も随時行うなど、業務改善に取り組んでいます。

実施した改善取り組みの事例は次のとおりです。

カテゴリー	お客さまの声（ご要望・ご意見）	改善内容
仕組みから見直し	「年払」「半年払」の契約もクレジットカードで保険料を支払えるようにしてほしい。	クレジットカード払での「半年払」「年払」の取扱いを開始しました。（※） また、既にご加入いただいている「半年払」「年払」契約においてもクレジットカード払への変更ができるようになりました。 ※1契約あたりの1回分保険料が10万円以下の契約が対象となります。 ※旧日本興亜生命保険契約、および契約者が法人（個人事業主を含みます）の場合は取扱いできません。 ※対象となる保険料は初回保険料と2回目以降保険料となります。（初回保険料のみの取扱いはできません。）
	給付金請求をしようとカスタマーセンターに連絡したが、なかなか電話がつながらなかった。請求書類を早く送ってほしい。	カスタマーセンターに「保険金・給付金請求ダイヤル」を新設し、スムーズにご請求手続きいただける環境を整えました。 自動音声による番号選択をすることなく、直接、保険金・給付金請求の担当者につながるようになりました。
便利に	請求金額により他社の診断書コピーが使用できないのはわかりにくいし不便である。 請求金額がいくらになるかわからない。	入院・手術・通院等の請求は、ご請求金額に関係なく、他の生命保険会社の診断書コピーでもご請求手続きを可能としました。（※） ※死亡・高度障害・身体障害の請求を除きます。
	保険証券を再発行をするのに印鑑証明書を提出しなければならないのは、手間がかかり面倒である。	保険証券や年金証書を再発行する際の必要書類を見直し、印鑑証明書にかわり公的身分証明書の写しでお手続きいただけるようになりました。（※） ※お支払金額500万円以下の契約が対象となります。 ※法人（個人事業主を含みます）契約を除きます。
見やすく・わかりやすく	もうすぐ生存給付金が支払われる時期だが、いつ振り込まれるのか分からない。	生存給付金・成長祝金支払時にお送りする「お支払予告通知書」と「請求書」の『お振込予定日』欄の記載が、一律1日となっていましたが、実際の振込予定日を『お振込予定日』として印字し、ご確認いただけるようにしました。（※） ※旧日本興亜生命保険契約を除きます。

カスタマーセンターのご案内

当社では、各種お手続き、お問い合わせ、資料のご請求・各種ご相談をカスタマーセンターにて承っています。また、ご契約いただいているお客さまは、インターネットで各種お手続きに必要な書類のご請求が可能です。ぜひ、ご活用いただきますようお願いいたします。

専門オペレーターによる親切・丁寧な対応

カスタマーセンターでは、専門知識を身に付けたオペレーターがお客さまからのお問い合わせに親切・丁寧に誠意をもって対応させていただいています。

ご契約者さま向けホームページ

生命保険に関してお客さまからいただくお問い合わせや各種お手続きについて、オフィシャルホームページ上でわかりやすくご案内していますので、ぜひ、ご活用ください。

■「よくあるご質問」ページ
各種お手続きに関するQ&Aを600件以上掲載しています。

■「保険金・給付金のご請求手続き」ページ
お手続きの流れや必要書類のご案内のほか、保険金・給付金のお支払いについてお客さまご自身で確認することができるようになっています。

■「こんなときどうする?」ページ
ライフイベントごとに必要となるお手続きや保障見直しのポイントについてご案内しています。

■お手続きサービスメニュー(事前のご登録は必要ありません。)
以下のお手続きはインターネットで完了します。
●住所・電話番号の変更
●生命保険料控除証明書の再発行
また、以下についてはお手続き書類のご請求ができます。
●給付金のご請求　●受取人さまの変更
●ご契約者さまの改姓　●保険証券の再発行
●保険料お振替口座の変更

■インターネットサービス(事前のご登録が必要です。)
会員登録いただくといつでもお好きな時間に、ご契約内容が確認できます。

24時間自動音声による対応

住所変更・口座変更・保険証券再発行・解約・控除証明書再発行のお手続きに関しては、24時間365日いつでも受付可能な「お手続き受付ダイヤル」を設置しています。

カスタマーセンターでお受けしている各種お手続き

カスタマーセンターでは以下のお手続き、お問い合わせを承ります。

●保険金・給付金のご請求　●ご住所の変更
●名義変更、受取人変更、改姓　●保険証券の再発行
●保険料お振替口座の変更　●保険料のお支払い
●クレジットカード払いへの変更　●保険料控除証明書再発行
●ご契約内容の変更、解約　●契約者貸付のお手続き
●ご契約内容のお問い合わせ　●その他お手続き

●オペレーターによるお問い合わせ窓口　※携帯電話からもご利用いただけます。
保険金・給付金請求のお手続き　**0120−528−170**
お手続き、お問い合わせ全般　**0120−563−506**
受付時間:月〜金 9:00〜18:00　土 9:00〜17:00(日、祝日および12/31〜1/3を除く)

●自動音声による手続き書類送付受付　※携帯電話からもご利用いただけます。
住所変更、口座変更、保険証券再発行、解約、控除証明書再発行　**0120−088−312**
受付時間:24時間 365日
※生命保険料控除証明書の再発行は、10月中旬から翌年3月まで承ります。

●オフィシャルホームページ
http://www.nksj-himawari.co.jp/

お客さまから「信頼される」生命保険会社を目指して

保険金等支払管理態勢

保険金・給付金(以下「保険金等」といいます。)のお支払いは、生命保険事業の根幹となる最も基本的かつ重要な業務です。

保険金等の迅速かつ適時・適切なお支払い手続きを行うとともに、「保険契約ご加入時」「保険契約期間中」「保険金等ご請求受付時」「保険金等お支払い後」などさまざまな場面において、お客さまへ適切かつ丁寧なご案内、ご説明を実施しています。

また、これらを実現するため、保険金等支払管理態勢の整備・構築ならびに保険金等支払業務の適切性確保に全社をあげて取り組んでいます。

保険金等支払管理態勢のさらなる充実に向けて

保険金等支払業務の適切性確保の観点から、社内および社外からの管理監督や検証・牽制する体制の整備など、これまで取り組んできた業務改善策の永続的な推進に加え、お客さまのご期待を上回るサービスの提供へ向けて、苦情・ご要望・ご提言などのお客さまの声をもれなく幅広く把握するとともに、支払業務工程の見直しを継続的に実施し、分析と検証を繰り返すことにより、保険金等支払管理態勢のさらなる充実を図ってまいります。

〈保険金等支払管理態勢図〉

保険金等のお支払い状況

2013年度に保険金等をお支払いした件数は296,668件(うち保険金31,494件、給付金265,174件)となっております。一方、お支払い対象とならなかった件数は8,926件(うち保険金171件、給付金8,755件)でした。

保険金等のお支払いにあたっては、今後も引き続き、ご契約の保険約款に基づき、医学的判断や法律的判断などを総合して、適切なお支払いを確保してまいります。

〈保険金等をお支払いした件数・金額(2013年度)〉

(単位:件、百万円)

	保険金	給付金	合計
件　数	31,494	265,174	296,668
金　額	33,561	33,703	67,265

〈保険金等のお支払い対象とならなかった件数(2013年度)〉

(単位:件)

お支払いできない理由	保険金	給付金	合計
詐欺による取消し	0	0	0
不法取得目的による無効	0	0	0
告知義務違反による解除	13	481	494
重大事由による解除	0	0	0
免責事由に該当	63	17	80
支払事由に非該当	95	8,165	8,260
その他	0	92	92
合計	171	8,755	8,926

■「お支払いできない理由」の説明

○詐欺による取消し
　お申込み時に、契約者または被保険者による詐欺行為があった場合

○不法取得目的による無効
　保険金等を不法に取得する目的で保険に加入した場合

○告知義務違反による解除
　お申込み時に、契約者または被保険者が故意または重大な過失により事実を告知していただけなかった場合
　または告知した内容が事実と相違していた場合

○重大事由による解除
　保険金等をだまし取る目的で故意に事故を起こした場合など

○免責事由に該当
　ご請求内容が、約款に定めるお支払いできないケースに該当する場合

○支払事由に非該当
　ご請求内容が、約款に定めるお支払いできるケースに該当しない場合

内部統制の整備

当社は、業務の適正を確保し、企業統治の強化および質の向上に資するため、次の基本方針を取締役会において決議し、内部統制システムを構築しています。

内部統制基本方針

当社は、当社における業務の適正を確保し、企業統治の強化および質の向上に資するため、関連諸法令ならびにNKSJホールディングス株式会社(以下「NKSJHD」といいます。)の定めるNKSJグループ(以下「グループ」といいます。)の経営理念および各種基本方針等を踏まえ、「内部統制基本方針」を取締役会において決議します。なお、基本方針に基づく統制状況について適切に把握および検証し、体制の充実に努めます。

1. グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社は、グループの一員として業務の適正を確保するために必要な体制を次のとおり整備します。

(1)グループ経営理念、グループ行動指針、目指す企業グループ像、グループ経営基本方針、グループ人事ビジョンを社内に周知します。

(2)NKSJHDとの間で経営管理契約を締結し、その内容を順守します。また、経営管理契約に従い、NKSJHDに対して適切に承認申請または報告を行うとともに、当社の経営管理を適切に実施します。

(3)グループの各種基本方針に従い、これに則った体制を整備します。また、事業実態に応じた基本方針・規程等を策定し、これに基づく体制を整備するとともに、その整備状況を管理します。

(4)グループの経営判断に必要な情報収集・調査・検討等を行う体制を整備するとともに、当社取締役会およびNKSJHDへの的確な情報提供等を通じてグループ全体の経営管理等に関する重要事項の経営判断の適正性の確保に寄与します。

(5)「NKSJグループ　グループ内取引に係る基本方針」に従い、重要なグループ内の取引等を適切に把握および審査し、取引等の公正性および健全性を確保します。

2. 職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、取締役、執行役員および使用人(以下、「役職員」といいます。)の職務の執行が法令、定款等に適合することを確保するために必要な体制を次のとおり整備します。

(1)取締役会における取締役の職務執行の状況報告等を通じて役職員の職務の執行が法令等に適合していることを確認します。

(2)「コンプライアンス基本方針」および「行動規範」を定め、コンプライアンス態勢を整備します。また、役職員の行動基準として、コンプライアンス・マニュアルを整備し、これらの周知徹底を図り、これらに基づく教育・研修を継続して実施します。

(3)コンプライアンスに関する統括部署を設置し、コンプライアンス課題への対応計画等を定めるコンプライアンス・プログラムの進捗を管理します。また、コンプライアンス委員会において、コンプライアンスの推進体制・方法等について協議し、コンプライアンス推進状況のモニタリングを行います。

(4)不祥事件等の社内の報告、内部通報、内部監査等の制度を整備するとともに、是正等の対応を的確に行います。

(5)「お客さま対応基本方針」および「お客さまの声対応規程」を定め、実効性のあるお客さまの声対応体制を構築します。

(6)「顧客情報管理態勢の構築・確保に係る基本方針」を定め、顧客情報の管理等を適切に行います。

(7)セキュリティポリシーを定め、情報資産に関する適切な管理体制を確保します。

(8)「利益相反取引管理基本方針」を定め、顧客の利益が不当に害されるおそれのある利益相反取引の管理を適切に行います。

(9)「反社会的勢力への対応に関する基本方針」を定め、反社会的勢力への対応体制を整備するとともに、反社会的勢力からの不当要求の拒絶および関係の遮断に向けて、外部専門機関とも連携し、組織として毅然と対応します。

3. 戦略的リスク経営に関する体制

当社は、「グループ　ERM基本方針」に則って「ERM基本方針」を定め、不測の損失を極小化するとともに、資本を有効活用し、適切なリスクコントロールのもと収益を向上させ、企業価値の最大化を図ることを目的とした「戦略的リスク経営」を実践します。

(1)戦略的リスク経営の実効性を確保するため、リスクテイクの指針となる「グループリスク選好」に基づき、リスク選好に係る方針を定めるなどの態勢を整備・推進します。

(2)当社が抱える各種リスクの特性を的確に把握し、各種リスクを統合して適切に管理します。

(3)これらの実現のために、ERM推進委員会を設置します。

4. 職務の執行が効率的かつ的確に行われることを確保するための体制

当社は、役職員の職務執行が、効率的かつ的確に行われる体制を確保するため、次のとおり、職務執行に関する権限、決裁事項および報告事項の整備、指揮命令系統の確立ならびに経営資源の有効活用を行います。

(1)取締役会を毎月、および必要に応じて随時開催して経営論議を深めるとともに、適宜情報交換を行うなど取締役間の連携を図ります。

(2)年度計画等を策定し、グループの経営計画等とともに社内に周知します。

(3)重要な業務執行に関する事項について経営会議で協議し、取締役会の審議の効率化および実効性の向上を図ります。

(4)取締役会の決議事項および報告事項を整備することで取締役会の関与すべき事項を明らかにするとともに、これに整合するよう決裁権限を定めます。

(5)規程を整備し、社内組織の目的および責任範囲を明らかにするとともに、組織単位ごとの職務分掌、執行責任者、職務権限の範囲等を定めます。

(6)信頼性・利便性・効率性の高い業務運営を実現するため、「システム戦略およびシステムリスク管理に関する基本方針」を定め、的確かつ正確なシステムを構築します。

(7)「業務継続体制構築基本方針」を定め、大規模自然災害等の危険発生時におけるグループの主要業務の継続および早期復旧の実現を図る体制を整備し、有事における経営基盤の安定と健全性の確保を図ります。

5. 財務の健全性および財務報告の適正性を確保するための体制

当社は、財務の健全性および財務報告の適正性を確保するため、以下の体制を整備します。

(1)「財務の健全性・保険計理の管理基本方針」を定め、財務の健全性を確保するための管理体制を整備します。

(2)「NKSJグループ　財務報告に係る内部統制構築の基本方針」に従い、財務報告の適正性および信頼性を確保するために、財務報告に関する内部統制の整備・運用および評価に関する枠組みを定め、必要な体制を整備します。

6. 取締役および執行役員の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、取締役および執行役員の職務の執行に係る情報を適切に保存および管理するため、取締役会等の重要会議の議事録および関連資料その他取締役および執行役員の職務執行に係る情報を保存および管理する方法を規程に定め、これに必要な体制を整備します。

7. 内部監査の実効性を確保するための体制

当社は、内部監査の実効性を確保するため、「NKSJグループ　内部監査の基本方針」に従い、内部監査部門の被監査部門からの独立性、内部監査の計画および実施、内部監査に関する遵守義務等に関する事項を明確にし、これに必要な体制を整備します。

8. 監査役の監査に関する体制

当社は、監査役の監査の実効性の向上を図るため、以下の体制を整備します。

8−1. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の求めに応じ、必要な知識・経験を有する専属の者を監査役スタッフ(監査役の職務を補助すべき使用人)として配置します。また、監査役スタッフに関する規程を定め、次のとおり監査役スタッフの執行からの独立性を確保します。

(1)監査役スタッフの選任、解任、処遇の決定等にあたっては常勤監査役の同意を得ることとし、監査役スタッフの人事上の評価は常勤監査役の同意を求めることにより、取締役からの独立性を確保します。

(2)監査役スタッフはその職務に関して監査役の指揮命令のみに服し、取締役および執行役員等から指揮命令を受けないこととします。

(3)監査役スタッフは、監査役の命を受けた業務に関して必要な情報の収集権限を有することとします。

8−2. 監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

(1)監査役会の同意のもと、役職員が監査役に報告すべき事項(職務の執行に関して法令・定款に違反する重大な事実もしくは不正行為の事実または会社に著しい損害を及ぼす可能性のある事実を含む)および時期を定めることとし、役職員は、この定めに基づく報告、その他監査役の要請する報告を確実に行います。なお、役職員が監査役に当該報告を行ったことを理由として、当該役職員に対して不利益な取扱いをしないこととします。

(2)監査役が取締役または執行役員の職務の執行に関して意見を表明し、またはその改善を勧告したときは、当該取締役または執行役員は、指摘事項への対応の進捗状況を監査役に報告します。

8−3. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1)監査役は、取締役会に出席するほか、経営会議その他重要な会議に出席し、意見を述べることができるものとします。

(2)監査役が、取締役、執行役員、内部監査部門、会計監査人およびその他監査役の職務を適切に遂行するうえで必要な者との十分な意見交換を行う機会を確保します。また、役職員は監査役の求めに応じて、業務執行に関する事項の報告を行います。

(3)重要な会議の議事録その他の重要書類等(電磁的記録を含む)の閲覧について、監査役の求めに応じて対応します。

(4)監査役の求めに応じて、NKSJHD監査役が当社の役職員から情報収集する機会を確保します。

利益相反管理基本方針の概要

当社は、当社または当社のグループ金融機関が行う利益相反のおそれのある取引について、お客さまの利益が不当に害されることのないよう、法令等および以下の方針にのっとり適切に管理しています。

1.対象取引および特定方法

(1)対象取引

当社がこの方針の対象とする「利益相反のおそれのある取引」は、当社またはグループ金融機関が行う取引のうち、「お客さまの利益を不当に害するおそれがある取引」をいいます。

なお、この方針における「お客さま」とは、当社またはグループ金融機関とすでに取引関係にある、または取引関係に入る可能性のあるお客さまをいいます。また、グループ金融機関とは、NKSJHDの子会社または関連会社のうち、別表に掲げる保険会社、金融商品取引業者等に該当する会社をいいます。

(2)対象取引の類型および特定方法

対象取引には①に掲げるような類型がありますが、対象取引に該当するか否かの特定については、②に掲げる事情およびその他の事情を総合的に考慮のうえ個別に判断します。

①対象取引の類型

- ●お客さまの利益と当社またはグループ金融機関の利益が相反する取引
- ●お客さまの利益と当社またはグループ金融機関の他のお客さまの利益が相反する取引
- ●当社またはグループ金融機関がお客さまとの関係を通じて入手した非公開情報を利用して当社またはグループ金融機関が利益を得る取引
- ●当社またはグループ金融機関がお客さまとの関係を通じて入手した非公開情報を利用して当社またはグループ金融機関の他のお客さまが利益を得る取引

②判断する事情

- ●お客さまが自己の利益が優先されるとの合理的な期待を抱く状況がある場合
- ●お客さまの利益を不当に犠牲にすることにより、当社またはグループ金融機関が経済的利益を得るかまたは経済的損失を避ける可能性がある場合
- ●お客さまの利益よりも他のお客さまの利益を優先する経済的その他の誘因がある場合

2.対象取引の管理方法

当社は、対象取引に該当する取引を認識した場合、当該取引に関して次に掲げる方法その他の方法による措置を講じて、当該取引に係るお客さまの保護を適切に行うよう管理します。

また、対象取引の特定および講じた措置について記録し、作成の日から5年間保存します。

- ●対象取引を行う部門と当該お客さまとの取引を行う部門間で当該取引に係る情報について遮断を行う方法
- ●対象取引または当該お客さまとの取引の条件または方法を変更する、もしくは提供する役務を限定する方法
- ●対象取引または当該お客さまとの取引を回避する方法
- ●対象取引に伴い、当該お客さまの利益が不当に害されるおそれがあることについて、当該お客さまに適切に開示し同意を取得する方法

3.利益相反管理体制

当社は、利益相反管理統括部署および利益相反管理統括者を設置し、対象取引の特定および管理を統括するとともに、利益相反管理態勢の検証および改善ならびに利益相反管理に関する教育・研修を行います。

別表

①株式会社損害保険ジャパン
②日本興亜損害保険株式会社
③セゾン自動車火災保険株式会社
④そんぽ24損害保険株式会社
⑤損保ジャパン・ディー・アイ・ワイ生命保険株式会社
⑥日立キャピタル損害保険株式会社
⑦損保ジャパンDC証券株式会社
⑧損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社
⑨株式会社損保ジャパン・クレジット
⑩日本興亜クレジットサービス株式会社
⑪安田企業投資株式会社
⑫海外で保険事業を営むNKSJグループ内会社

(2014年7月1日現在)

コンプライアンス態勢

当社は、お客さま・社会の要望に応え信頼される企業でありつづけるため、コンプライアンス推進態勢の強化に努めています。

コンプライアンス推進態勢

当社では、コンプライアンスを経営の最重要課題の一つとして位置づけ、当社のコンプライアンス態勢の整備に関する基本方針を定めた「コンプライアンス基本方針」、当社および当社役職員の企業倫理に基づく行動の基本方針としての「行動規範」および適正な保険販売の管理態勢整備と確保を図るための「保険募集管理規程」を定め、企業の社会的責任を全うするための行動基準を明確にしています。

この方針のもと、役員で構成されるコンプライアンス委員会を中心に、毎年、コンプライアンス推進の具体的な実践計画としてNKSJグループコンプライアンス推進方針を踏まえ「コンプライアンス・プログラム」を策定し、各部門の進捗状況の確認や改善策の策定を通じて、コンプライアンスの推進に取り組んでいます。

また、各部門長（本社部長・営業部長・支社長）をコンプライアンス責任者に任命して、各部門のコンプライアンス推進の責任者とし、また本社各部においてはコンプライアンス責任者（部長）を補佐する役割としてコンプライアンスアドバイザーを任命し、コンプライアンス統括部門であるコンプライアンス部と保険募集に関するコンプライアンス管理部門の販売制度室およびコンプライアンス担当部門である本社各部が連携してコンプライアンス推進の強化を図っています。

また、営業店における適正な募集管理の強化に向けて、全国に地区業務管理オフィサー室を設置して、営業店への指導や法令等遵守状況をモニタリングする業務管理オフィサーを配置するとともに、営業部門がコンプライアンスに関して集中的に議論する場として、営業部ごとに営業部コンプライアンス委員会を設置しています。

これらのコンプライアンス推進の取り組みは、定期的に取締役会に報告され、経営トップによる評価・フォローアップが行われています。

コンプライアンス推進の具体的取り組み

コンプライアンスの定着・徹底のため、役員、コンプライアンス責任者である各部門長、本社各部等から時宜に応じたコンプライアンスメッセージを継続的に発信するとともに、社員に「コンプライアンスマニュアル」「コンプライアンスポケットブック」を公開して研修等で活用することにより行動規範、保険業法等の基本的な知識の徹底を図っています。

また、社員のコンプライアンスに関する理解を深め、コンプライアンスの問題をすべての社員がオープンに話し合える職場風土の醸成のため毎月コンプライアンスミーティングを実施し、さらに重要な会議やその他の社員研修においても必ず「コンプライアンス研修」の時間を設けて意識の徹底を図っています。さらに定期的に「コンプライアンステスト」(確認テスト)を実施して知識の定着を図っています。

コンプライアンス教育の充実と保険募集に関与する代理店および保険募集人の意識向上を図るため「代理店 コンプライアンスマニュアル」「代理店 業務ハンドブック」などのツールを作成、適宜改定して、研修・指導に活用しています。

また、金融商品販売法に基づき「勧誘方針」(P.39参照)を制定し、その周知・徹底を図っています。

内部通報制度

法令に違反する行為やコンプライアンス上の問題が、組織を通じた相談・報告では改善できない、あるいは報告自体ができない事情がある場合に、社員が直接、相談・通報できる窓口として、社内および社外に「内部通報窓口(ホットライン)」を設置し、運営しています。

このホットラインは、2006年度に施行された公益通報者保護法に基づく通報・相談窓口として利用されるよう、通報者の秘密の保持等を図る仕組みとしています。

NKSJひまわり生命の勧誘方針

当社は、「金融商品の販売等に関する法律」(2000年法律第101号)に基づき、保険商品の販売等に係る勧誘に関する方針を次のとおり定めています。

保険商品の販売等に際して、各種法令等を遵守し、適正な勧誘に努めます。

■保険業法、保険法、金融商品の販売等に関する法律、金融商品取引法、消費者契約法、その他各種法令等を遵守し、お客さまの立場に立った勧誘に努めます。

■保険金の不正取得を防止する観点から、お客さまの本人確認、同意確認は確実に行い、適正な保険金額を定めるよう努めます。
未成年者を被保険者とする場合は、特に配慮して参ります。

お客さまの保険商品に関する知識・経験、購入目的、資力状況等を総合的に勘案し、お客さまの意向と実情に応じた適切な勧誘に努めます。

■ライフサイクルの分析やコンサルティング活動等を通じて、お客さまの意向と実情に沿った勧誘に努めます。

■ご高齢者に対する販売等にあたっては、ご家族の同席を依頼するなど、お客さまに十分にご理解いただけるよう配慮して参ります。

■変額保険等の投資性商品の勧誘にあたっては、商品内容やリスク内容等について十分な説明に努めます。

お客さまへの商品説明等については、販売・勧誘形態に応じて、お客さま本位の方法等の創意工夫に努めます。

■わかりやすいパンフレット等を作成し、説明方法等に工夫を凝らしお客さまにご理解いただけるよう努めます。

■保険商品の重要事項やお客さまが不利益となる事項等を、正しくご理解いただけるよう、わかりやすい説明に努めます。

■お客さまに重大な不利益が生じないように、わかりやすいサポート資料等を使用して、お客さまの健康状態を正しく告知していただけるよう努めます。

■販売・勧誘活動にあたっては、お客さまの立場に立って、時間帯や勧誘場所等について十分に配慮して参ります。

お客さまにご信頼・ご満足いただけるよう努めます。

■お客さまに関する情報については、適正な管理と保護に努めます。

■保険金・給付金等のお支払手続きにあたり、迅速・適切・丁寧に対応するよう努めます。

■勧誘方針に沿った適正な勧誘を行うために、勧誘ルールの整備や研修体制の充実等に努めます。

■お客さまからのご相談、ご意見等、お気づきの点がございましたら、最寄りの店舗または下記の〔お問い合わせ窓口〕までご連絡ください。
[お問い合わせ窓口] お客さま相談室
[電話番号] 0120−273−211(通話料無料)
[受付時間]月〜金9:00〜18:00
※土日祝日および12/31〜1/3を除く

取引時確認に関するお客さまへのお願い

生命保険会社では、犯罪収益移転防止法に基づきお客さまが生命保険契約の締結等をする際、お客さまの本人特定事項(氏名、住所、生年月日等)、取引を行う目的、職業または事業の内容、法人のお客さまの場合は実質的支配者の確認を行っております。これは、お客さまの取引に関する記録の保存を行うことで、金融機関等がテロリズムに対する資金供与に利用されたり、マネー・ローンダリングに利用されたりすることを防ぐことを目的としたものです。
つきましては、趣旨をご理解のうえ、ご協力いただきますようお願いいたします。

反社会的勢力への対応

反社会的勢力対応に関する基本方針

近年、暴力団や総会屋さらにはえせ同和団体等、いわゆる反社会的勢力の活動は、従前に比べて巧妙化・多様化が進み、社会に悪質な影響をもたらしています。

当社は従来からこの問題には敢然と立ち向かっており、反社会的勢力に対しては、「金を出さない」「利用しない」「恐れない」を基本原則に対応し、毅然とした態度でこれらを拒絶し関係を遮断することに努め、公共の信頼を維持し健全な企業経営を実現するため「反社会的勢力への対応に関する基本方針」(P.141)を制定し公開しています。

そしてこの基本方針に基づき反社会的勢力への対応に関する社内態勢を整備し、有事対応態勢を構築しています。

保険約款への暴力団排除条項の導入

当社では、暴力団等の反社会的勢力との関係遮断の取り組みの一環として、2012年4月より、個人保険の普通保険約款および特約条項について暴力団排除条項を導入しています。(団体保険については2012年10月より導入)

各保険約款では、「重大事由による解除」の条項を明確化し、次の内容を追加しています。

- 保険契約者、被保険者、保険金等の受取人が、反社会的勢力に該当する場合その他所定の事由に該当する場合には、当該保険契約を将来に向かって解除できること
- 保険金等の支払事由発生後であっても、保険契約者、被保険者、保険金等の受取人が、反社会的勢力に該当すること、その他所定の事由に該当することが判明した場合には当該保険契約を解除できること
- 保険契約者、被保険者、保険金等の受取人が反社会的勢力に該当する場合その他所定の事由に該当する場合には、保険金等を支払わないこと

リスク管理態勢

当社は、企業価値の最大化を目的とする戦略的リスク経営(ERM)の観点から、リスクを適切に把握、評価、コントロールし、リスク発現の際に的確に対応できる態勢を整備しています。

リスク管理に関する基本方針

当社は、グループの経営方針およびERM基本方針に則り、不測の損失を極小化するとともに、資本を有効活用し、適切なリスクコントロールのもと収益を向上させ、企業価値の最大化を図ることを目的とした戦略的リスク経営を実践するため、以下の業務方針を骨子とする「ERM基本方針」を定めています。

・当社は、戦略的リスク経営の実効性を確保するため、経営戦略・経営計画と合わせて、リスク選好に係る方針を定めるなどの態勢を整備・推進します。
・また、戦略的リスク経営を支えるため、各種リスクの特性を的確に把握し、各種リスクを統合して管理します。

自己資本管理

当社は、戦略的リスク経営の運営において、各種リスクを統一的な尺度で計り、それを統合したリスク総量と資本を比較する自己資本管理を実施しています。

具体的には、グループ戦略上必要とする財務の健全性(AA格相当)に応じた信頼水準により計測したリスク総量(Value at Risk)が、NKSJホールディングスが当社に配賦した資本を恒常的に超過することがないように管理しています。

ストレス・テスト

当社は、経営に重大な影響を及ぼしうる事象を包括的にとらえた適切なストレス・シナリオを設定し、財務の健全性などへの影響に関する分析を行い、リスクを統合的に評価・計測するため、ストレス・テストを実施し、財務上の対応などの検討に役立てています。

リスクアセスメント

当社は、リスクの種類・所在を明らかにし、発生時の影響と発生可能性からリスクの大きさを評価し、適切にリスクをコントロールするため、リスクアセスメントを実施しています。

資産・負債の総合的な管理(ALM)

生命保険会社の負債は、将来の保険金などのお支払いに備えて積み立てられた責任準備金が大部分を占めており、金利が固定された長期間のものが多いという特徴があります。

当社は、このような負債特性を踏まえ、保険商品および資産運用に関する戦略などの適切性を検証するとともに、資産・負債全体でリスクを把握・分析し、適切に管理しています。

リスク管理に関する組織体制

当社は、戦略的リスク経営の実践および態勢の推進・高度化ならびに自己資本管理およびリスクの統合管理を所管するERM推進委員会を設置するとともに、リスク管理統括部門(リスク管理部)および各種リスクを管理するリスク管理担当部門を設置しています。

保険引受リスク管理

保険引受リスクとは、経済情勢や保険事故の発生率などが保険料設定時の予測に反して変動することにより損失を被るリスクをいいます。

当社は、保険商品の開発または改定などを行う場合、事前にリスク検証を実施し、保険事故発生率などに照らした保険料水準の適切性や会社業績・財務状況に及ぼしうる影響などを確認しています。

また、事後のモニタリングを実施し、保険事故発生率などの実績の把握・分析を行い、必要に応じて保険料率や販売方針の見直しなどの措置を講じる態勢を整備しています。

そのうえで、将来の保険金などのお支払いに備え、責任準備金を適正かつ十分に積み立てています。

再保険に係る方針

当社は、リスク分散または収益安定の観点から、再保険を活用しています。

再保険取引においては、格付をもとに信用力を重視して出再先を選定するとともに、特定の再保険会社に過度に取引が集中しないように、格付に応じたリミットを設定して管理しています。

資産運用リスク管理

資産運用リスクとは、保有する資産・負債（オフ・バランスを含みます。）の価値が変動し、損失を被るリスクをいい、市場リスクおよび信用リスクに区分しています。

①市場リスク

金利・為替・株式などの様々な市場のリスク・ファクターの変動により、保有する資産・負債の価値が変動し損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスク

②信用リスク

信用供与先の財務状況の悪化などにより、資産の価値が減少ないし消失し、損失を被るリスク

当社は、資産運用計画の策定や新たな資産運用手段の導入などを行う場合、事前にリスク検証を実施し、会社業績・財務状況に及ぼしうる影響などを確認しています。

また、事後のモニタリングを実施し、資産運用リスク量や資産・負債の金利感応度の状況などの把握・分析を行い、必要に応じて資産運用計画の見直しなどの措置を講じる態勢を整備しています。

信用リスクについては、特定の与信先への与信が過度に集中しないように、格付に応じたリミットを設定して管理しています。

なお、当社は、不動産投資・一般貸付は行っていません。

流動性リスク管理

流動性リスクとは、資金繰りリスクおよび市場流動性リスクをいいます。

①資金繰りリスク

財務内容の悪化などによる新契約の減少に伴う保険料収入の減少、大量ないし大口解約に伴う解約返戻金支出の増加、巨大災害での資金流出により資金繰りが悪化し、資金の確保に通常よりも著しく低い価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク

②市場流動性リスク

市場の混乱などにより市場において取り引きができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取り引きを余儀なくされることにより損失を被るリスク

当社は、日々の資金繰りを管理する資金繰り管理部門が全社のキャッシュフローを一元的に把握し、将来見込みを踏まえて管理しています。

また、流動性リスクに影響を与える事象の発生に備え、十分な流動性資産を確保するとともに、資金繰りの逼迫度の状況をモニタリングし、逼迫度に応じて適切な対応策を実施する態勢を整備しています。

オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、社員・保険募集人などの活動もしくはシステムが不適切であること、または外生的な事象により損失を被るリスクをいい、次の4つのリスクに区分しています。

①事務リスク
社員および保険募集人など当社の業務に従事している者が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正などを起こすことにより損失を被るリスク

②システムリスク
コンピュータシステムのダウンまたは誤作動など、システムの不備などに伴い損失を被るリスクおよびコンピュータが不正に使用されることにより損失を被るリスク

③労務リスク
雇用、健康もしくは安全に関する法令もしくは協定に違反した行為、個人傷害に対する支払い、労働災害または差別行為により損失を被るリスク

④風評リスク
評判の悪化や風説の流布などにより、信用が低下することから生じる損失を被るリスク

当社は、各オペレーショナル・リスクに係るリスク管理担当部門を設置し、リスクを適切に認識・評価するとともに、規程類の整備などを行い、リスク事象の発現の予防および発現時の損失の極小化に努めています。

大規模災害等への対応

当社は、「NKSJグループ 業務継続体制構築基本方針」に沿って、経営基盤の安定と健全性を確保し、大規模自然災害などの危機発生時においても主要業務の継続を実現し、社会・経済活動の維持に資することを目的として「業務継続体制構築基本方針」を定めています。

この方針に従い、災害などの危機発生から終息に至る有事に適切に対応し、継続すべき重要業務および危機対応を計画などに定め、これを継続的に見直すことにより、業務継続および早期復旧を実現する業務継続体制を構築しています。

お客さま情報の保護

当社は、「NKSJグループ　プライバシー・ポリシー」に基づき、個人情報の保護に関する法律その他の関連法令等を遵守し、お客さまの情報の適切な取り扱いを実践するために、個人情報保護の方針として「個人情報保護宣言」を定め、お客さま情報の保護のための態勢の整備や社員の教育などに取り組んでいます。

「個人情報保護宣言」は、当社オフィシャルホームページ上に公表しています。

個人情報保護宣言

基本的な考え方

当社は、NKSJグループの一員として、「NKSJグループ　プライバシー・ポリシー」のもと、個人情報を適正に取り扱うことが社会的責務であり重要であると認識し、個人情報の保護に関する法律その他の関係法令等を遵守して、個人情報の保護に努めてまいります。

1. 当社は、業務上必要な範囲内で、かつ、適法で公正な手段により個人情報を取得します。また、法令に定める場合を除き、個人情報の利用目的を通知または公表し、利用目的の範囲内で取り扱います。
2. 当社は、法令に定める場合を除き、本人の同意なく個人データを第三者に提供することはありません。
3. 当社は、NKSJグループの経営管理およびお客さまへの商品・サービスの案内・提供等のため、グループ内で個人データを共同利用することがあります。
4. 当社は、個人データについて、漏えい、滅失またはき損の防止等に努め、適切な安全管理措置を実施します。また、個人データの取扱いを委託する場合は、委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。
5. 当社は、個人データの取扱いが適正に行われるように従業者への教育・指導を徹底します。また、個人情報保護のための管理態勢を継続的に見直し、改善に努めてまいります。
6. 当社は、個人情報の取扱いに関する苦情・相談に対し適切かつ迅速に対応します。また、個人情報の保護に関する法律に基づく保有個人データの開示、訂正等の請求に適切に対応します。

個人情報の取り扱い

当社における個人情報の取り扱いは、以下のとおりです。

1. 個人情報の適正な取得

当社は、業務上必要な範囲内で、かつ、適法で公正な手段により個人情報を取得します。当社では、例えば、次に掲げる方法で個人情報を取得することがあります。

(取得方法の例)

・保険契約の申込書、保険金請求書などお客さまにご記入・ご提出いただく書類やお客さまにWeb等の画面へご入力いただくことなどにより取得する場合
・各店舗やコールセンターにいただくお問い合わせへ対応するためにお電話の内容を記録または録音する場合
・一般社団法人生命保険協会等の共同利用者から個人情報が提供される場合

2. 個人情報の利用目的

当社は、取得した個人情報を次の〈1〉から〈4〉まで、および4.に掲げる目的に必要な範囲で利用し、法令で定める場合を除き、目的外には利用しません。

また、当社は、利用目的が明確になるよう具体的に定めるとともに、取得の場面に応じて利用目的を限定するよう努めます。

利用目的を変更する場合には、その内容を本人に通知するか、ホームページ等に公表します。

〈1〉生命保険業

(1)各種保険契約のお引き受け・ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い、本人確認
(2)再保険契約の締結、再保険金の請求
(3)関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供
(4)当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
(5)代理店委託・管理、社員採用等に関する業務
(6)各種イベント、キャンペーン、セミナーの案内、各種情報の提供

(7)当社が有する債権の回収
(8)市場調査ならびにデータ分析やアンケートの実施等による金融商品・サービスの開発・研究
(9)問い合わせ・依頼等への対応
(10)その他保険に関連・付随する業務

〈2〉CSR活動
CSRレポート、講座・セミナー等の案内の発送、各種情報の提供

〈3〉電話応対―通話録音
(1)お問い合わせ、ご相談内容、ご契約内容等の事実確認
(2)ご案内、資料発送等のサービス提供を正確に行うためのご連絡先の確認
(3)電話応対を含む業務品質向上にむけた研修やデータ分析の実施等への活用
なお、以上の録音データは、原則、録音から6カ月を超えて保有しません。

〈4〉その他
その他、上記〈1〉から〈3〉までに付随する業務ならびにお客さまとの取引および当社の業務運営を適切かつ円滑に履行するために行う業務

3. 第三者への提供
当社は、次の場合を除き、ご本人の同意なく個人情報を第三者に提供することはありません。
〈1〉法令に基づく場合
〈2〉人の生命、身体または財産の保護のため必要がある場合
〈3〉公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合
〈4〉国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けたものが法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合
〈5〉個人情報の第三者提供について本人の同意がある場合

〈再保険契約について〉
当社は、引受リスクを適切に分散するために再保険契約を締結することがあります。この場合、当社は再保険取引会社における契約の引受審査、引受け、履行および管理、再保険金の支払いに必要な範囲内で、保険契約に関する個人データを再保険取引会社に提供することがあります。

4. 個人情報の共同利用
〈1〉一般社団法人生命保険協会および生命保険会社等
当社は、生命保険制度の健全な運営を目的とした次の制度に基づき、生命保険会社等との間で、個人データを共同利用します。
※詳細につきましては当社のホームページをご覧ください。
〈保険契約等に関する情報の共同利用制度〉
・契約内容登録制度
・契約内容照会制度
・医療保障保険契約内容登録制度
・支払査定時照会制度
〈生命保険会社職員・代理店・募集人等に関する情報の共同利用制度〉
・募集人登録情報照会制度
・合格情報照会制度
・退社者情報照会制度
・変額保険販売資格者制度

〈2〉グループ会社との間の共同利用
(1)NKSJホールディングス株式会社(以下「持株会社」といいます。)によるグループ会社の経営管理のために、持株会社とNKSJグループ各社との間で、次のとおり、個人データを共同して利用することがあります。
A.個人データの項目
〈A〉NKSJグループ各社の株主の皆さまの個人データ:氏名、住所、株式数等に関する情報
〈B〉NKSJグループ各社が保有する個人データ:氏名、住所、電話番号、電子メールアドレス、性別、生年月日、その他申込書等に記載された契約内容および保険事故に関する内容など、取引に関する情報
B.共同して利用するグループ会社の範囲は当社ホームページをご参照ください。

C.個人データ管理責任者
NKSJホールディングス株式会社

(2)NKSJグループとしての経営管理業務の遂行ならびに当社またはNKSJグループ各社が取り扱う商品・サービス等のお客さまへのご案内・ご提供およびその判断のために、当社とNKSJグループ各社間で、次のとおり、個人データを共同して利用することがあります。

A.個人データの項目
NKSJグループ各社が保有する個人データ:氏名、住所、電話番号、電子メールアドレス、性別、生年月日、その他契約申込書等に記載された契約内容および保険事故等に関する内容など、お取引に関する情報

B.共同して利用するグループ会社の範囲は当社ホームページをご参照ください。

C.個人データ管理責任者
NKSJホールディングス株式会社

5. センシティブ情報の取扱い

当社は、保険業法施行規則第53条の10等にもとづき、健康状態・病歴等のセンシティブ情報を、次に掲げる場合を除くほか、取得、利用または第三者提供を行いません。

〈1〉保険業の適切な業務運営を確保する必要性から、本人の同意にもとづき業務遂行上必要な範囲でセンシティブ情報を取得、利用または第三者提供する場合
〈2〉相続手続きを伴う保険金支払い事務等の遂行に必要な限りにおいて、センシティブ情報を取得、利用または第三者提供する場合
〈3〉保険料収納事務等の遂行上必要な範囲において、政治・宗教等の団体もしくは労働組合への所属もしくは加盟に関する従業員等のセンシティブ情報を取得、利用または第三者提供する場合
〈4〉法令に基づく場合
〈5〉人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合
〈6〉公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合
〈7〉国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

6. 個人情報保護法に基づく保有個人データに関する事項の通知、開示・訂正等・利用停止等 の請求

個人情報保護法に基づく保有個人データに関する事項の通知、開示・訂正等・利用停止等に関するご請求については、「10. お問い合わせ窓口」にお願いいたします。

当社は、ご請求者がご本人または代理人であることを確認させていただくとともに、当社所定の書式にご記入いただいたうえで手続きを行い、後日、原則として書面で回答いたします。開示等請求については、回答にあたり、当社所定の手数料をいただきます。

7. 安全管理の取組み

当社は、業務上取り扱う個人データの漏えい・滅失またはき損の防止、その他の個人データの安全管理のために、個人情報保護の全社的な推進体制を整えるとともに、個人情報保護規程等の社内規程を定め、個人情報を取り扱う部署における個人情報の適正な取扱いを確保します。

8. 個人情報の取扱いの委託について

当社は利用目的の達成に必要な範囲内において、個人情報の取扱いを委託する場合があります。委託する場合は、委託先の選定基準を定め、あらかじめ委託先の情報管理体制を確認するなど、個人情報の安全管理が図られるよう必要かつ適切に監督いたします。当社では、例えば、次のような場合に個人データの取扱いを委託しています。

(委託する業務の例)
・保険証券等の発送に関する事務
・各種送付物の発送に関する事務
・情報システムの運用・保守に関する業務

9. 認定個人情報保護団体

当社は認定個人情報保護団体である一般社団法人生命保険協会の対象事業者です。
同協会では、対象事業者の個人情報の取扱いに関する苦情・相談を受け付けております。

(一社)生命保険協会　生命保険相談室
TEL 03-3286-2648
〒100-0005　千代田区丸の内3-4-1　新国際ビル3階
受付時間: 9:00～17:00(土・日曜、祝日などの生命保険協会休業日を除く)
ホームページアドレス　http://www.seiho.or.jp/

10. お問い合わせ窓口

当社は、個人情報の取扱いに関する苦情・相談に対し、適切かつ迅速に対応します。
ご加入いただいた保険契約の内容や保険金・給付金のお支払に関するご質問、ご照会等は、取扱代理店または最寄りの営業店にお問い合わせください。
その他の当社の個人情報の取扱いに関するご質問、ご照会、苦情等は、次の連絡先にお問い合わせください。
また、当社からの商品・サービスのセールスに関するダイレクトメールの送付や電話等での案内を希望されない場合も、次の問い合わせ先までご連絡ください。
ただし、満期案内等への同封物や書類余白への印刷等による案内は、中止することはできません。

NKSJひまわり生命保険株式会社
0120−100−127(お客さま相談室)
受付時間　9:00～18:00(土・日曜、祝日および12/31～1/3を除く)
ホームページアドレス　http://www.nksj-himawari.co.jp/

生命保険契約者保護機構

生命保険契約者保護機構とは

当社は、「生命保険契約者保護機構」(以下、「保護機構」といいます。)に加入しています。保護機構の概要は、以下のとおりです。

・保護機構は、保険業法に基づき設立された法人であり、保護機構の会員である生命保険会社が破綻に陥った場合、生命保険に係る保険契約者等のための相互援助制度として、当該破綻保険会社に係る保険契約の移転等における資金援助、承継保険会社の経営管理、保険契約の引受け、補償対象保険金の支払いに係る資金援助および保険金請求権等の買取りを行う等により、保険契約者等の保護を図り、もって生命保険業に対する信頼性を維持することを目的としています。

・保険契約上、年齢や健康状態によっては契約していた破綻保険会社と同様の条件で新たに加入することが困難になることもあるため、保険会社が破綻した場合には、保護機構が保険契約の移転等に際して資金援助等の支援を行い、加入している保険契約の継続を図ることにしています。

・保険契約の移転等における補償対象契約は、運用実績連動型保険契約の特定特別勘定(※1)に係る部分を除いた国内における元受保険契約で、その補償限度は、高予定利率契約(※2)を除き、責任準備金等(※3)の90%とすることが、保険業法等で定められています(保険金・年金等の90%が補償されるものではありません。)。

・なお、保険契約の移転等の際には、責任準備金等の削減に加え、保険契約を引き続き適正・安全に維持するために、契約条件の算定基礎となる基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)の変更が行われる可能性があり、これに伴い、保険金額・年金額等が減少することがあります。あわせて、早期解約控除制度(保険集団を維持し、保険契約の継続を図るために、通常の解約控除とは別に、一定期間特別な解約控除を行う制度)が設けられる可能性もあります。

※1 特別勘定を設置しなければならない保険契約のうち最低保証(最低死亡保険金保証、最低年金原資保証等)のない保険契約に係る特別勘定を指します。更生手続においては、当該部分についての責任準備金を削減しない更生計画を作成することが可能です(実際に削減しないか否かは、個別の更生手続の中で確定することとなります)。

※2 破綻時に過去5年間で常に予定利率が基準利率(注1)を超えていた契約を指します(注2)。当該契約については、責任準備金等の補償限度が以下のとおりとなります。ただし、破綻会社に対して資金援助がなかった場合の弁済率が下限となります。
高予定利率契約の補償率 = 90% − {(過去5年間における各年の予定利率 − 基準利率)の総和 ÷ 2}

(注1)基準利率は、生保各社の過去5年間の平均運用利回りを基準に、金融庁長官および財務大臣が定めることとなっています。現在の基準利率は、3%です。(2014年7月現在)

(注2)一つの保険契約において、主契約・特約の予定利率が異なる場合、主契約・特約を予定利率が異なるごとに独立した保険契約とみなして、高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。また、企業保険等において被保険者が保険料を拠出している場合で被保険者毎に予定利率が異なる場合には、被保険者毎に独立の保険契約が締結されているものとみなして高予定利率契約に該当するか否かの判断をすることになります。ただし、確定拠出年金保険契約については、被保険者が保険料を拠出しているか否かにかかわらず、被保険者毎に高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。

※3 責任準備金等とは、将来の保険金・年金・給付金の支払いに備え、保険料や運用収益などを財源として積み立てている準備金等をいいます。

〈仕組みの概略図〉

○救済保険会社が現れた場合

○救済保険会社が現れない場合

(注1)上記の「財政措置」は、2017年3月末までに生命保険会社が破綻した場合に対応する措置で、会員保険会社の拠出による負担金だけで資金援助等の対応ができない場合に、国会審議を経て補助金が認められた際に行われるものです。

(注2)破綻処理中の保険事故に基づく補償対象契約の保険金等の支払い、保護機構が補償対象契約に係る保険金請求権等を買い取ることを指します。この場合における支払率および買取率については、責任準備金等の補償限度と同率となります。(高予定利率契約については、※2に記載の率となります。)

◇補償対象契約の範囲・補償対象契約の補償限度等を含め、本掲載内容はすべて現在の法令に基づいたものであり、今後、法令の改正により変更される可能性があります。

・生命保険会社が破綻した場合の保険契約の取り扱いに関するお問い合わせ先

生命保険契約者保護機構　TEL.03-3286-2820　　ホームページアドレス　http://www.seihohogo.jp/

〈月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)午前9時～正午、午後1時～午後5時〉

CSRの取り組み

企業の社会的責任(CSR)

当社は、グループ経営理念にのっとってCSRを実践しています。「幅広い事業活動を通じ社会に貢献すること」をグループ経営理念に掲げ、その実現に向け、CSRの最上位概念として「グループCSRビジョン」を定めています。また、「環境」と「人権」については、より具体的な「グループ環境ポリシー」「グループ人間尊重ポリシー」を定めています。さらに、これらの実現に向け「グループCSR6つの重点課題」を設定し、企業としての社会的責任を果たすべく取り組みを進めています。

グループCSRビジョン

損保ジャパン日本興亜グループ(※1)は、未来に向けた対話を通じてステークホルダーと積極的にかかわりあいながら、高い倫理観のもと国際的な行動規範を尊重し、気候変動や生物多様性などの環境問題、人権やダイバーシティ、地域社会への配慮などを自らの事業プロセスに積極的に組み込むとともに、社会に対して透明性の高い情報を積極的かつ公正に開示していきます。

また、常に一歩先を見据えて、社会の安心・安全・健康に資する商品・サービスの提供をすることで、ソリューションプロバイダーとしてレジリエント(※2)で持続可能な社会の実現に貢献していきます。

※1 2014年9月1日の「損保ジャパン日本興亜グループ」へのグループ名変更を前提としています。
※2 レジリエント…弾力性のある柔軟な回復力を備えた、強靭な

グループ環境ポリシー

NKSJグループは、かけがえのない地球環境を未来へ引き継ぐため、業務プロセスに環境への配慮を組み込むとともに、ステークホルダーとの積極的な対話と協働を通じて、環境問題の解決に積極的に取り組むことで、レジリエントで持続可能な社会づくりに貢献していきます。

≪環境行動≫

1. 社会のレジリエンスを高めるための商品・サービスの提供
   自然災害リスクに備える商品・サービスを安定的に提供します。
   また、気候変動の影響の軽減、低炭素社会の構築、生物多様性の保全、ステークホルダーの環境配慮行動の促進等に寄与する商品・サービスの開発・提供に努めます。
2. バリューチェーンを含めた環境負荷の低減
   事業活動に伴う環境への負荷を認識し、環境関連法規制等の遵守はもとより、さまざまなステークホルダーと連携・協働して、省資源、省エネルギー、資源循環に取り組むとともに、バリューチェーン全体での環境負荷の低減に努めます。
3. 環境問題に対する意識啓発、環境・地域貢献活動の推進
   社会全体の環境問題に対する関心を高めるため、保険事業を中心にさまざまな事業を展開しているグループならではの知見を生かした環境関連情報を発信することで、環境保全の重要性を社会に広く伝えていくとともに、環境教育・啓発活動に努めます。
   また、社員ひとりひとりが「よき家庭人、よき社会人」および「地球市民」として自発的に行う環境保全活動や地域貢献活動等を積極的に支援します。
   上記の取り組みについて、環境目的および環境目標を定めて定期的に見直しを行い、継続的な改善に努めます。

グループ人間尊重ポリシー

NKSJグループは、社員を含めたステークホルダーの「基本的人権」を尊重することを宣言します。また、国際的な行動規範※を尊重しつつ、持続可能な社会の創造に向けて、高い倫理観をもって行動していきます。

取り組みの推進にあたっては、以下の観点から、ステークホルダーの声をオープンに受け止めながら人権に対するさまざまな影響を把握し、人権侵害を防止するための実効性ある社内体制を確立・実行するとともに、社内体制の継続的な改善および情報開示に努めていきます。そして、普遍的な権利としての人間尊重に努めてまいります。

1. ステークホルダーに対する人権配慮
   お客さま、お取引先などをはじめ、事業活動に関連するすべてのステークホルダーの人権に配慮します。
   また、ステークホルダーを通じた間接的な人権侵害の危険性を回避し、防止するよう最大限の努力を行ないます。
   そして、もし、人権を侵害するところにまで及んだ場合は、これに速やかにそして適切に対処します。
2. 社員に対する人権配慮
   職務遂行上のあらゆる面において、性別、国籍、信条、社会的身分、本籍、門地、などを理由とした差別行為を一切行いません。また、企業としてグローバルな視点に立ち、個と多様性(ダイバーシティ)を認め、社員のチャレンジ精神、スピード感溢れる行動をバックアップするような活力ある労働環境を確保します。
3. グローバル市場での人権配慮
   事業活動を展開する各国・地域の法律を遵守するとともに、文化や慣習、ステークホルダーの関心に即した、現地の人権問題に配慮した経営を行い、当該国・地域の経済社会の発展に貢献します。

※国際的な行動規範とは、世界人権宣言、ISO26000、国連グローバル・コンパクト、OECD多国籍企業行動指針、ILO国際労働基準、国連「ビジネスと人権に関する指導原則(ラギーフレームワーク)」に基づいた人権ガイドライン、国際人権規約(自由権規約、社会権規約)などをいいます。

グループCSR 6つの重点課題

1. 安心・安全・健康に資する商品・サービスの提供

世の中のさまざまなリスクに備え、安心・安全・健康に資する商品・サービスを提供していきます。

2. 地球環境問題への対応

適応と緩和のアプローチで、気候変動のリスクに自ら対処するとともに、生物多様性などの地球環境問題の解決に向けた新しいソリューションを開発・提供していきます。

3. 金融機能を活かした社会的課題の解決

ESG※課題を組み込んだ責任投資を推進するとともに、金融・保険機能を活用して社会的課題の解決に資する商品・サービスの開発に取り組みます。

※ESG:Environment、Social、Governance(環境、社会、ガバナンス)

4. NPOなどとの協働を通じた持続可能な社会づくりへの貢献

市民、行政、NPOなどとの地域の課題解決に向けた協働を通じ、持続可能な社会づくりに貢献していきます。

5. 人権への配慮・人材育成とダイバーシティ推進

全てのステークホルダーの基本的な人権を尊重します。また、多様な人材がいきいきと働き、能力を発揮できる環境を整備することで、事業を通じて社会に貢献できる人材の育成に努めていきます。

6. 透明性の高い情報開示

持続的な成長に資するガバナンス態勢を構築するとともに、非財務情報も含めた透明性の高い企業情報を積極的かつ公正に開示していきます。

CSRの活動事例

みんなのひまわりプロジェクト

種にさわる。土をいじる。水をあげる。たったこれだけでも、ひまわりを育てることは、子どもたちに新しい体験と笑顔をあたえてくれます。そして、その笑顔を見守る大人たちにも、笑顔の輪を広げていきたい。NKSJひまわり生命は、笑顔の象徴としてひまわりの花をテーマに、企業スローガン「笑顔を、まもる。」を実現するために、2012年から「みんなのひまわりプロジェクト」を行っています。

具体的な活動内容は、次ページをご覧ください。

みんなのひまわりプロジェクトの活動内容

当社は、種からひまわりを育てるよろこび、花を咲かせる感動をみんなと分かち合うことで、幸せな笑顔がどんどんと増えていくことを願い、親子で気軽に参加できる特設Webサイトを開設しています。特設Webサイトでは、自分で育てているひまわりの様子を投稿したり、全国各地のひまわり観察日記を閲覧したりすることができます。また、観察日記に投稿した写真を使って、Webサイト上で、オリジナル絵本を作ることもできます。

2014年度は、新たに「みんなのひまわり授業」を公開。小学校のみんながひまわりを育てている様子をWebサイト上で閲覧できます。ひまわりの成長を一緒に楽しみましょう。

ぜひ、皆さまもお子さまと笑顔のコミュニティーへ。心よりご参加をお待ちしています。

※スマートフォンも対応しています。

①みんなのひまわり観察日記

自分で育てているひまわりの様子を投稿したり、全国各地のひまわり観察日記を閲覧したりして楽しむことができます。

自分だけのオリジナル絵本を作りましょう!

②みんなのひまわり授業

小学校のみんなが育てているひまわりの成長を閲覧することができます。種まき、水やり、開花、収穫などのレポートを公開しますので、一緒にひまわりの成長を楽しみましょう。

小学校での種植え。ひまわりをしっかり観察しよう!

【各地で笑顔の輪を広げています】

当社では、「子どもたちの笑顔で、地域を元気に!」を合言葉として、各地域においてもひまわりの栽培を通じて笑顔の輪を広げる取り組みを行っています。

■東京の幼稚園での取り組み

満開!とっても大きく成長したね。

■仙台の幼稚園での取り組み

たくさんの種ができたね。
また来年会おうね。

■お台場でも、笑顔の輪を広げる!

福島から届いたひまわりの種で、お台場にひまわりを約3,000本咲かせるフジテレビのプロジェクトに、当社は特別協賛しています。来場した方々の輝く幸せな笑顔と想いで、笑顔の輪を広げます。

Super NEWS ひまわり広場 笑顔のサイクルプロジェクト
supported by NKSJひまわり生命

クオリティ・オブ・ライフ（QOL）の向上を図るサービス

当社は、がんにかかられた方のQOL（療養生活の質）向上を図るため、保険会社で初めて独立行政法人国立がん研究センターと連携・協力していくことに合意し、2011年7月28日、協定書を締結しました。

保険商品を通じた経済的サポートだけではなく、がんにかかられた方やそのご家族に対して国立がん研究センターとともにがん医療情報の普及推進等を行うことで、「がん」に関する知識を深めていただき、がんにかかられた方のQOLの向上に貢献します。協定における主な活動は、以下のとおりです。

【主な活動内容】

①国立がん研究センターの著作物「患者必携 がんになったら手にとるガイド」の認知向上の支援

国立がん研究センターは、2011年3月、医療従事者およびがん患者、そのご家族から多くの情報を集め、がん患者に必要な情報を網羅した本「患者必携 がんになったら手にとるガイド」を発行しました。

QOLは、情報を知っているか否かに大きく左右されることがあります。そのため当社は、代理店を通じてその紹介リーフレットを配布し、がんに関する情報の普及に努めています。

国立がん研究センター著作物
「患者必携がんになったら手にとるガイド」の紹介リーフレット

②「相談支援センター」の認知向上の支援

国立がん研究センターでは「がん対策推進基本計画」に基づき、がん患者が気軽に相談できる「相談支援センター」をがん診療連携拠点病院に設置しています。

無料で相談できる施設の設置についてはがん患者やそのご家族より以前から要望が寄せられていましたが、現在のところ認知度は低く、利用率が低いことが課題となっています。当社は、代理店を通じて「相談支援センター」の紹介冊子を配布し、施設の認知度および利用率向上に努めています。

国立がん研究センター著作物
相談支援センター紹介冊子

③喫煙率低下に向けた取り組み

国立がん研究センターでは、がんと関連性の高いたばこの喫煙率を低下させるために、さまざまな活動を行っています。

未来の主人公である小学生を対象に、総合学習の時間や学童保育などの場を用いて、子どもたち自身が調査や提言を行い、主体的に未来を構想するプロジェクト「タバコフリーキッズ」もその一環です。当社は子どもたちと一緒に未来を創る「タバコフリーキッズ」を支援しています。

ートピックスー

2013年6月3日、当社主催で、国立がん研究センターの先生方とファイナンシャルプランナー（以下、FP）の方々との間で、「がんに関する意見交換会」を開催しました。FPの方々は、「相談支援センター」等の現状をより深く理解することで、これまで以上に積極的に情報発信することができます。一方、医師や医療機関の方々は、経済的な問題を抱えるお客さまが、FPへ相談する内容を理解することで、一層QOL向上につながる治療方法等を提案できるようになります。当社は、これからもがん患者のQOL向上のため、本業の強みを活かした取り組みを実施してまいります。

意見交換会の様子
（於 国立がん研究センター）

エコキャップ運動

当社は「エコキャップ運動」に取り組んでいます。「エコキャップ運動」とはペットボトル等のキャップを分別回収し、再資源化することで、焼却処分に伴うCO_2の発生を抑制し、キャップの再資源化で得た売却益で世界の子どもたちにワクチンを届ける運動です。

<2014年4月現在の状況>
回　収　個　数：約586,325個(1,410.2kg)
ワクチン換算：706.3人分
CO_2削減効果：4,448kg
※860個(2kg)でポリオワクチン一人分が購入できます。
※430個(1kg)を焼却すると3.15kgのCO_2が発生します。

CD−ROM版「ご契約のしおり・約款」の提供

当社では、お客さまの利便性向上、紙資源の保護と環境への配慮の観点から、CD−ROM版の「ご契約のしおり・約款」を導入しています。

CD−ROM版の「ご契約のしおり・約款」は、①全文検索機能、②付箋貼り付け機能、③メモ機能、④拡大・縮小表示機能などがあるデジタルブックで収録しました。紙使用量の削減、環境への配慮に加えて、お客さまの利便性向上にも取り組んでいます。通常、CD−ROM版の「ご契約のしおり・約款」は、実際にはご契約していない複数の商品を収録したものが多いですが、お客さまの視点に立ち、わかりやすさ、使いやすさを考慮した結果、商品ごとにCD−ROMを分けてご提供しています。

CD−ROM版の「ご契約のしおり・約款」では同種類の紙冊子版と比較して、A4サイズで1冊当たり、平均146ページ、平均約55%の紙使用量の削減を実現するとともに、冊子構成、文字の大きさ、色使い、行間の取り方なども工夫し、"読みやすく、わかりやすく、理解しやすいご契約のしおり・約款"の作成を目指しています。

「高齢者疑似体験セミナー」の開催

適切にお客さま対応を行う観点から、高齢者の心身機能の低下がどのように生活に影響を及ぼすのかを学習するために、「高齢者疑似体験セミナー」を2014年3月5日に開催しました。

セミナーでは、株式会社ニチイ学館から講師を招き、白内障の症状を体感できるゴーグルを着用したうえで請求書類を読み書きしたり、固定具の装着により可動域を制限して歩行の困難さを経験する等、日常生活への影響を疑似体験し、理解を深めました。

（書類記入）

（書類読込）

骨髄ドナーへのサポート

当社は、骨髄ドナーに対して手術給付金をお支払いしています。

白血病などに対する有効な治療方法として、骨髄移植があります。しかしながら、骨髄移植を受けるには、骨髄提供者(ドナー)と白血球の型が一致しなければならず、一致する確率は非血縁者では数百から数万分の1、兄弟姉妹でも4分の1程度と低いものとなっています。そのため、今後も積極的なドナー登録が望まれています。

一方、骨髄を提供するには、「精神的な負担」(家族の説得・手術への不安等)・「経済的な負担」(入院にともなう休業損失)・「身体的な負担」(骨髄幹細胞採取手術のリスク)等があり、こうした負担もあってドナー登録が進まないとも言われております。例えば「経済的負担」に関しては、骨髄採取に伴うドナーの方の入院費用は受容者側(移植を受ける人)の保険で対応しますので、ドナー側に負担は生じません。しかしながら、骨髄採取には4日程度の入院が必要で、この入院のために仕事を休んだ場合の休業損失、ホームヘルパー代等の間接費用はドナーの方の負担となります。

そこで、被保険者が骨髄幹細胞採取手術を受けた場合に、医療保険等において所定の手術給付金をお支払いすることで、ドナーの方の「経済的負担」を軽減し、当社商品を通じてドナー登録者の支援ができるようにしました。被保険者がドナーとして骨髄幹細胞の採取手術を受けられた場合に、入院給付金日額の20倍の手術給付金(※)をお支払いします。この手術給付金は、新規のお客さまだけではなく、すでにご契約いただいているお客さまにも保険料の変更なく適用されます。

当社は、ドナーの経済的な負担を軽減することで、さらなるドナー登録者数の増加に貢献するとともに、「社会に貢献したい」というお客さまの思いをサポートしていきたいと考えています。

※日本興亜生命でご加入いただいていた医療保険(08)(ホッとメディカル)の場合は、入院給付金日額の25倍の手術給付金をお支払いします。

「親守詩」の普及支援

親守詩(おやもりうた)とは、「親への感謝の気持ち」と「子どもへの親心」を、親子が共同で一つのうた(短歌等)にしたものです。親守詩の活動は、子から親へ「感謝の気持ち」や「愛情」をことばで表すことを通して、子供と親が自らを振り返り、「親子の絆」を深め、より良い親子関係を構築するとともに、子供がこれからの生き方を考える絶好の機会になればと考え、始まったものです。当社は、「親守詩全国大会」へ協賛するとともに、親守詩の普及支援を行っています。

親守詩全国大会での「NKSJひまわり生命賞」授与の様子

各部署での自主的な取り組み

グループCSRビジョンに基づき、各部署で自主的なCSRの取り組みが行われています。職場ごとにさまざまなテーマを設定しており、「トン!GOOD!の日(個人のトングを使ってゴミ拾いをする活動)」や「使用済み切手の回収・寄贈」など、多くの部署が社会貢献活動に取り組んでいます。

「トン! GOOD! の日」の活動

商品・サービス体制について

ご契約の流れ（お申込手順～ご契約の成立についてご案内します）

生命保険の募集は、保険業法に基づき登録された生命保険募集人のみが行うことができます。当社の代理店（生命保険募集人）は、お客さまと当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申し込みに対して当社が承諾した時に成立します。

標準的な「ご契約の流れ」と「お渡しする書類等」を記載しています。

ご契約の流れ		お渡しする書類等
権限明示・個人情報の取り扱い	生命保険募集人の権限、お客さまの個人情報の取り扱いについてご説明いたします。	■ご契約のしおり
ご意向（ニーズ）の確認	お客さまのご希望や保険提案に必要な情報をお聞かせください。	■パンフレット ■意向確認書
プランの説明	お客さまのご意向（ニーズ）にふさわしいプランをご提案し、わかりやすくご説明いたします。	■パンフレット ■保険設計書
重要事項の説明	ご提案する契約内容や特にご注意いただきたいことを、わかりやすくご説明いたします。	■契約概要 ■注意喚起情報 ■ご契約のしおり・約款
ご意向（ニーズ）の最終確認	お客さまのご意向（ニーズ）とご提案内容が一致しているかをご確認ください。	■意向確認書
申込書等のご記入	ご提案内容と契約内容が一致しているかをご確認のうえ、ご署名・ご捺印ください。	■申込書 ■口座振替依頼書
告知書のご記入	告知に関する重要事項をご確認のうえ、お客さまの健康状態などをご記入ください。 ※医師による診査が必要な場合もございます。	■告知サポート資料 ■告知書
保険料のお払込み	第1回保険料（相当額）のお払込みをお願いいたします。	■保険料等領収証
お申込書類の受付 お申込内容のチェック	当社でお申込書類の内容確認などを行います。	※「ご契約のしおり・約款」「契約概要」「注意喚起情報」は合本されています。 ※「ご契約のしおり・約款」等は、お客さまのご要望によりCD−ROMでのご提供も可能です。
お引き受けまたはお引受条件の決定	お引き受けの可否を決定いたします。 告知いただきました内容などによりお引き受けに条件を設定させていただく場合は、別途お客さまのご承諾をいただきます。	
ご契約の成立 保険証券のご確認	ご契約の成立後に「保険証券」をお送りいたします。 ※後日、当社が委託した者が、お申込内容や告知内容などについて、ご登録いただいた電話番号あてにご確認の電話を入れさせていただく場合がございます。	■保険証券

≪クーリング・オフ制度について≫

お申込者またはご契約者は、保険契約の申込日または第1回保険料（相当額）の払込日のいずれか遅い日から、その日を含めて15日を経過するまでは、書面によりご契約のお申し込みの撤回またはご契約の解除（以下「お申し込みの撤回等」といいます。）をすることができ、書面の発信時（15日以内の消印有効）に、お申し込みの撤回等の効力を生じます。この場合には、お払込みいただいた保険料は全額お返しいたします。
ただし、次の場合にはお申し込みの撤回等をすることができません。

- 当社が指定した医師の診査を受診された場合
- 債務履行の担保のための保険契約（質権設定契約）の場合
- ご契約の内容変更（特約の中途付加等）の場合
- ご契約者が事業のために事業契約としてお申し込みをされた場合

保険金・給付金のお支払いまでの流れ

ご請求からお支払いまでの流れは次のとおりです。ご契約内容により、ご請求手続きが異なることがあります。

1 お客さま

お手元に「保険証券」をご用意いただき、カスタマーセンター（0120-528-170）または取扱営業店までご連絡ください。

保険金・給付金のご請求にあたり、被保険者さまについて下記の内容をお伺いいたします。正確かつ速やかにお手続きできるよう、ご連絡いただく前にご確認ください。

■被保険者さまが亡くなられたとき

1.お電話いただいた方のお名前・亡くなられた方（被保険者さま）とのご関係
2.保険証券番号
3.被保険者さまのお名前
4.亡くなられた日付
5.亡くなられた原因（ご病名または事故の内容など）
6.亡くなられる前の入院・手術の有無と、ある場合はその詳細
7.受取人さまのご連絡先（必要書類のお送り先住所）

■被保険者さまが入院・手術・通院などされたとき

1.お電話いただいた方のお名前・被保険者さまとのご関係
2.保険証券番号
3.被保険者さまのお名前
4.ご病名または事故の内容
5.入院・手術・通院などについての詳しい内容
- o 入退院日や入院予定日
- o 正式な手術名と手術日（正式な手術名は主治医にご確認ください）
- o 通院日や通院日数など

6.受取人さまのご連絡先（必要書類のお送り先住所）

お電話での受付のほか、ホームページでの受付も行っています。（http://www.nksj-himawari.co.jp/customer/seikyu/internet/）

2 NKSJひまわり生命

ご請求手続きのご案内およびご請求に必要な書類をお届けします。

○ご請求に必要な書類とともに「保険金・給付金 お手続きガイド」をお届けします。
○当ガイドには「保険金・給付金などをお支払いできる事例・できない事例」などを具体的に記載しています。

ホームページにも掲載しています。（http://www.nksj-himawari.co.jp/customer/seikyu/guide/）

3 お客さま

ご請求に必要な書類をご提出ください。

○必要書類（請求書、診断書など）をお取り揃えいただき、当社宛にご返送ください。
○ご請求の内容によって必要書類は異なります。

4 NKSJひまわり生命

ご請求内容を確認します。

○書類が到着しましたら、請求書や診断書の内容などを確認させていただきます。
○治療の経過・内容、障害の状態、事故の状況などについて、医療機関などへ確認する場合があります。（実施にあたりましては、あらかじめご連絡させていただきます。）

5 NKSJひまわり生命

保険金・給付金をお支払いします。

○ご契約の保険約款に従い、保険金・給付金をお支払いします。
○支払手続後に「お支払い内容の明細」を郵送します。

6 お客さま

お支払い内容をご確認ください。

○「お支払い内容の明細」が到着しましたら、お受け取り内容をご確認ください。

ご留意いただきたい事項

○受取人となられる被保険者ご本人さまが請求できない特別な事情があり、指定代理請求（人）特約が付加されている場合、あらかじめ指定された代理人による請求が可能です。（同特約が付加されていない場合は別途ご相談ください。）
○ご提出いただいた書類に記入もれや、必要書類の不足があった場合には、お支払いまでに時間がかかる場合がありますので、ご了承ください。

お問い合わせ先

カスタマーセンター　0120-528-170
○受付時間／月～金　9:00～18:00
土　9:00～17:00
（日、祝日および12月31日～1月3日は除く）

お申し込みに際してのお客さまへの情報提供

保険商品の内容を正しくご理解いただくための取り組み

お客さまの保険商品に対するさまざまなご要望にお応えするため、当社は商品を幅広くご用意しています。

ご契約のお申し込みをいただく際は、保険商品の内容をご確認いただくとともに、その保険商品のもつ特性やメリット・デメリットを十分にご理解いただくことが大切です。

当社では、お客さまにとって重要な情報や詳細な情報を、次の方法でご提供、ご説明し、お客さまに商品内容を正しくご理解いただいたうえで、お申し込みいただけるよう取り組んでいます。

(1)契約概要

ご契約のお申し込みを行おうとする保険商品の内容について、お客さまにご理解いただくために必要な情報(保険商品の仕組み、保障の内容、付加できる特約とその概要など)をまとめ、『ご契約に際しての重要事項(契約概要)』として「ご契約のしおり・約款」に合本してお渡しし、保険募集時に必ずご説明しています。

(2)注意喚起情報

ご契約のお申し込みに際して、お客さまに特にご注意いただきたい情報(お申し込みの撤回(クーリング・オフ制度)について、健康状態などの告知について、保険金・給付金などをお支払いできない場合など)をまとめ、『ご契約に際しての重要事項(注意喚起情報)』として「ご契約のしおり・約款」に合本してお渡しし、保険募集時に必ずご説明しています。

(3)ご契約のしおり・約款

ご契約のお申し込みに際して、ご契約に関する重要な事項をまとめた「ご契約のしおり・約款」を必ずお渡ししています。

このうち「約款」はお客さまと当社のご契約内容を詳細に記載したもので、その中で特にご留意いただきたい事項などについてわかりやすく記載したものが「ご契約のしおり」の部分です。

当社では「契約概要」と「注意喚起情報」をこの「ご契約のしおり・約款」に合本し、ご契約に際しての重要事項をご説明しています。

ご契約のしおり・約款

ご契約に際しての重要事項
(契約概要)

ご契約に際しての重要事項
(注意喚起情報)

(4)パンフレット

お客さまがご契約のお申し込みをご検討いただく際に、保険商品の仕組みや特徴を把握しやすいように、わかりやすくまとめた「保険商品パンフレット」をご用意しています。

※お客さまにとって不利益となる情報のご提供

当社では生命保険のお申し込みをされるお客さまが、保険商品の内容や保険制度について十分にご理解いただけなかったために、不利益をこうむることのないよう、保険募集を行う際に、お客さまにとって不利益となる情報のご提供やご説明を徹底しています。

「告知義務違反」や「保険金・給付金などをお支払いできない場合」など、お客さまにとって不利益となる情報については、「契約概要」「注意喚起情報」「ご契約のしおり・約款」「パンフレット」に具体的に記載しています。

(5)保険種類のご案内

お客さまのご要望に最も適した保険商品をお選びいただくため、当社の保険商品すべてをまとめ、商品の仕組みや特徴などを一括してご確認いただける「保険種類のご案内」、「特約のご案内」をご用意しています。

保険種類のご案内　　特約のご案内

お客さまのご意向(ニーズ)とご提案内容の一致をご確認いただくための取り組み

お客さまのご要望・ご意向(ニーズ)とご提案内容(保険種類、保険期間、保険金額、保険料など)が一致していることをご確認いただくため、当社では、以下の取り組みを行っています。

①取扱者がお客さまのご意向(ニーズ)を確認させていただきます。
②その確認した内容に基づき「意向確認書面」を作成します。
③最終的にご提案内容がお客さまのご意向(ニーズ)に一致していることを、お客さまと取扱者がお互いに確認したうえで、お客さまのご署名等をいただきます。
④その書面の写しを「お客さまの控」として、お客さまに必ずお渡しすることにより、ご契約のお申し込みをいただいた後でも、「意向確認書面」の内容をご確認いただけるようにしています。

告知の大切さをご理解いただくための取り組み

ご契約のお申し込みに際し、お客さまからいただく「告知」は、ご契約のお引き受けやその後の保険金・給付金などをお支払いする際の大切な情報となります。

そのため、正しく告知いただけなかった場合には、ご契約が解除となったり、保険金・給付金などがお支払いできなくなるなど、お客さまにとって不利益が生じてしまうことがあります。

当社では、この大切な「告知」について、お客さまに不利益が生じないようにするため、ありのままを正確にもれなく告知いただけるよう、次の(1)から(3)の取り組みを行っています。

(1)告知サポート資料

「告知書」の表紙に、告知書をご記入いただく前に必ずご確認いただきたい「告知に際しての重要事項」、「告知忘れが多い事例」や「告知書の記入例」などをまとめた「告知サポート資料」を記載しています。

この「告知サポート資料」を使用して、お客さまに告知忘れが生じないようにするため、「告知書」のご記入にあたってのポイントを具体的にご説明するなど、お客さまから正確な「告知」をいただけるよう取り組んでいます。

(2)お客さまの控

お客さまからご提出いただいた告知書の写しをお客さまの控として必ずお渡しすることにより、ご契約のお申し込みをいただいた後でも、お客さまに告知いただいた内容をご確認いただけるようにしています。

(3)【お客さま専用】告知お問い合わせ窓口

「告知書」の記入等に関するご不明な点は、お客さまから直接ご照会いただける以下のフリーダイヤルをご用意しています。

【お客さま専用】告知お問い合わせ窓口
0120−526−805
○受付時間／月～金　9:00～18:00
(土・日・祝日および12月31日～1月3日を除く)

お申し込み内容と実際のご契約内容の一致をご確認いただくための取り組み

ご契約のお申し込みをいただいた内容が、実際のご契約内容と一致していることをご確認いただくため、以下の取り組みを行っています。

(1)意向確認書、申込書、告知書などの「お客さまの控」

ご契約のお申し込みをいただいたお客さまには、ご意向(ニーズ)やお申し込み内容などを、ご契約後にもご確認いただけるよう、意向確認書、申込書、告知書などの申込関係書類について、その写しを「お客さまの控」として、必ずお渡ししています。

(2)「保険証券」とその同封書類(社長挨拶状兼ご契約内容確認のお願い)

ご加入いただいたお客さまには、「保険証券」とともに「社長挨拶状兼ご契約内容確認のお願い」を同封させていただき、①保険証券に記載された内容に誤りがないか、②お申し込み内容と保険証券の記載内容が一致しているかについて、お客さまご自身にもご確認いただいています。

情報開示

お客さまをはじめとして数多くの皆さまに当社をご理解いただくため、積極的な情報の提供に努めています。

NKSJひまわり生命の現状 2014（ディスクロージャー誌）

当社の事業内容や決算内容等を取りまとめた冊子です。本社・支社および主要な代理店の店頭に備え付けているほか、オフィシャルホームページにも掲載しています。

お手続きガイド

ご契約者さま向けの保険金等のご請求や各種お手続きについてまとめた冊子です。年1回、すべてのご契約者さまにお届けしています。

オフィシャルホームページ

当社の商品・サービス、保険金等のご請求など各種お手続き方法のご説明、会社案内、採用情報などをオフィシャルホームページ上で提供しています。

販売チャネルのご案内

販売チャネル

当社は保険商品の販売に際し、お客さまの保険商品に対する知識・経験、加入目的、資力状況などを総合的に勘案し、お客さま一人ひとりに最適な保障をご提案する「コンサルティングセールス」を推進しています。そして、保険商品・サービスを、次の3つのチャネルでお客さまにお届けしています。

代理店

多様化するお客さまニーズや各種リスクに対し、最適な保険提案を行うプロフェッショナル集団です。損害保険で顧客基盤を築いている損保プロ代理店、生命保険を主体とし、きめ細やかなサービスを提供する生保プロ代理店、さまざまな金融サービスを提供する金融機関代理店、さらには公認会計士や税理士といった会計・税務の専門家などが当社代理店としてお客さまに大きな安心をお届けしています。

このようにさまざまな分野で活躍している全国各地のプロフェッショナル集団を代理店として登録することにより、本来の専門分野に加えて、個人生活の安定から法人の企業防衛まで、幅広くお客さまニーズにお応えしています。

また、代理店に対しては業界共通資格取得指導のほか、OJTによる実践指導、適正な保険募集のためのコンプライアンス研修などを実施するとともに、マーケットやチャネル、代理店ごとに研修を企画・実施し、さらなる高品質の安心をお届けすることを目指しています。

ライフカウンセラー(LC)

ライフカウンセラーは、基本理念である「ライフカウンセラーシップ」に基づき活動する精鋭の営業社員です。生命保険を軸として、金融、経済、法律、税務などの幅広い知識をもつライフカウンセラーが、お客さまと直接お会いし、お客さまをとりまく環境、家族構成、将来設計などさまざまな観点からコンサルティングを行い、お客さま一人ひとりにオーダーメイドの生命保険を提案しています。

また、ライフカウンセラーは、入社時研修のほか、スキルアップ研修、コンプライアンス研修などを通じて、絶えず知識の習得に努めています。お客さまのコンサルタントとして、生涯にわたってお客さまをサポートし、安心をお届けしつづけることを目指しています。

ダイレクトマーケティング

医療保険を中心とした保険商品を、通信販売方式でお客さまにお届けしています。これはクレジットカード会社や通信販売会社による募集代理店方式とインターネットなどへの広告出稿による、募集代理店を介さない直販方式があり、いずれも資料のお届けから契約の成立までを、便利な郵送によるお手続きにて行っています。

通信販売でのご加入をご検討中のお客さま向けに専用のフリーダイヤルをご用意し、各種ご照会にお答えする体制を整えています。募集代理店やコールセンターのオペレーターはコンプライアンスを遵守し、お客さまにご満足いただけるよう努めており、さらなる高品質の安心をより便利にお届けすることを目指しています。

商品ラインアップ

《時代とともに新しくなる医療保険・がん保険》

当社は、お客さまに最適なプランをお選びいただけるよう、医療保険、がん保険の改良を重ねてきました。終身医療保険のパイオニアとして、当社がおすすめする医療保障分野商品には次のものがあります。

『新・健康のお守り』(医療保険(2014)終身タイプ)

当社は、1993年に終身保障の医療保険を発売し、その後もお客さまの立場に立った商品改定を重ねてまいりました。2014年5月2日には、累計120万件(※)を販売した「医療保険(08)」(終身タイプのペットネーム「健康のお守り」)をリニューアルし、保障内容の更なる充実と保険料の低廉化を両立した新商品「医療保険(2014)」(終身タイプのペットネーム「新・健康のお守り」)を発売いたしました。「新・健康のお守り」は、三大疾病(がん・急性心筋梗塞・脳卒中)による入院の場合、通算の支払限度(従来:1,000日)が無制限になることに加え、「三大疾病支払日数無制限特則」(新発売)を別途付加いただくと、1回あたりの入院の支払限度(従来:60日等)も無制限になります。また、手術保障の支払の基準を約款記載の手術別表から公的医療保険に連動させるとともに、給付倍率(40・20・10・5倍)の基準も開頭手術・がんに対する開腹手術などの平易な定義にリニューアルしました。「公的医療保険が適用されない先進医療」に備える「先進医療特約」については、通算支払限度(従来:1,000万円)を2,000万円に引き上げました。

※2014年4月現在

仕組図

ご契約例
(保険期間:終身・死亡保険金不担保特則付加)
40歳男性
B型・手術I型・60日型
保険料払込期間:60歳払済
入院給付金日額:10,000円

疾病入院給付金	病気により入院されたとき	1日につき	10,000円	一生涯保障
災害入院給付金	ケガにより入院されたとき	1日につき	10,000円	
手術給付金	病気やケガによる所定の手術・放射線治療または骨髄幹細胞移植を目的とした骨髄幹細胞採取手術	内容により1回つき	40・20・10・5万円(入院給付金日額の40・20・10・5倍)	

40歳 ← 保険料払込期間 → 60歳

『勇気のお守り』(がん保険(2010)終身タイプ)

当社は、2010年11月にがん保険『勇気のお守り』を発売しました。

近年、医療技術の進歩もあり、がん治療の中心は入院から通院治療にシフトし、抗がん剤や放射線などによる治療を通院しながら受けるケースが増加しています。そうしたQOL(Quality of Life:生活の質)を重視した治療は、痛みや入院によって仕事を続けることができないなどの不安やストレスを軽減します。

『勇気のお守り』は、そうした通院治療を続けるお客さまの生活サポートを目的に開発した保険です。業界でも初となる「外来治療給付金」を導入し、入院を伴わない通院も保障の対象としました。外来治療給付金は、抗がん剤や放射線などによる治療が続くかぎり、保障の対象となります。また、「がん」と診断確定されたら、治療開始前でも診断給付金を受け取ることができ、前回の診断給付金のお支払いから2年を経過していれば再発・転移による2回目以降の診断確定時にも同額の診断給付金を受け取ることができるなど、経済面での「安心」を提供するためのきめ細かな保障を実現しています。通院を続けながら、がん治療と向き合うお客さまの「勇気」を、保険商品を通じてサポートしていきます。

仕組図

ご契約例(BII型)
40歳男性
保険期間:終身
保険料払込期間:60歳払済
がん入院給付金日額:20,000円

保険期間の始期 ↓ がんに対する保障開始(91日目から)

がん入院給付金	がんにより入院されたとき	1日につき	20,000円	一生涯保障
がん手術給付金	がんにより所定の手術を受けられたとき	種類により1回につき	20・40・80万円(がん入院給付金日額の10・20・40倍)	
がん診断給付金	がんと診断確定されたとき		200万円(がん入院給付金日額の100倍)	
がん外来治療給付金	がんにより外来治療期間中に医師の治療処置を伴う外来治療を受けられたとき	1日につき	20,000円	

90日

40歳 ← 保険料払込期間 → 60歳

《目的にあわせて選ぶ死亡保障保険》

当社は、死亡保障のための商品も豊富に取り揃えています。終身保険や定期保険はもちろん、独自性あふれる各種商品をご提供しています。

『家族のお守り』(無解約返戻金型収入保障保険)

万一の場合に、年金を「毎月」受け取ることができます。残されたご家族にとって生活設計がしやすい合理的な保障です。解約返戻金がない分、割安な保険料でご加入できます。「特定疾病診断保険料免除特約」と「特定疾病収入保障特約」を同時に付加すれば、特定疾病(悪性新生物・急性心筋梗塞・脳卒中)により所定の状態になられた場合に、以後の保険料の払込みは不要になるほか、特定疾病年金を年金支払期間(2年間)が終了するまで毎月お受け取りいただけます。また、健康体料率特約を付加すれば、被保険者の喫煙状況および健康状態などが当社の定める基準に適合した場合、保険料が割安になります。

『一生のお守り』(無配当低解約返戻金型終身保険)

低解約返戻金期間(保険料払込期間)中の解約返戻金を、無配当終身保険の70%に抑えることによって、保険料を割安にしました。また、保険料払込期間満了後の解約返戻金は無配当終身保険の解約返戻金と同水準になり、豊かなセカンドライフを充実させるためにご活用いただくことも可能です。

仕組図

ご契約例
40歳男性
保証期間:2年
保険期間:60歳満了
保険料払込期間:60歳払済
基準年金月額:30万円

※この保険は保険期間を通じて解約返戻金はありません。

仕組図

ご契約例
40歳男性
保険期間:終身
保険料払込期間:60歳払済
保険金額:1,000万円

保険料払込期間の最終の保険年度末までの期間を、低解約返戻金期間としています。その期間は、解約返戻金を無配当終身保険の70%(低解約返戻金割合)に抑えています。

健康・生活応援サービス

サービス提供の趣旨

健康・生活応援サービスは、生命保険という「万が一」が起きたときの保障だけでなく、「万が一」を起こりにくくし、健康で豊かな生活を送っていただくための一助として、お客さまに提供するサービスです。

サービス概要

各企業と提携し、健康・医療相談サービスをはじめとする10のサービスをNKSJひまわり生命の保険契約にご加入中のご契約者さま・被保険者さまおよびそのご家族の方に提供しています。(2014年7月現在)

▶健康・医療相談サービス

病気に関するご相談や、医療についてのお悩みなど、様々なご相談に経験豊富な看護師がお電話でお答えします。

▶PET検診 紹介・予約サービス

がんの早期発見につながるといわれ注目されているPET検診に関するご質問にお答えします。また、全国の提携医療施設のご紹介・予約代行・受診券の郵送までいたします。

▶介護関連相談サービス

介護方法や福祉サービスの情報提供など介護相談全般にお答えします。また、介護サービス事業所や有料老人ホームのご紹介、介護用品・福祉機器の取扱業者へお取次ぎも行います。

▶医療機関の情報提供サービス

ご自宅や会社の近くの医療機関のご案内や夜間・休日に診てもらえる医療機関情報などをご提供します。

▶人間ドック 紹介・予約サービス

全国の提携医療施設の中からお客さまのご希望にあった施設のご紹介・予約代行・受診券の郵送までいたします。

▶家事代行紹介サービス

ご家族の入院やケガなどでお困りのときや、出産や単身赴任で手が回らないときなど、家事代行サービス事業者をご紹介します。

▶ドクターアドバイスサービス(予約制)

「健康・医療相談サービス」でお答えしたうえで、より専門的な相談を希望される場合は、医師とお電話でご相談いただけます。
また、ご希望があれば、「セカンドオピニオン」を受けることができる医療機関をご案内することも可能です。

▶郵送検査紹介サービス

ご自宅にいながら検査ができるサービスを割引料金でご紹介します。ご自宅に送付される検査キットを使って、説明書の指示どおりにご自身で血液などを採取いただき、返送していただくだけで検査結果が届きます。

▶生活関連相談サービス(予約制)

社会保険労務士による年金相談、税理士による税務相談、弁護士による法律相談に電話でお答えします。

▶セキュリティサポート紹介サービス

ホームセキュリティ、空き家等の管理、ご高齢者向けサービスなど、ALSOK(綜合警備保障株式会社)が提供するセキュリティ商品をご紹介します。ご成約された場合、月額警備料金の最大2か月分が無料になります。

教育・研修の概略

当社は、お客さまからの幅広いご相談・ご要望に対して、最適な保障をご提案できるよう、代理店教育・研修に取り組んでいます。

2014年4月に能力開発部を新設し、社員および代理店に対する教育の機能を一元化しました。ビジネスパートナーである代理店を通じて最高品質の安心をお届けできるよう本社・支社が連携し、社員一人ひとりの成長を支援する態勢で社員教育に取り組んでいます。

代理店教育・研修

業界共通試験取得教育のほか、ロールプレイングによる実践的指導、適正な保険募集のためのコンプライアンス教育などを各種研修、e-ラーニング、ツール類の提供により実施しています。

◎代理店登録・業界共通試験の流れ

◎教育・研修体系

◆ロールプレイングによる実践的指導

全国の当社支社の営業社員による日常指導、および損保ジャパン、日本興亜損保の課支社と連携した営業活動を通じてロールプレイングによる実践的指導を実施しています。

◆本社集合研修

外部講師などによる代理店向けセミナーを開催し、より高いレベルの研修を実施しています。

◆各種ツール類の提供

各種テキスト、オリジナルDVDを提供し、生命保険はもちろんのこと周辺知識についても自己研鑽の促進に努めています。

社員教育・研修

専門性を有し、自ら考え行動し、高い目標にチャレンジする社員を育成するため、さまざまな教育プログラムを実施しています。

入社後間もない社員に対しては、OJT制度を導入し教育担当者を中心に年間を通じて必要なスキルや業務知識の習得を指導・支援します。また、キャリアアップに応じてその役職に必要とされる知識や能力を身につけるために入社年次別や階層別の研修を実施しています。

その他にもe-ラーニングや通信教育制度、営業店社員一斉テスト、教育ツールの提供により専門性を高める社員教育に取り組んでいます。

e-ラーニング

当社は、代理店・社員・ライフカウンセラーの教育にe-ラーニングを活用しています。e-ラーニングとは、インターネット環境を利用した学習（教育）システムです。e-ラーニングの導入により、インターネット環境があればパソコンのほかスマートフォン、タブレット端末でいつでも、どこでも、何度でも必要な研修を自主的に受けることができ、きめ細やかな教育を実現しています。

たとえば、代理店向けには生命保険募集人の更なる資質向上を目指し、継続・反復的に学習ができるようさまざまなコンテンツを提供しています。また、社員・ライフカウンセラー向けとしては自学自習用のコンテンツ提供やお客さま対応力を強化するためのトレーニング、コンプライアンステストの実施などに活用しています。

さらに、動画配信機能で本社からのメッセージを発信し、社内の円滑なコミュニケーションの手段としても活用しています。

MEMO

MEMO

MEMO

データファイル

データファイル

生命保険協会統一開示項目索引

本ディスクロージャー誌は、生命保険協会が定める開示基準に基づいて作成しています。
その開示基準における各項目は以下のページに掲載しています。

Ⅰ. 会社の概況及び組織

1. 沿革 …… 71～72
2. 経営の組織 …… 73～74
3. 店舗網一覧 …… 75～76
4. 資本金の推移 …… 77
5. 株式の総数 …… 77
6. 株式の状況 …… 77
7. 主要株主の状況 …… 77
8. 役員の状況 …… 78～79
9. 従業員の在籍・採用状況 …… 80
10. 平均給与（内勤社員） …… 80
11. 平均給与（営業職員） …… 80

Ⅱ. 保険会社の主要な業務の内容

1. 主要な業務の内容 …… 81
2. 経営方針 …… 81

Ⅲ. 直近事業年度における事業の概況

1. 直近事業年度における事業の概況 …… 82
2. 契約者懇談会開催の概況 …… 82
3. 相談・苦情対応態勢、相談（照会、苦情）の件数、及び苦情からの改善事例 …… 82
4. 契約者に対する情報提供の実態 …… 83
5. 商品に対する情報及びデメリット情報提供の方法 …… 83
6. 営業職員・代理店教育・研修の概略 …… 83
7. 新規開発商品の状況 …… 83
8. 保険商品一覧 …… 83～86
9. 情報システムに関する状況 …… 86
10. 公共福祉活動、厚生事業団活動の概況 …… 86

Ⅳ. 直近5事業年度における主要な業務の状況を示す指標 …… 87～88

Ⅴ. 財産の状況

1. 貸借対照表 …… 89～97
2. 損益計算書 …… 98～99
3. キャッシュ・フロー計算書 …… 100～101
4. 株主資本等変動計算書 …… 102～103
5. 債務者区分による債権の状況 …… 104
6. リスク管理債権の状況 …… 104
7. 元本補てん契約のある信託に係る貸出金の状況 …… 104
8. 保険金等の支払能力の充実の状況（ソルベンシー・マージン比率） …… 105
9. 有価証券等の時価情報（会社計）
   (1) 有価証券の時価情報 …… 106～107
   (2) 金銭の信託の時価情報 …… 108
   (3) デリバティブ取引の時価情報 …… 108～109
10. 経常利益等の明細（基礎利益） …… 110
11. 計算書類等について会社法（保険業法）による会計監査人の監査 …… 111
12. 貸借対照表等について金融商品取引法に基づく監査証明 …… 111
13. 財務諸表の適正性と財務諸表作成に係る内部監査の有効性 …… 111
14. 事業年度の末日において、保険会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象または状況その他保険会社の経営に重要な影響を及ぼす事象が存在する場合には、その旨およびその内容、当該重要事象等についての分析および検討内容ならびに当該重要事象等を解消し、または改善するための対応策の具体的内容 …… 111

Ⅵ. 業務の状況を示す指標等

1. 主要な業務の状況を示す指標等
   (1) 決算業績の概況 …… 112
   (2) 保有契約高及び新契約高 …… 112
   (3) 年換算保険料 …… 112
   (4) 保障機能別保有契約高 …… 113～114
   (5) 個人保険及び個人年金保険契約種類別保有契約高 …… 114
   (6) 異動状況の推移 …… 115～116
   (7) 契約者配当の状況 …… 116～118
2. 保険契約に関する指標等
   (1) 保有契約増加率 …… 118
   (2) 新契約平均保険金及び保有契約平均保険金（個人保険） …… 118
   (3) 新契約率（対年度始） …… 118
   (4) 解約失効率（対年度始） …… 118
   (5) 個人保険新契約平均保険料（月払契約） …… 119
   (6) 死亡率（個人保険主契約） …… 119
   (7) 特約発生率（個人保険） …… 119
   (8) 事業費率（対収入保険料） …… 119
   (9) 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた主要な保険会社等の数 …… 119
   (10) 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた保険会社等のうち、支払再保険料の額が大きい上位5社に対する支払再保険料の割合 …… 120
   (11) 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた主要な保険会社等の格付機関による格付けに基づく区分ごとの支払再保険料の割合 …… 120
   (12) 未収受再保険金の額 …… 120
   (13) 第三分野保険の給付事由又は保険種類の区分ごとの、発生保険金額の経過保険料に対する割合 …… 120
3. 経理に関する指標等
   (1) 支払備金明細表 …… 121

本冊子では、特段の注記などがないかぎり、2010年度（平成22年度）以前は、損保ジャパンひまわり生命（存続会社）の数値を、2011年度（平成23年度）は、2011年4月～9月の損保ジャパンひまわり生命の数値および2011年10月～2012年3月のNKSJひまわり生命の数値を記載しています。

(2) 責任準備金明細表 …… 121
(3) 責任準備金残高の内訳 …… 122
(4) 個人保険及び個人年金保険の責任準備金の積立方式、積立率、残高（契約年度別） …… 122
(5) 特別勘定を設けた最低保証のある保険契約に係る一般勘定における責任準備金、算出方法、計算の基礎となる係数 …… 122
(6) 契約者配当準備金明細表 …… 123
(7) 引当金明細表 …… 123
(8) 特定海外債権引当勘定の状況 …… 123
(9) 資本金等明細表 …… 124
(10) 保険料明細表 …… 124
(11) 保険金明細表 …… 124
(12) 年金明細表 …… 124
(13) 給付金明細表 …… 125
(14) 解約返戻金明細表 …… 125
(15) 減価償却費明細表 …… 125
(16) 事業費明細表 …… 125
(17) 税金明細表 …… 126
(18) リース取引 …… 126
(19) 借入金残存期間別残高 …… 127
4. 資産運用に関する指標等
(1) 資産運用の概況 …… 127～128
(2) 運用利回り …… 128
(3) 主要資産の平均残高 …… 129
(4) 資産運用収益明細表 …… 129
(5) 資産運用費用明細表 …… 130
(6) 利息及び配当金等収入明細表 …… 130
(7) 有価証券売却益明細表 …… 130
(8) 有価証券売却損明細表 …… 131
(9) 有価証券評価損明細表 …… 131
(10) 商品有価証券明細表 …… 131
(11) 商品有価証券売買高 …… 131
(12) 有価証券明細表 …… 131
(13) 有価証券の残存期間別残高 …… 132
(14) 保有公社債の期末残高利回り …… 132
(15) 業種別株式保有明細表 …… 133
(16) 貸付金明細表 …… 134
(17) 貸付金残存期間別残高 …… 134
(18) 国内企業向け貸付金企業規模別内訳 …… 134
(19) 貸付金業種別内訳 …… 134
(20) 貸付金使途別内訳 …… 134
(21) 貸付金地域別内訳 …… 134
(22) 貸付金担保別内訳 …… 134
(23) 固定資産明細表 …… 135
(24) 固定資産等処分益明細表 …… 135
(25) 固定資産等処分損明細表 …… 136
(26) 賃貸用不動産等減価償却費明細表 …… 136
(27) 海外投融資の状況 …… 136～137
(28) 海外投融資利回り …… 137
(29) 公共関係投融資の概況（新規引受額、貸出額） …… 137
(30) 各種ローン金利 …… 137
(31) その他の資産明細表 …… 137
5. 有価証券等の時価情報（一般勘定）
(1) 有価証券の時価情報 …… 138
(2) 金銭の信託の時価情報 …… 139
(3) デリバティブ取引の時価情報（ヘッジ会計適用・非適用分の合算値） …… 139

Ⅶ. 保険会社の運営
1. リスク管理の体制 …… 140
2. 法令遵守の体制 …… 140
3. 法第百二十一条第一項第一号の確認（第三分野保険に係るものに限る。）の合理性および妥当性 …… 140～141
4. 外部機関の仲介による苦情等の解決（金融ADR制度） …… 141
5. 個人データ保護 …… 141
6. 反社会的勢力への対応に関する基本方針 …… 141

Ⅷ. 特別勘定に関する指標等
1. 特別勘定資産残高の状況 …… 142
2. 個人変額保険及び個人変額年金保険特別勘定資産の運用の経過 …… 142
3. 個人変額保険及び個人変額年金保険の状況
(1) 保有契約高 …… 143
(2) 年度末個人変額保険特別勘定資産の内訳 …… 143
(3) 個人変額保険特別勘定の運用収支状況 …… 144
(4) 個人変額保険特別勘定に関する有価証券等の時価情報 …… 144

Ⅸ. 保険会社及びその子会社等の状況 …… 144

用語集 …… 145～152

Ⅰ. 会社の概況及び組織

❶ 沿革

NKSJひまわり生命の沿革

2011年（平成23年）	10月	損保ジャパンひまわり生命保険株式会社と日本興亜生命保険株式会社が合併し、 NKSJひまわり生命保険株式会社が誕生 NKSJホールディングス株式会社の直接子会社となる 「ご契約のしおり・約款」にCD-ROM版を導入 医療保険(08)用手術追加給付特約新設
2012年（平成24年）	4月	新会社として、改めて「ISO10002（苦情マネジメントシステム）」への適合宣言を実施
	7月	「みんなのひまわりプロジェクト」スタート
	11月	保有契約件数300万件達成
	12月	「介護前払特約」と「年金移行特約」を発売 「ネット口座振替受付サービス」を開始
2013年（平成25年）	3月	医療保険(08)（終身タイプのペットネーム「健康のお守り」）の販売件数が100万件を突破
	6月	タブレット端末用の必要保障額シミュレーション「Sアプリ」を金融機関向けに提供開始
2014年（平成26年）	5月	商品付帯サービス「健康・生活応援サービス」に「セキュリティサポート紹介サービス」を追加 医療保険（2014）（終身タイプのペットネーム「新・健康のお守り」）発売

※2014年（平成26年）9月1日、関係当局の認可等を前提として、社名を「損保ジャパン日本興亜ひまわり生命保険株式会社」に変更予定

旧損保ジャパンひまわり生命の沿革

1981年（昭和56年）	7月	Life Insurance Company of North Americaが、全額出資でアイ・エヌ・エイ生命保険株式会社を設立
1982年（昭和57年）	4月	営業開始 米国INA社がConnecticut General社と合併 CIGNA Corporationが誕生
1983年（昭和58年）	4月	安田火災海上保険株式会社と業務提携
1993年（平成5年）	7月	安田火災が株式の10%を取得
1996年（平成8年）	10月	安田火災への業務の代理・事務の代行委託開始
1997年（平成9年）	1月	社名をアイ・エヌ・エイひまわり生命保険株式会社に変更
1999年（平成11年）	4月	安田火災が株式の29%を追加取得（出資割合39%）
2001年（平成13年）	1月	筆頭株主の交代（安田火災の株式保有割合60%に） 社名を安田火災ひまわり生命保険株式会社に変更
	12月	安田火災が株式の40%を追加取得（出資割合100%）
2002年（平成14年）	7月	株式会社損害保険ジャパン（安田火災と日産火災海上保険株式会社が合併）の発足に伴い 社名を損保ジャパンひまわり生命保険株式会社に変更
2008年（平成20年）	4月	「ISO10002（苦情対応マネジメントシステム）」への適合宣言を実施
	8月	医療保険「健康のお守り」発売
2009年（平成21年）	5月	無解約返戻金型収入保障保険「家族のお守り」リニューアル
2010年（平成22年）	1月	「2009年日経優秀製品・サービス賞 最優秀賞」受賞（受賞対象「健康のお守り」）
	3月	日本興亜生命との合併合意発表
	4月	NKSJホールディングス株式会社発足
	11月	がん保険「勇気のお守り」発売
2011年（平成23年）	4月	日本興亜生命との合併契約締結
	9月	日本興亜生命との合併認可取得

旧日本興亜生命の沿革

1996年（平成8年）	8月	日本火災海上保険株式会社および興亜火災海上保険株式会社が、それぞれ全額出資で 日本火災パートナー生命保険株式会社および興亜火災まごころ生命保険株式会社を設立
	10月	営業開始
2001年（平成13年）	4月	日本興亜損害保険株式会社（興亜火災と日本火災が合併）の発足に伴い、 興亜火災まごころ生命と日本火災パートナー生命も同時に合併し日本興亜生命保険株式会社となる
2008年（平成20年）	8月	医療保険「ホッとメディカル」発売
2010年（平成22年）	3月	損保ジャパンひまわり生命との合併合意発表
	4月	NKSJホールディングス株式会社発足
	6月	無解約返戻金型収入保障保険「新収入保障保険」リニューアル
2011年（平成23年）	4月	損保ジャパンひまわり生命との合併契約締結
	9月	損保ジャパンひまわり生命との合併認可取得

Ⅰ.会社の概況及び組織

❷ 経営の組織

2014年4月1日現在

Ⅰ.会社の概況及び組織

❸ 店舗網一覧

店舗名	郵便番号	所在地	電話番号
本　　社	163-8626	東京都新宿区西新宿6-13-1 新宿セントラルパークビル	03-6742-3111
法人営業部	163-0407	東京都新宿区西新宿2-1-1 新宿三井ビルディング7階	03-3349-5721
法人第一支社	163-0407	東京都新宿区西新宿2-1-1 新宿三井ビルディング7階	03-3349-9311
法人第二支社	163-0407	東京都新宿区西新宿2-1-1 新宿三井ビルディング7階	03-3349-9314
法人第三支社	163-0407	東京都新宿区西新宿2-1-1 新宿三井ビルディング7階	03-3349-6101
法人第四支社	163-0407	東京都新宿区西新宿2-1-1 新宿三井ビルディング7階	03-5323-0281
東京開発営業部	163-8626	東京都新宿区西新宿6-13-1 新宿セントラルパークビル	03-6837-0500
東京開発第一支社	163-8626	東京都新宿区西新宿6-13-1 新宿セントラルパークビル	03-6837-0501
東京開発第二支社	163-8626	東京都新宿区西新宿6-13-1 新宿セントラルパークビル	03-6837-0502
東京開発第三支社	163-8626	東京都新宿区西新宿6-13-1 新宿セントラルパークビル	03-6837-0503
東京開発第四支社	163-8626	東京都新宿区西新宿6-13-1 新宿セントラルパークビル	03-6837-0504
東京営業部	163-0439	東京都新宿区西新宿2-1-1 新宿三井ビルディング39階	03-3348-6231
新東京支社	163-0439	東京都新宿区西新宿2-1-1 新宿三井ビルディング39階	03-5323-8690
東京中央支社	104-0061	東京都中央区銀座7-13-10 日本興亜銀座ビル5階	03-3545-6751
東東京支社	110-0005	東京都台東区上野2-7-13 ＪＴＢ・損保ジャパン上野共同ビル4階	03-3835-6051
北東京支社	160-0023	東京都新宿区西新宿6-14-1 新宿グリーンタワービル3階	03-3344-1545
南東京支社	150-0002	東京都渋谷区渋谷2-12-19 東建インターナショナルビル5階	03-3409-9017
西東京支社	190-0012	東京都立川市曙町2-37-7 コアシティ立川8階	042-526-5211
神奈川営業部	231-0011	神奈川県横浜市中区太田町4-55 横浜馬車道ビル3階	045-212-2521
横浜開発支社	231-0015	神奈川県横浜市中区尾上町4-52 横浜野村證券ビル4階	045-681-2217
横浜支社	231-0011	神奈川県横浜市中区太田町4-55 横浜馬車道ビル3階	045-212-3851
神奈川支社	243-0014	神奈川県厚木市旭町1-8-6 パストラルビル2階	046-230-2260
埼玉営業部	330-0854	埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-11-5 ＫＳビル6階	048-643-1961
埼玉開発支社	330-0854	埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-11-5 ＫＳビル6階	048-643-1781
埼玉支社	330-0854	埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-11-5 ＫＳビル4階	048-645-3591
埼玉西支社	350-0043	埼玉県川越市新富町2-24-4 早川ＴＫＢビル3階	049-226-9050
千葉営業部	260-0026	千葉県千葉市中央区千葉港8-4 日本興亜千葉ビル3階	043-243-5761
千葉支社	260-0026	千葉県千葉市中央区千葉港8-4 日本興亜千葉ビル3階	043-243-5621
千葉南支社	292-0805	千葉県木更津市大和2-1-2 ヤスミビル7階	0438-23-4711
千葉西支社	273-0005	千葉県船橋市本町2-1-1 船橋スクエア２１ 10階	047-435-0710
北海道営業部	060-0001	北海道札幌市中央区北1条西6-2 損保ジャパン札幌ビル4階	011-261-4611
北海道支社	060-0001	北海道札幌市中央区北1条西6-2 損保ジャパン札幌ビル4階	011-261-3460
札幌支社	060-0001	北海道札幌市中央区北1条西6-2 損保ジャパン札幌ビル4階	011-241-6378
北北海道支社	070-0033	北海道旭川市三条通9-710 日本興亜旭川ビル5階	0166-24-3341
東北海道支社	080-0801	北海道帯広市東1条南10-2-1 損保ジャパン帯広第一ビル5階	0155-25-4780
北見支社	090-0024	北海道北見市北4条東2-1 損保ジャパン北見ビル5階	0157-24-3610
南北海道支社	040-0015	北海道函館市梁川町16-24 損保ジャパン函館ビル4階	0138-53-2712
東北営業部	983-0852	宮城県仙台市宮城野区榴岡3-7-35 損保ジャパン仙台ビル9階	022-298-1921
青森支社	030-0801	青森県青森市新町1-1-14 損保ジャパン青森ビル4階	017-723-6431
岩手支社	020-0021	岩手県盛岡市中央通2-11-17 損保ジャパン盛岡ビル1階	019-624-7512
秋田支社	010-0921	秋田県秋田市大町3-3-15 ユニバース秋田ビル5階	018-863-3941
仙台開発支社	983-0852	宮城県仙台市宮城野区榴岡3-7-35 損保ジャパン仙台ビル9階	022-295-8601
仙台支社	983-0852	宮城県仙台市宮城野区榴岡3-7-35 損保ジャパン仙台ビル9階	022-298-2761
山形支社	990-0023	山形県山形市松波1-1-1 損保ジャパン山形ビル5階	023-625-3766
福島支社	963-8877	福島県郡山市堂前町6-4 郡山堂前合同ビル5階	024-925-6701
関東営業部	104-0061	東京都中央区銀座7-13-10 日本興亜銀座ビル5階	03-3545-6421
茨城支社	310-0021	茨城県水戸市南町2-6-13 損保ジャパン水戸ビル3階	029-221-1251
茨城南支社	305-0032	茨城県つくば市竹園1-6-1 つくば三井ビルディング11階	029-859-3060
栃木支社	320-0811	栃木県宇都宮市大通り1-1-11 損保ジャパン宇都宮ビル7階	028-643-3621
群馬支社	371-0023	群馬県前橋市本町1-4-4 損保ジャパン前橋ビル7階	027-223-5126
山梨支社	400-0858	山梨県甲府市相生1-4-23 日本興亜鮎川ビル2階	055-232-8072
静岡営業部	420-0031	静岡県静岡市葵区呉服町1-1-14 呉服町圭田ビル8階	054-272-6100
静岡支社	420-0031	静岡県静岡市葵区呉服町1-1-2 静岡呉服町スクエア11階	054-252-2373
沼津支社	410-0801	静岡県沼津市大手町5-6-7 ヌマヅスルガビル9階	055-951-1110
浜松支社	430-0946	静岡県浜松市中区元城町216-1 損保ジャパン浜松ビル2階	053-451-1160
中部営業部	460-0002	愛知県名古屋市中区丸の内3-22-21 損保ジャパン名古屋ビル3階	052-972-6401
名古屋開発第一支社	460-0002	愛知県名古屋市中区丸の内3-22-21 損保ジャパン名古屋ビル3階	052-972-6430
名古屋開発第二支社	460-0002	愛知県名古屋市中区丸の内3-22-21 損保ジャパン名古屋ビル3階	052-972-6385
名古屋北支社	460-0002	愛知県名古屋市中区丸の内3-22-21 損保ジャパン名古屋ビル2階	052-972-1951
名古屋南支社	460-0002	愛知県名古屋市中区丸の内3-22-21 損保ジャパン名古屋ビル2階	052-972-6364
愛知東支社	440-0888	愛知県豊橋市駅前大通1-55 ココラフロント・サーラタワー6階	0532-52-3136
岐阜支社	500-8842	岐阜県岐阜市金町5-20 損保ジャパン岐阜ビル8階	058-264-7060
三重支社	514-0004	三重県津市栄町3-115 損保ジャパン津ビル2階	059-223-1401

店舗名	郵便番号	所在地	電話番号
信越営業部	104-0061	東京都中央区銀座7-13-10 日本興亜銀座ビル5階	03-3545-6429
新潟支社	950-0088	新潟県新潟市中央区万代1-4-33 損保ジャパン・新潟セントラルビル5階	025-241-4730
長岡支社	940-0064	新潟県長岡市殿町2-4-1 損保ジャパン長岡ビル5階	0258-39-8371
長野支社	380-0816	長野県長野市三輪武井1313-11 損保ジャパン長野ビル5階	026-235-8015
松本支社	390-0814	長野県松本市本庄1-13-5 日本興亜松本ビル4階	0263-36-0822
北陸営業部	920-0961	石川県金沢市香林坊1-2-21 損保ジャパン金沢ビル3階	076-261-6177
金沢支社	920-0961	石川県金沢市香林坊1-2-21 損保ジャパン金沢ビル3階	076-261-6071
富山支社	930-0029	富山県富山市本町3-21 損保ジャパン富山ビル6階	076-444-7740
福井支社	910-0006	福井県福井市中央3-6-2 損保ジャパン福井ビル1階	0776-21-1482
関西第一営業部	550-0002	大阪府大阪市西区江戸堀1-11-4 日本興亜肥後橋ビル5階	06-6447-6550
大阪開発第一支社	550-0002	大阪府大阪市西区江戸堀1-11-4 日本興亜肥後橋ビル5階	06-6447-6521
大阪開発第二支社	550-0002	大阪府大阪市西区江戸堀1-11-4 日本興亜肥後橋ビル5階	06-6447-6831
大阪法人支社	550-0002	大阪府大阪市西区江戸堀1-11-4 日本興亜肥後橋ビル5階	06-6445-7621
大阪北支社	541-0048	大阪府大阪市中央区瓦町4-1-2 損保ジャパン大阪ビル8階	06-6223-5171
大阪支社	541-0048	大阪府大阪市中央区瓦町4-1-2 損保ジャパン大阪ビル8階	06-6223-5178
大阪南支社	590-0964	大阪府堺市堺区新在家町東1-1-28 日本興亜堺ビル1階	072-222-0115
神戸支社	650-0023	兵庫県神戸市中央区栄町通3-3-17 損保ジャパン神戸ビル7階	078-321-0481
神戸中央支社	650-0023	兵庫県神戸市中央区栄町通3-3-17 損保ジャパン神戸ビル7階	078-321-0631
兵庫支社	670-0961	兵庫県姫路市南畝町2-1 損保ジャパン姫路ビル4階	079-284-5757
関西第二営業部	550-0002	大阪府大阪市西区江戸堀1-11-4 日本興亜肥後橋ビル5階	06-6447-6580
京都支社	604-8152	京都府京都市中京区烏丸通錦小路上ル手洗水町671 損保ジャパン・ユニバース京都ビル7階	075-211-6713
滋賀支社	520-0806	滋賀県大津市打出浜3-20 損保ジャパン大津ビル1階	077-527-1233
奈良支社	630-8115	奈良県奈良市大宮町4-281-1 新大宮センタービルディング2階	0742-36-8751
和歌山支社	640-8331	和歌山県和歌山市美園町3-32-1 損保ジャパン和歌山ビル7階	073-422-6801
中国営業部	730-0011	広島県広島市中区基町13-9 日本興亜広島基町ビル9階	082-227-3051
広島開発支社	730-0032	広島県広島市中区立町2-27 ＮＢＦ広島立町ビル12階	082-242-1665
広島支社	730-0011	広島県広島市中区基町13-9 日本興亜広島基町ビル9階	082-227-3041
福山支社	720-0812	広島県福山市霞町1-1-1 福山信愛ビル5階	084-923-7811
山陰支社	690-0007	島根県松江市御手船場町549-1 損保ジャパン松江ビル4階	0852-27-8211
山口支社	753-0076	山口県山口市泉都町7-11 損保ジャパン山口ビル6階	083-922-1033
岡山支社	700-0913	岡山県岡山市北区大供1-2-10 損保ジャパン岡山ビル6階	086-222-0911
四国営業部	760-0027	香川県高松市紺屋町1-6 損保ジャパン高松ビル7階	087-822-6510
高松支社	760-0027	香川県高松市紺屋町1-6 損保ジャパン高松ビル7階	087-851-4678
徳島支社	770-0942	徳島県徳島市昭和町1-11 徳島ビル3階	088-654-2510
愛媛支社	790-0011	愛媛県松山市千舟町4-6-3 アヴァンサ千舟7階	089-931-6282
高知支社	780-0870	高知県高知市本町2-1-6 損保ジャパン高知ビル2階	088-825-0321
九州第一営業部	812-0011	福岡県福岡市博多区博多駅前1-2-5 紙与博多ビル4階	092-474-3788
福岡開発支社	812-0011	福岡県福岡市博多区博多駅前1-2-5 紙与博多ビル2階	092-471-7575
福岡支社	812-0011	福岡県福岡市博多区博多駅前1-2-5 紙与博多ビル4階	092-414-0691
北九州支社	802-0003	福岡県北九州市小倉北区米町1-3-25 損保ジャパン北九州ビル7階	093-521-2622
久留米支社	830-0017	福岡県久留米市日吉町23-3 ＭＥＤＩＡ７ビル2階	0942-39-5801
佐賀支社	840-0815	佐賀県佐賀市天神2-2-37 日本興亜佐賀ビル1階	0952-28-4300
長崎支社	850-0033	長崎県長崎市万才町3-16 損保ジャパン長崎ビル2階	095-823-3481
沖縄支社	900-0015	沖縄県那覇市久茂地3-21-1 國場ビルディング中2階	098-863-3386
九州第二営業部	812-0011	福岡県福岡市博多区博多駅前1-2-5 紙与博多ビル4階	092-471-7590
熊本支社	860-0806	熊本県熊本市中央区花畑町1-7 ＭＹ熊本ビル3階	096-356-1003
大分支社	870-0027	大分県大分市末広町2-10-22 損保ジャパン大分ビル4階	097-536-6411
宮崎支社	880-0805	宮崎県宮崎市橘通東5-3-10 損保ジャパン宮崎ビル1階	0985-27-4688
鹿児島支社	890-0053	鹿児島県鹿児島市中央町11 鹿児島中央ターミナルビル5階	099-250-7701
ライフカウンセラー支社			
銀座第一ＬＣ支社	104-0061	東京都中央区銀座7-13-10 日本興亜銀座ビル8階	03-3543-5131
銀座第二ＬＣ支社	104-0061	東京都中央区銀座7-13-10 日本興亜銀座ビル8階	03-3543-5171
銀座第三ＬＣ支社	104-0061	東京都中央区銀座7-13-10 日本興亜銀座ビル9階	03-5565-2571
池袋第一ＬＣ支社	170-6019	東京都豊島区東池袋3-1-1 サンシャイン６０ビル19階	03-3590-1501
池袋第二ＬＣ支社	170-6019	東京都豊島区東池袋3-1-1 サンシャイン６０ビル19階	03-3590-1506
横浜ＬＣ支社	220-6011	神奈川県横浜市西区みなとみらい2-3-1 クイーンズタワーＡ11階	045-682-5321
札幌ＬＣ支社	060-0001	北海道札幌市中央区北1条西4-2-2 札幌ノースプラザ4階	011-222-3813
仙台ＬＣ支社	983-0852	宮城県仙台市宮城野区榴岡2-4-22 仙台東口ビル4階	022-298-2171
名古屋ＬＣ支社	460-0002	愛知県名古屋市中区丸の内3-22-21 損保ジャパン名古屋ビル2階	052-972-6361
金沢ＬＣ支社	920-0869	石川県金沢市上堤町1-15 金沢上堤町ビル10階	076-235-2301
近畿ＬＣ支社	550-0002	大阪府大阪市西区江戸堀1-11-4 日本興亜肥後橋ビル4階	06-6441-1781
京都ＬＣ支社	604-8166	京都府京都市中京区三条通烏丸西入御倉町85-1 烏丸ビル3階	075-213-2958
広島ＬＣ支社	730-0016	広島県広島市中区幟町13-4 広島マツダビル11階	082-225-0313
福岡ＬＣ支社	810-0001	福岡県福岡市中央区天神2-14-13 天神三井ビルディング8階	092-714-1571
北九州ＬＣ支社	802-0001	福岡県北九州市小倉北区浅野2-14-2 小倉興産１６号館12階	093-522-5488

2014年7月20日現在

Ⅰ. 会社の概況及び組織

❹ 資本金の推移

（単位:百万円）

年　月　日	増　資　額	増資後資本金	摘　　要
昭和56年 7月 7日	―	400	会社設立
昭和56年 9月18日	1,200	1,600	
昭和56年 9月30日	1,900	3,500	
昭和62年 3月31日	1,150	4,650	
昭和63年 3月26日	600	5,250	
平成 2年 6月28日	2,000	7,250	
平成19年 2月28日	20,000	17,250	増資額のうち10,000百万円を資本準備金に組入

❺ 株式の総数

発行可能株式総数	40,000千株
発行済株式の総数	27,250千株
当期末株主数	1　名

❻ 株式の状況

（1）発行済株式の種類等

	種　　類	発　行　数	内　　容
発行済株式	普通株式	27,250千株	―

（2）大株主

（単位:千株、%）

株　主　名	当社への出資状況		当社の大株主への出資状況	
	持株数	持株比率	持株数	持株比率
NKSJホールディングス株式会社	27,250	100.0	―	―

当社の株主は上記1名のみです。

❼ 主要株主の状況

名　称	主たる営業所または事務所の所在地	資本金または出資金	事業の内容	設立年月日	株式等の総数等に占める所有株式等の割合
NKSJホールディングス株式会社	東京都新宿区西新宿一丁目26番1号	1,000億円	損害保険会社、生命保険会社その他の保険業法の規定により子会社等とした会社の経営管理およびこれに附帯する業務	2010年4月1日	100.0%

❽ 役員の状況

（平成26年7月1日現在）

役　職　名	氏　　名 （生年月日）	略歴	
取締役会長 会長執行役員 (代表取締役)	スギシタ　タカカズ 杉下　孝和 （昭和26年9月24日）	昭和 50年 4月 平成 16年 4月 平成 17年 4月 平成 17年12月 平成 19年 4月 平成 20年 4月 平成 22年 4月 平成 22年 6月 平成 22年10月 平成 24年 4月 平成 25年 4月	安田火災海上保険株式会社（現 株式会社損害保険ジャパン）入社 株式会社損害保険ジャパン執行役員熊本支店長 同社常務執行役員北海道本部長兼北海道業務部長 同社常務執行役員北海道本部長 同社常務執行役員九州本部長 同社専務執行役員九州本部長 同社専務執行役員 同社取締役副社長執行役員 同社代表取締役副社長執行役員 株式会社ジャパン保険サービス（現 損保ジャパン日本興亜保険サービス株式会社）取締役会長 当社代表取締役会長会長執行役員（現職）
取締役社長 社長執行役員 (代表取締役)	クマノミドウ　　アツシ 熊野御堂　厚 （昭和26年12月30日）	昭和 50年 4月 平成 17年 4月 平成 18年 4月 平成 22年 4月 平成 23年 4月 平成 23年10月 平成 25年 4月 平成 25年 6月	日本火災海上保険株式会社（現 日本興亜損害保険株式会社）入社 日本興亜損害保険株式会社執行役員営業企画開発部長 そんぽ24損害保険株式会社代表取締役社長首席執行役員 日本興亜損害保険株式会社常務執行役員中部本部長 日本興亜生命保険株式会社代表取締役副社長執行役員 当社代表取締役副社長副社長執行役員 当社代表取締役社長社長執行役員（現職） NKSJホールディングス株式会社取締役（現職）
取締役 専務執行役員	オノダ　　シュンスケ 小野田　俊介 （昭和28年11月17日）	昭和 52年 4月 平成 18年 6月 平成 19年 4月 平成 21年 3月 平成 21年 4月 平成 22年 4月 平成 23年 4月 平成 23年10月 平成 24年 6月	日本火災海上保険株式会社（現 日本興亜損害保険株式会社）入社 日本興亜損害保険株式会社執行役員本店営業第一部長 同社執行役員水戸支店長 同社執行役員関東本部長兼水戸支店長 同社執行役員関東本部長 同社常務執行役員関東本部長 日本興亜生命保険株式会社専務執行役員 当社専務執行役員 当社取締役専務執行役員（現職）
取締役 専務執行役員	フセ　　ヤスシ 布施　康 （昭和33年9月29日）	昭和 56年 4月 平成 23年 4月 平成 23年 7月 平成 24年 6月 平成 25年 6月	安田火災海上保険株式会社（現 株式会社損害保険ジャパン）入社 株式会社損害保険ジャパン執行役員自動車業務部長 同社執行役員本店営業第二部長 当社取締役常務執行役員 当社取締役専務執行役員（現職）
取締役 専務執行役員	クスミ　　ノブヤス 楠美　信泰 （昭和34年1月20日）	昭和 56年 4月 平成 23年 4月 平成 25年 4月 平成 26年 4月	安田火災海上保険株式会社（現 株式会社損害保険ジャパン）入社 株式会社損害保険ジャパン執行役員鹿児島支店長 同社常務執行役員静岡本部長兼日本興亜損害保険株式会社常務執行役員静岡本部長 当社取締役専務執行役員（現職）
取締役 常務執行役員	ハラダ　　ミツル 原田　満 （昭和32年3月16日）	昭和 55年 4月 平成 23年 4月 平成 23年10月 平成 24年 4月 平成 25年 4月	日本火災海上保険株式会社（現 日本興亜損害保険株式会社）入社 日本興亜損害保険株式会社執行役員個人商品部長兼個人商品部火災保険部長 同社執行役員個人商品部長 同社執行役員 当社取締役常務執行役員（現職）
取締役 常務執行役員	イイトヨ　サトシ 飯豊　聡 （昭和37年3月2日）	昭和 59年 4月 平成 25年 4月 平成 26年 7月	安田火災海上保険株式会社（現株式会社損害保険ジャパン）入社 同社執行役員IT企画部長兼日本興亜損害保険株式会社執行役員IT企画部長 当社取締役常務執行役員（現職）
取締役 執行役員	オオバ　　ヤスヒロ 大場　康弘 （昭和40年9月30日）	昭和 63年 4月 平成 26年 7月	安田火災海上保険株式会社（現株式会社損害保険ジャパン）入社 当社取締役執行役員経営企画部長（現職）

Ⅰ. 会社の概況及び組織

（平成26年7月1日現在）

役　職　名	氏　　名 （生年月日）	略歴	
執行役員	クワシゲ　リュウゾウ 桑重　柳三 （昭和34年7月6日）	昭和 62年 1月 平成 22年 4月 平成 23年 4月 平成 23年10月 平成 25年 4月	アイ・エヌ・エイ生命保険株式会社（現 NKSJひまわり生命保険株式会社）入社 当社執行役員中部・静岡営業本部長 当社執行役員関東営業部長兼埼玉・神奈川営業部長 当社執行役員埼玉・神奈川営業部長 当社執行役員関西第一営業部長（現職）
執行役員	モリ　マサアキ 森　正明 （昭和31年12月5日）	昭和 60年 6月 平成 22年 4月 平成 23年 4月 平成 24年 4月	アイ・エヌ・エイ生命保険株式会社（現 NKSJひまわり生命保険株式会社）入社 当社執行役員LC事業部長兼LC営業本部長 当社執行役員LC事業部長兼LC営業部長 当社執行役員（現職）
執行役員	オグラ　タカユキ 小倉　隆幸 （昭和30年12月28日）	昭和 53年 4月 平成 22年 4月 平成 23年 7月 平成 23年10月	日本火災海上保険株式会社（現 日本興亜損害保険株式会社）入社 日本興亜生命保険株式会社執行役員首都圏支店長 同社執行役員関東支店長 当社執行役員関東営業部長（現職）
執行役員	オオイシ　ヒロシ 大石　浩 （昭和34年4月22日）	昭和 61年 3月 平成 24年 4月 平成 25年 4月	アイ・エヌ・エイ生命保険株式会社（現 NKSJひまわり生命保険株式会社）入社 当社執行役員関信越営業部長 当社執行役員九州第一営業部長（現職）
執行役員	セト　マサユキ 瀬戸　雅之 （昭和35年11月15日）	昭和 58年 4月 平成 25年 4月 平成 26年 4月	日本火災海上保険株式会社（現 日本興亜損害保険株式会社）入社 当社執行役員保険金サービス部長 当社執行役員コンプライアンス部長（現職）
執行役員	コバヤシ　ケンイチ 小林　健一 （昭和34年7月19日）	平成　9年 8月 平成 26年 4月	アイ・エヌ・エイ生命保険株式会社（現 NKSJひまわり生命保険株式会社）入社 当社執行役員保険金サービス部長（現職）
監査役	カキウチ　ヤスタカ 垣内　康孝 （昭和22年12月31日）	昭和 46年 7月 平成 10年11月 平成 14年 6月 平成 18年 6月 平成 22年 6月	建設省入省 財団法人建設業振興基金（現 一般財団法人建設業振興基金）理事 社団法人全国公営住宅火災共済機構（現 公益社団法人全国公営住宅火災共済機構）専務理事 当社監査役（現職） 株式会社大林組監査役（現職）
監査役	フジイ　ヤスヒデ 藤井　康秀 （昭和26年12月10日）	昭和 49年 4月 平成 17年 4月 平成 18年 4月 平成 19年 6月 平成 22年 4月 平成 23年 6月 平成 23年10月	日本火災海上保険株式会社（現 日本興亜損害保険株式会社）入社 日本興亜損害保険株式会社執行役員 同社常務執行役員 同社取締役常務執行役員 NKSJホールディングス株式会社取締役常務執行役員 日本興亜生命保険株式会社監査役 当社監査役（現職）
監査役	イシザワ　ヒデト 石澤　英人 （昭和29年4月12日）	昭和 53年 4月 平成 20年 4月 平成 22年 4月 平成 23年 4月 平成 24年 4月 平成 24年 6月	安田火災海上保険株式会社（現 株式会社損害保険ジャパン）入社 株式会社損害保険ジャパン常務執行役員東北本部長 同社常務執行役員中国本部長兼四国本部長 同社常務執行役員中国本部長 同社顧問 当社監査役（現職）
監査役（非常勤）	ヨシミツ　エイイチ 吉滿　英一 （昭和27年12月19日）	昭和 51年 4月 平成 17年 4月 平成 17年 7月 平成 18年 6月 平成 19年 4月 平成 19年 6月 平成 22年 6月 平成 23年 4月 平成 23年 6月 平成 23年 7月 平成 24年 6月 平成 24年 6月	安田火災海上保険株式会社（現 株式会社損害保険ジャパン）入社 株式会社損害保険ジャパン執行役員経理部長兼グループ事業企画部長 同社執行役員経営企画部長 同社常務執行役員経営企画部長 同社常務執行役員 同社取締役常務執行役員 同社取締役専務執行役員 同社代表取締役専務執行役員 同社代表取締役専務執行役員コンプライアンス部長 同社代表取締役専務執行役員 当社監査役（現職） NKSJホールディングス株式会社監査役（現職）

❾ 従業員の在籍・採用状況

区　分	在籍数		採用数		平均年齢		平均勤続年数	
	平成24年度末	平成25年度末	平成24年度末	平成25年度末	平成24年度末	平成25年度末	平成24年度末	平成25年度末
内勤社員	2,338	2,326	67	81	36.2	36.9	8.0	8.8
男子	1,394	1,371	32	27	40.0	40.6	9.4	10.3
女子	944	955	35	54	32.3	33.0	6.6	7.2
グローバル	1,372	1,361	29	20	38.7	39.4	9.4	10.3
エリア	880	885	33	47	32.6	33.2	6.7	7.4
契約社員	79	80	5	14	46.3	47.2	5.9	6.9
営業職員	388	368	97	80	39.9	39.9	4.4	4.9
男子	381	357	90	72	40.2	40.1	4.4	5.0
女子	7	11	7	8	28.7	34.0	0.2	0.6

（注1）在籍数に関しては、直接雇用者のほか出向受入者を含めています。
（注2）営業職員は、ライフカウンセラー社員、セールスマネージャー、およびLC支社長の合計人数です。

❿ 平均給与（内勤社員）

（単位:千円）

区　分	平成25年3月	平成26年3月
内勤社員	393	396

（注1）平均給与は平成26年3月中の税込定例給与月額であり、賞与及び時間外手当は含みません。

⓫ 平均給与（営業職員）

（単位:千円）

区　分	平成25年3月	平成26年3月
営業職員	583	552

（注1）平均給与は平成26年3月中の税込定例給与月額であり、賞与及び時間外手当は含みません。

Ⅱ. 保険会社の主要な業務の内容

❶ 主要な業務の内容

（1）保険の引き受け

生命保険の募集および引受業務を行っています。

（2）資産の運用

当社は、円貨建債券の満期保有を中心とし、長期的に安定した利息収入を重視する方針に基づいて、資産の運用を行っています。詳細はP.25～26をご覧ください。

（3）国債等の窓口販売業務

該当ありません。

（4）業務の代理・事務の代行業務

当該業務は行っていません。

なお、株式会社損害保険ジャパンおよび日本興亜損害保険株式会社に生命保険業務の代理・事務の代行を委託しています。

❷ 経営方針

P.1～2に掲載しています「トップメッセージ」をご覧ください。

Ⅲ.直近事業年度における事業の概況

❶ 直近事業年度における事業の概況

P.18をご覧ください。

❷ 契約者懇談会開催の概況

該当ありません。

❸ 相談・苦情対応態勢、相談（照会、苦情）の件数、及び苦情からの改善事例

平成25年度にカスタマーセンターなどで受け付けたご相談･お問い合わせ･苦情など総受電（応答）件数

（単位:件、%）

内　　容	件　　数	構　成　比
手続き全般	228,330	59.9%
相談・問い合わせ「保全」：解約、名義変更など	32,259	8.5%
相談・問い合わせ「収納」：保険料の払込など	30,242	7.9%
相談・問い合わせ「保険金」：保険金・給付金の支払いなど	31,479	8.3%
相談・問い合わせ「その他」：資料請求、新契約関連、ご相談など	58,659	15.4%
合計	380,969	100.0%

平成25年度にカスタマーセンター、営業店、本社で受け付けた苦情件数と申出分類

≪苦情受付件数≫
34,001件

≪苦情申出分類≫

（生命保険協会報告ベース）

大分類	中分類	件数	占率
新契約関係	不適切な募集行為	483	1.4%
	不適切な告知取得	110	0.3%
	不適切な話法	8	0.0%
	説明不十分	942	2.8%
	事務取扱不注意	2,118	6.2%
	契約確認	23	0.1%
	契約引受関係	274	0.8%
	証券未着	448	1.3%
	その他新契約関係	650	1.9%
新契約関係　合計		5,056	14.9%
収納関係	集金	31	0.1%
	口座振替・送金	3,649	10.7%
	職域団体扱	103	0.3%
	保険料払込関係	373	1.1%
	保険料振替貸付	183	0.5%
	失効・復活	748	2.2%
	その他収納関係	177	0.5%
収納関係　合計		5,264	15.5%

大分類	中分類	件数	占率
保全関係	配当内容	15	0.0%
	契約者貸付	714	2.1%
	更新	500	1.5%
	契約内容変更	445	1.3%
	名義変更・住所変更	2,098	6.2%
	特約中途付加	25	0.1%
	解約手続	2,844	8.4%
	解約返戻金	413	1.2%
	生保カード・ATM関係	1	0.0%
	その他保全関係	828	2.4%
保全関係　合計		7,883	23.2%
保険金・給付金関係	満期保険金・年金等	1,466	4.3%
	死亡等保険金支払手続	185	0.5%
	死亡等保険金不支払決定	7	0.0%
	入院等給付金支払手続	2,662	7.8%
	入院等給付金不支払決定	270	0.8%
	その他保険金・給付金関係	486	1.4%
保険金・給付金関係　合計		5,076	14.9%
その他	職員の態度・マナー	154	0.5%
	保険料控除	7,681	22.6%
	個人情報取扱関係	250	0.7%
	アフターサービス関係	2,311	6.8%
	その他	326	1.0%
その他　合計		10,722	31.5%
平成25年度合計		34,001	100.0%

お客さまの声からの改善事例についてはP.30をご覧ください。

「苦情」の定義　苦情とは、お客さまからの当社への申し出のうち、その事業活動全般に起因する不満足の表明を含むものをいいます。
（お客さまとは、当社との保険契約の有無や個人･法人を問わず広く「消費者」、「生活者」のことをいいます。）

Ⅲ.直近事業年度における事業の概況

❹ 契約者に対する情報提供の実態

P.57～59をご覧ください。

❺ 商品に対する情報及びデメリット情報提供の方法

P.57～59、P.61～62をご覧ください。

❻ 営業職員・代理店教育・研修の概略

P.64をご覧ください。

❼ 新規開発商品の状況

P.61～62、P.71～72をご覧ください。

❽ 保険商品一覧

（1）個人保険

①主契約

商　品　名	保障内容の概要
無配当終身保険 5年ごと利差配当付終身保険	万一に備える保障を一生涯得ることができます。配当金がない分保険料が割安の無配当タイプと、責任準備金等の運用実績により5年ごとに契約者配当金をお支払いする5年ごと利差配当付タイプがあります。 また、ライフスタイルにあわせて、さまざまな保険料の払込期間を選択することができます。
無配当低解約返戻金型終身保険 5年ごと利差配当付 低解約返戻金型終身保険	低解約返戻金期間（保険料払込期間）中の解約返戻金を、配当タイプが同じ終身保険の70%に抑えることによって、保険料を割安にした終身保険です。なお、保険料払込期間満了後の解約返戻金は配当タイプが同じ終身保険の解約返戻金と同水準になります。無配当タイプと5年ごと利差配当付タイプがあります。
無選択型終身保険	医師による診査や告知がいらず、簡単な手続きだけでお申込みが可能な終身保険です。
無配当定期保険	一定期間中での万一に備えて低廉な保険料で大型保障を実現できる保障重視の保険です。健康状態にかかわらずご契約を90歳まで自動更新することができます。また、保険金額を途中で見直し、増額することができます。
無解約返戻金型定期保険	解約返戻金をなくすことによって、従来の定期保険に比べ割安な保険料で一定期間の保障を提供します。
無解約返戻金型収入保障保険	万一の場合に、年金を「毎月」受け取ることができます。残されたご家族にとって生活設計がしやすい合理的な保障です。解約返戻金がない分、割安な保険料でご加入できます。
逓増定期保険	企業経営者の万一のための大型保障の確保を目的とした保険です。前期期間の保険金額が一定で、後期期間になると所定の割合で保険金額が増加します。

商　品　名	保障内容の概要
無配当養老保険 5年ごと利差配当付養老保険	一定期間中の死亡保険金と満期時の満期保険金により、万一の際の保障と将来への備えを同時に準備します。お子様の教育資金・結婚資金や老後の生活資金等を計画的に準備することができます。無配当タイプと5年ごと利差配当付タイプがあります。
無選択加入特則付 5年ごと利差配当付 個人年金保険	年金支払前の死亡保障を抑えて年金の受取額を大きくした生存保障重視型の個人年金保険です。将来設計にあわせて年金の受取期間等を選択できます。確定年金は一定期間確実に年金を受け取ることができます。保証期間付終身年金は、年金支払に保証期間があり、生存されている限り一生涯年金を受け取ることができます。保証期間付終身年金には年金の受取額が一定の定額型と、毎年増加していく逓増型があります。告知をせずに加入いただくことができます。
特定疾病前払式終身保険	万一に備える保障を一生涯得ることができます。また特定疾病により所定の状態になったとき保険金の一部を前払いするとともに、その後の保険料の払込みが免除されます。特定疾病になったときの生きるための保障を組み込んだ新しいタイプの終身保険です。
連生終身保険（自由設計型）	ひとつの保険でお二人を一生涯保障します。お二人のうちいずれかが死亡された場合、もうおひとかたの保障は継続し、その場合の保険料の払込みは免除されます。お二人のうち死亡の順序により、保険金額の支払割合を設定できるので、相続税の納税資金等にもご活用いただけます。払込終了時以降5年ごとに生存給付金のつくタイプとつかないタイプがあります。
5年ごと利差配当付こども保険	お子様の教育資金を計画的に準備できる保険です。お子様の入学時や成人式および保険期間満了時に成長祝金を受け取れます。 また、ご契約者様が万一のときには養育年金を保険期間満了時まで毎年受け取ることができます（A型の場合）。お子様の出産予定日の140日前からご加入できます。
無配当特定疾病保障定期保険 5年ごと利差配当付 特定疾病保障終身保険	悪性新生物・急性心筋梗塞・脳卒中の特定疾病により所定の状態になられたときに、保険金を一括してお支払いしますので、治療費やその間のご家族の生活費としてご活用いただけます。 また、死亡された場合には、死亡保険金をお支払いします。一定期間を保障し無配当で保険料が割安な特定疾病保障定期保険と、一生涯を保障し5年ごと利差配当付の特定疾病保障終身保険があります。
がん保険（2010）	がんの診断確定、がんによる入院・手術・通院（外来治療）を保障します。診断給付金は２年に１回を限度として、がんと診断確定された場合にお支払いします。通院治療の増加に対応して、外来治療給付金は、入院を伴わない通院も保障の対象としています。また、入院や通院（外来治療）は通算無制限であり、長期にわたるがん治療をサポートすることができます。
医療保険（2014）	病気やケガによる入院・手術・死亡を保障します。90歳まで自動更新できる定期タイプや一生涯保障が継続する終身タイプがあります。また、死亡保障をなくすことにより保険料を低廉化したタイプ等もご用意していますので、ライフスタイルにあわせた選択ができます。
限定告知型医療保険	告知いただく項目の範囲を従来商品より限定し、引受基準を緩やかにすることで、これまで健康上の理由などで医療保険のご加入を諦めていた方にもお申込みいただける保険です。
長期傷害保険	役員・従業員の方を対象として、不慮の事故・所定の感染症に対するより充実した福利厚生制度を準備するための保険です。不慮の事故・所定の感染症により死亡されたときに災害死亡保険金をお支払いし、不慮の事故により所定の身体障害状態に該当されたとき障害給付金をお支払いします。業務上・業務外にかかわらず保障します。

Ⅲ.直近事業年度における事業の概況

②保障をさらに充実させるための各種特約・特則

特　約　名	保障内容の概要
定期保険特約	死亡保障をさらに大きくします。
養老保険特約	保障と貯蓄機能を兼ねます。
災害死亡特約	不慮の事故での死亡に備えます。
リビング・ニーズ特約	余命6か月以内と判断されるときに保険金をお支払いします。
年金支払特約	保険金等を年金の形で受け取れます。
年金移行特約	将来の保険金等のお支払いにかえて、保険契約の全部または一部を年金支払に移行することができます。
介護前払特約	所定の要介護状態となった場合に死亡保険金の全部または一部をご請求できます。
医療用がん入院特約	がんによる入院を保障します。※
医療用女性疾病入院特約	女性特有の病気やその他の女性特定疾病による入院を保障します。※
医療用退院給付特約	1回の入院日数が20日以上の入院後の退院を保障します。※
医療用三大疾病 入院一時金特約	三大疾病（がん・急性心筋梗塞・脳卒中）により入院された場合に一時金をお支払いします。※
医療用特定疾病診断 保険料免除特約	特定疾病（悪性新生物・急性心筋梗塞・脳卒中）により所定の状態になられた場合に以後の保険料の払込みが不要になります。※
医療用新先進医療特約	公的医療保険が適用されない先進医療を受けられた場合に、その技術料を、お支払額を通算して2,000万円まで保障します。※
医療用がん診断給付特約	がんと診断確定された場合にがん診断給付金をお支払いします。※
医療用がん外来治療給付特約	がんによる通院（外来治療）を保障します。※
無事故割引特則	5年ごとに入院給付金のお支払いがないか、あっても5日未満の場合、以後の保険料を割り引きます。※
指定代理請求特約	被保険者の方が受取人となる保険金や給付金について、被保険者ご本人が請求できない特別な事情がある場合に、あらかじめ指定した指定代理請求人が請求できます。
がん先進医療特約	がんにより、公的医療保険が適用されない先進医療を受けられた場合にその技術料を、お支払額を通算して1,000万円まで保障します。がん保険（2010）専用特約です。
がん死亡特約	がんによる死亡を保障します。がん保険（2010）専用特約です。
新女性特定がん入院特約	女性特定がんによる入院を保障します。がん保険（2010）専用特約です。
健康体料率特約	喫煙状況および健康状態などが当社所定の基準に適合する場合、所定の主契約・特約に健康体料率を適用し、通常の保険料に比べて保険料が割安になります。
長期傷害用災害入院特約	不慮の事故・感染症による入院を保障します。長期傷害保険専用特約です。
特定疾病診断保険料免除特約	特定疾病（悪性新生物・急性心筋梗塞・脳卒中）により所定の状態になられた場合に以後の保険料の払込みが不要になります。
特定疾病収入保障特約	特定疾病（悪性新生物・急性心筋梗塞・脳卒中）により所定の状態になられた場合に年金支払期間（2年）中、毎月特定疾病年金をお支払いします。 無解約返戻金型収入保障保険専用特約です。
三大疾病支払日数無制限特則	病気による1回の入院のお支払限度日数を超えた日以後の三大疾病による入院の場合、無制限に入院給付金をお支払いします。※
七大生活習慣病追加給付特則	病気による1回の入院のお支払限度日数を超えた日以後の七大生活習慣病による入院の場合、七大生活習慣病追加入院給付金をお支払いします。※

※医療保険（2014）専用特約です。

(2)団体保険

商　品　名	保障内容の概要
総合福祉団体定期保険	企業・団体の死亡退職金・弔慰金規定等に基づいて、企業・団体の所属員の方やそのご遺族の生活を保障します。
団体定期保険	企業・団体の所属員の方の死亡等に対してお手頃な保険料で保障します。
団体信用生命保険	住宅ローン等の賦払債務者を対象として、支払われる保険金により、債権保全とそのご遺族の生計安定を目的とした団体保険です。
医療保障保険(団体型)	企業・団体の所属員の方の死亡や入院等に対してお手頃な保険料で保障します。

❾ 情報システムに関する状況

◆情報システムに関する状況

当社では、お客さまのニーズに合致した「優れた商品」「高品質のサービス」を提供するため、効果的なIT投資、システム開発を行っています。

◆2013年度の主な取り組み

社内で利用しているパソコンにシンクライアント技術(※)を採用し、お客さま情報の保護のためのセキュリティー強化を図りました。

※シンクライアント技術とは、パソコンにハードディスクを搭載せずに、ネットワークを経由して通常のパソコンと同等の作業を行えるようにする技術です。
パソコンにデータを保存できないため、盗難、紛失による情報漏えいを防ぐことができます。

今後も引き続きカスタマーセンター、ホームページ等のシステムにより一層の利便性向上を目指し、お客さまサービスを高めるとともに、常にシステムを取り巻く環境の変化に即応し、新技術によるサービスの向上と経営の効率化に取り組んでまいります。

❿ 公共福祉活動、厚生事業団活動の概況

生命保険事業は社会性･公共性の高い事業であることから、社会の発展に寄与するための社会貢献活動は重要なものであると考えています。当社では、一般社団法人生命保険協会および全国にある地方生命保険協会を通じて、要介護老人支援策、募金･献血活動等さまざまな社会貢献活動に取り組んでいます。

Ⅳ.直近5事業年度における主要な業務の状況を示す指標

直近5事業年度における主要な業務の状況を示す指標

（単位:百万円）

項目	平成21年度（末）	平成22年度（末）	平成23年度（末）	平成24年度（末）	平成25年度（末）
経常収益	258,426	269,332	331,593	409,934	415,266
経常利益	4,088	759	4,924	11,423	17,257
基礎利益	5,417	142	7,227	12,104	16,009
当期純利益又は当期純損失（△）	1,315	△ 1,506	△ 9,829	4,421	8,068
資本金	17,250	17,250	17,250	17,250	17,250
発行済株式の総数	27,250千株	27,250千株	27,250千株	27,250千株	27,250千株
総資産	1,122,133	1,187,254	1,809,210	1,972,630	2,120,286
うち特別勘定資産	15,200	14,950	15,146	17,283	19,291
責任準備金残高	1,032,371	1,097,361	1,689,139	1,823,979	1,959,172
貸付金残高	17,162	18,067	34,091	35,012	35,672
有価証券残高	1,030,306	1,083,552	1,672,594	1,836,684	1,988,668
ソルベンシー・マージン比率	2,437.9%	2,300.9% (1,646.7%)	1,449.5%	1,555.3%	1,583.2%
従業員数	1,777名	1,880名	2,751名	2,726名	2,694名
保有契約高	12,323,067	13,542,212	20,761,287	22,281,909	23,387,946
個人保険	10,404,936	11,573,277	17,375,330	18,879,699	19,964,294
個人年金保険	80,187	79,806	284,382	285,051	281,249
団体保険	1,837,943	1,889,128	3,101,574	3,117,158	3,142,401
団体年金保険保有契約高	―	―	―	―	―

（注）1.保有契約高とは、個人保険・個人年金保険・団体保険の各保有契約高の合計です。
なお、個人年金保険については、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金を合計したものです。
2.ソルベンシー・マージン比率に関して、平成22年内閣府令第23号、平成22年金融庁告示第48号により、ソルベンシー・マージン総額およびリスクの合計額の算出基準が一部変更（マージン算入の厳格化、リスク計測の厳格化・精緻化など）されています。そのため、平成21年度末および平成22年度末の比率は平成22年度以前の基準によって算出されています。なお、平成22年度末の（　　）内の数値は、平成23年度以降における基準を平成22年度末に適用したと仮定し、平成23年3月期に開示した数値です。
3.従業員数は在籍者数を記載しています。

（ご参考）2社合算

（単位:百万円）

項目	平成21年度（末）	平成22年度（末）	平成23年度（末）	平成24年度（末）	平成25年度（末）
経常収益	359,981	385,380	395,288	409,934	415,266
経常利益	6,204	1,830	4,225	11,423	17,257
基礎利益	7,497	807	5,845	12,104	16,009
当期純利益又は当期純損失（△）	1,867	△ 1,784	△ 11,105	4,421	8,068
資本金	37,250	37,250	17,250	17,250	17,250
発行済株式の総数	27,750千株	27,750千株	27,250千株	27,250千株	27,250千株
総資産	1,591,121	1,715,400	1,809,210	1,972,630	2,120,286
うち特別勘定資産	15,200	14,950	15,146	17,283	19,291
責任準備金残高	1,439,564	1,559,315	1,689,139	1,823,979	1,959,172
貸付金残高	30,925	32,949	34,091	35,012	35,672
有価証券残高	1,408,918	1,507,240	1,672,594	1,836,684	1,988,668
ソルベンシー・マージン比率	—	—	1,449.5%	1,555.3%	1,583.2%
損保ジャパンひまわり生命	2,437.9%	2,300.9% (1,646.7%)	—	—	—
日本興亜生命	2,750.4%	2,596.3% (2,087.3%)	—	—	—
従業員数	2,322名	2,509名	2,751名	2,726名	2,694名
保有契約高	17,629,993	19,219,202	20,761,287	22,281,909	23,387,946
個人保険	14,409,398	15,922,220	17,375,330	18,879,699	19,964,294
個人年金保険	277,364	279,100	284,382	285,051	281,249
団体保険	2,943,229	3,017,881	3,101,574	3,117,158	3,142,401
団体年金保険保有契約高	—	—	—	—	—

（注）2社合算では、合併前の業績について、損保ジャパンひまわり生命と日本興亜生命の数値を合算しています。

Ⅴ.財産の状況

❶ 貸借対照表

（単位:百万円）

科目＼年度	平成24年度末（平成25年3月31日現在） 金額	占率	平成25年度末（平成26年3月31日現在） 金額	占率
（資産の部）		%		%
現金及び預貯金	**46,850**	**2.4**	**38,819**	**1.8**
現金	8		2	
預貯金	46,842		38,816	
有価証券	**1,836,684**	**93.1**	**1,988,668**	**93.8**
国債	1,304,484		1,477,004	
地方債	100,045		65,587	
社債	372,069		334,832	
株式	10,366		8,588	
外国証券	49,718		102,655	
貸付金	**35,012**	**1.8**	**35,672**	**1.7**
保険約款貸付	35,012		35,672	
有形固定資産	**1,411**	**0.1**	**1,228**	**0.1**
建物	682		626	
リース資産	545		426	
その他の有形固定資産	183		175	
無形固定資産	**2,088**	**0.1**	**1,075**	**0.1**
ソフトウェア	2,088		1,075	
代理店貸	**179**	**0.0**	**125**	**0.0**
再保険貸	**1,761**	**0.1**	**930**	**0.0**
その他資産	**35,259**	**1.8**	**40,062**	**1.9**
未収金	25,903		29,224	
前払費用	1,090		1,267	
未収収益	4,893		5,414	
預託金	2,838		2,807	
金融派生商品	112		86	
仮払金	382		1,230	
その他の資産	38		30	
繰延税金資産	**13,433**	**0.7**	**13,747**	**0.6**
貸倒引当金	**△49**	**△0.0**	**△43**	**△0.0**
資産の部合計	**1,972,630**	**100.0**	**2,120,286**	**100.0**

（単位:百万円）

科目 ＼ 年度	平成24年度末（平成25年3月31日現在） 金額	占率	平成25年度末（平成26年3月31日現在） 金額	占率
（負債の部）		%		%
保険契約準備金	**1,856,426**	**94.1**	**1,995,280**	**94.1**
支払備金	28,345		31,850	
責任準備金	1,823,979		1,959,172	
契約者配当準備金	4,100		4,257	
代理店借	**3,711**	**0.2**	**3,253**	**0.2**
再保険借	**1,254**	**0.1**	**1,026**	**0.0**
その他負債	**11,886**	**0.6**	**13,353**	**0.6**
未払法人税等	3,497		3,068	
未払金	127		3,103	
未払費用	5,255		5,479	
預り金	201		125	
金融派生商品	13		262	
リース債務	624		499	
仮受金	2,166		814	
役員賞与引当金	**52**	**0.0**	**49**	**0.0**
退職給付引当金	**2,146**	**0.1**	**2,590**	**0.1**
特別法上の準備金	**2,218**	**0.1**	**2,688**	**0.1**
価格変動準備金	2,218		2,688	
負債の部合計	**1,877,696**	**95.2**	**2,018,241**	**95.2**
（純資産の部）				
資本金	**17,250**	**0.9**	**17,250**	**0.8**
資本剰余金	**30,000**	**1.5**	**30,000**	**1.4**
資本準備金	10,000		10,000	
その他資本剰余金	20,000		20,000	
利益剰余金	**20,380**	**1.0**	**28,448**	**1.3**
その他利益剰余金	20,380		28,448	
保険業法施行規則附則第10条積立金	325		325	
繰越利益剰余金	20,054		28,123	
株主資本合計	**67,630**	**3.4**	**75,698**	**3.6**
その他有価証券評価差額金	**27,304**	**1.4**	**26,345**	**1.2**
評価・換算差額等合計	**27,304**	**1.4**	**26,345**	**1.2**
純資産の部合計	**94,934**	**4.8**	**102,044**	**4.8**
負債及び純資産の部合計	**1,972,630**	**100.0**	**2,120,286**	**100.0**

Ⅴ.財産の状況

注記事項（貸借対照表関係）

平成24年度末 （平成25年３月31日現在）	平成25年度末 （平成26年３月31日現在）
1. 会計方針に関する事項 (1) 有価証券の評価基準および評価方法 有価証券の評価は、売買目的有価証券については時価法（売却原価の算定は移動平均法）、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち時価のあるものについては、３月末日の市場価格等に基づく時価法（売却原価の算定は移動平均法）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、移動平均法による原価法によっております。その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。	1. 会計方針に関する事項 (1) 有価証券の評価基準および評価方法 同左
(2) デリバティブ取引の評価基準および評価方法 デリバティブ取引の評価は時価法によっております。	(2) デリバティブ取引の評価基準および評価方法 同左
(3) 有形固定資産の減価償却の方法 有形固定資産の減価償却は、それぞれ次の方法によっております。 ・有形固定資産（リース資産以外） 定率法を採用しております。 ・リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。	(3) 有形固定資産の減価償却の方法 同左
(4) 無形固定資産の減価償却の方法 ・ソフトウェア 利用可能期間に基づく定額法によっております。	(4) 無形固定資産の減価償却の方法 同左
(5) 外貨建資産等の本邦通貨への換算基準 外貨建資産・負債は３月末日の為替相場により円換算しております。	(5) 外貨建資産等の本邦通貨への換算基準 同左
(6) 引当金の計上方法 ①貸倒引当金 貸倒引当金は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、当社の定める「資産査定規程」および「同細則」に基づき、次のとおり計上しております。 個別債権毎に回収可能性または価値の毀損状態を査定し、回収可能性に重大な懸念があると判断した債権または重大な価値の毀損が生じていると判断した債権については必要と認められる額を引当てております。 また、上記以外の債権については過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を引当てております。 なお、全ての債権は、「資産査定規程」および「同細則」に基づき、管轄部署が１次資産査定を実施し、当該部署から独立した部署が２次資産査定を実施し、内部監査部が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。	(6) 引当金の計上方法 ①貸倒引当金 同左
②退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、「退職給付に係る会計基準」（「退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書」平成10年６月16日企業会計審議会）に基づき、当年度末において発生したと認められる額を計上しております。	②退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年５月17日企業会計基準委員会）に従い、当年度末における退職給付債務の見込額に基づき、計上しております。 退職給付債務見込額ならびに退職給付費用の処理方法は以下のとおりであります。 退職給付見込額の期間帰属方法　期間定額基準 数理計算上の差異の処理年数　13年 過去勤務費用の処理年数　5年
③役員賞与引当金 役員賞与引当金は、役員に支給する業績連動報酬の支払いに備えて、「役員賞与に関する会計基準」（企業会計基準第４号 平成17年11月29日企業会計基準委員会）に基づき、内規に基づく支給見積額を計上しております。	③役員賞与引当金 同左
(7) 価格変動準備金の計上方法 価格変動準備金は、保険業法第115条の規定に基づき算出した額を計上しております。	(7) 価格変動準備金の計上方法 同左

注記事項（貸借対照表関係）

平成24年度末 （平成25年３月31日現在）	平成25年度末 （平成26年３月31日現在）
(8) リース取引の処理方法 リース取引開始日が平成20年３月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	(8) リース取引の処理方法 同左
(9) ヘッジ会計の方法 ヘッジ会計の方法は、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年３月10日企業会計基準委員会）に従い、外貨建債券に対する為替変動リスクのヘッジとして為替予約による時価ヘッジを行っております。	(9) ヘッジ会計の方法 同左
(10) 消費税等の会計処理 消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、事業費等の費用は税込方式によっております。 なお、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、前払費用に計上のうえ５年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては発生年度に費用処理しております。	(10) 消費税等の会計処理 同左
(11) 責任準備金の積立方法 責任準備金は、保険業法第116条の規定に基づく準備金であり、保険料積立金については次の方式により計算しております。 ・標準責任準備金の対象契約については金融庁長官が定める方式（平成８年大蔵省告示第48号） ・標準責任準備金の対象とならない契約については平準純保険料式	(11) 責任準備金の積立方法 同左
2. 金融商品の状況に関する事項および金融商品の時価等に関する事項 (1) 金融商品に対する取組方針 当社は生命保険事業を営んでいるため、保険業法第118条第１項に規定する特別勘定以外の勘定である一般勘定の資産運用については、ＡＬＭ（資産・負債の総合管理）の観点から、負債である保険契約の特性を踏まえ、長期的に安定した収益を確保することを基本方針としております。 上記の方針に基づき、当社では長期の円建債券を中心とした運用を行っております。また、分散投資の効果を享受するため、外貨建債券を一部組み入れているほか、保険約款に基づく契約者貸付を行っております。デリバティブについては、後述するリスクを低減するため活用しており、運用収益の獲得を目的とする取引は行わない方針としております。 また、特別勘定資産の運用については、長期的に財産の価値を高めることを基本方針としております。この方針に基づき、運用を行っております。	2. 金融商品の状況に関する事項および金融商品の時価等に関する事項 (1) 金融商品に対する取組方針 同左
(2) 金融商品の内容およびそのリスク 当社の保有する金融資産の内容およびそのリスクは以下のとおりであります。 ①預貯金 当座預金、普通預金（決済性預金）等を保有しておりますが、預金保険制度の対象外となっている外貨預金を一部保有していることから、預け先金融機関の財産の状況により、弁済されないリスクがあります。	(2) 金融商品の内容およびそのリスク 同左 ①預貯金 同左
②円建債券 当社の保有する主な金融資産は円建ての債券であり、市場金利の変動により市場価格が変動する金利リスクを有しております。また、発行体が元利金を支払う義務を負っており、信用リスクを有しております。	②円建債券 同左
③外貨建債券 当社では外貨建債券を保有しており、円建債券が有している金利リスク・信用リスクに加え、為替市場の変動による為替リスクを有しております。	③外貨建債券 同左
④株式 当社では株式を保有しており、株式を発行する企業の信用リスクを有しております。	④株式 同左

Ⅴ.財産の状況

注記事項（貸借対照表関係）

平成24年度末（平成25年３月31日現在）

⑤為替予約取引
当社は外貨建債券の為替リスクに対するヘッジ手段として為替予約取引を行っており、同取引に対してはヘッジ会計を適用しております。このため、ヘッジ手段である為替予約取引で発生する為替変動損益は、ヘッジ対象である外貨建債券で発生する為替変動損益と相殺されます。
為替予約取引は、為替リスクを有しており、取引の履行の際には取引金融機関の信用リスクを有しております。

⑥保険約款貸付
当社は保険契約者からの預かり分である解約返戻金相当額の一定の範囲内で、保険契約者に対して貸付を行っております。
保険約款貸付は保険契約者の信用リスクを有しております。

⑦未収金
未収金の大半は、収納代行機関によって契約者から収納された会社未入金の保険料および団体保険に係る生命保険会社間の会社未入金の保険料等であります。この未収金は収納代行機関等の財産の状況により、弁済されないリスクがあります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制
当社は、取締役会決議によるリスク管理の基本方針として、「リスク管理基本方針」を制定しており、リスク管理を経営の重要課題と位置づけ、経営に重大な影響を及ぼし得るリスクを個別かつ統合的に管理し、経営体力に見合った適正な水準に収めることとしております。また、リスク管理に関する重要な事項について協議するためにリスク管理委員会を設置し、経営陣自らが積極的に参画するリスク管理体制を構築するとともに、収益部門や収益管理部門とは独立した統合リスク管理部門としてリスク管理部を設置しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項
平成25年３月31日における貸借対照表計上額および時価、ならびにこれらの差額については、次のとおりであります。
なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注２）参照のこと。）。

（単位:百万円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預貯金	46,850	46,850	―
(2) 貸付金			
保険約款貸付	35,012		
貸倒引当金（＊1）	△10		
	35,002	35,002	―
(3) 有価証券			
①売買目的有価証券	15,571	15,571	―
②満期保有目的の債券	1,225,748	1,365,083	139,335
③その他有価証券	595,363	595,363	―
	1,836,683	1,976,018	139,335
(4) 未収金	25,903	25,903	―
資産計	1,944,440	2,083,775	139,335
デリバティブ取引（＊2）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	―	―	―
ヘッジ会計が適用されているもの	98	98	―
デリバティブ取引計	98	98	―

（＊１）保険約款貸付に対応する一般貸倒引当金であります。
（＊２）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

（注１）金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券およびデリバティブ取引に関する事項

資 産
(1) 現金及び預貯金
預貯金については全額満期のない預貯金であり、一部外貨預金を保有しております。外貨預金については３月末日の為替相場により円換算しております。時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

平成25年度末（平成26年３月31日現在）

⑤為替予約取引
同左

⑥保険約款貸付
同左

⑦未収金
同左

(3) 金融商品に係るリスク管理体制
当社は、取締役会決議によるリスク管理の基本方針として、「ERM基本方針」を制定しており、リスク管理を経営の重要課題と位置づけ、経営に重大な影響を及ぼし得るリスクを統合して管理し、経営体力に見合った適正な水準に収めることとしております。また、リスク管理に関する重要な事項について協議するためにERM推進委員会を設置し、経営陣自らが積極的に参画するリスク管理体制を構築するとともに、収益部門や収益管理部門とは独立したリスク管理統括部門としてリスク管理部を設置しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項
平成26年３月31日における貸借対照表計上額および時価、ならびにこれらの差額については、次のとおりであります。
なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注２）参照のこと。）。

（単位:百万円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預貯金	38,819	38,819	―
(2) 貸付金			
保険約款貸付	35,672		
貸倒引当金（＊1）	△7		
	35,665	35,665	―
(3) 有価証券			
①売買目的有価証券	17,407	17,407	―
②満期保有目的の債券	1,259,475	1,376,059	116,583
③その他有価証券	711,784	711,784	―
	1,988,668	2,105,251	116,583
(4) 未収金	29,224	29,224	―
資産計	2,092,378	2,208,961	116,583
デリバティブ取引（＊2）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	―	―	―
ヘッジ会計が適用されているもの	(175)	(175)	―
デリバティブ取引計	(175)	(175)	―

（＊１）保険約款貸付に対応する一般貸倒引当金であります。
（＊２）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目 については、（ ）で示しております。

（注１）金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券およびデリバティブ取引に関する事項

資 産
(1) 現金及び預貯金
同左

注記事項（貸借対照表関係）

平成24年度末（平成25年３月31日現在）

(2) 貸付金

保険約款貸付

保険約款貸付については、貸付金額を解約返戻金相当額の一定の範囲内に限るなどの特性により返済期限を設けておらず、金利条件等から時価は貸借対照表計上額から貸倒引当金を控除した金額に近似しているものと想定されるため、当該金額を時価としております。

(3) 有価証券

有価証券については３月末日の市場価格等によっております。

なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項は以下のとおりであります。

①売買目的有価証券

特別勘定運用資産として保有しております。なお、売買目的有価証券において、当年度の特別勘定資産運用損益に含まれた評価益は 1,522 百万円であります。

②満期保有目的の債券

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額および時価、ならびにこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、当年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

（単位:百万円）

	種類	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	(1) 国債・地方債等	1,017,303	1,141,966	124,662
	(2) 社債	197,761	212,127	14,365
	(3) その他	10,683	10,990	307
	小計	1,225,748	1,365,083	139,335
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	(1) 国債・地方債等	—	—	—
	(2) 社債	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	—	—	—
合計		1,225,748	1,365,083	139,335

③その他有価証券

その他有価証券の当年度中の売却額は 51,252 百万円であり、売却益の合計額は 2,010 百万円、売却損の合計額は 178 百万円であります。

また、その他有価証券において、種類ごとの取得原価または償却原価および貸借対照表計上額、ならびにこれらの差額については次のとおりであります。

（単位:百万円）

	種類	取得原価または償却原価	貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が取得原価または償却原価を超えるもの	(1) 株式	1,827	4,671	2,844
	(2) 債券	530,208	566,986	36,777
	①国債・地方債等	351,435	376,693	25,258
	②社債	151,718	158,934	7,216
	③その他	27,054	31,358	4,303
	(3) その他	—	—	—
	小計	532,036	571,658	39,621
貸借対照表計上額が取得原価または償却原価を超えないもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券	24,041	23,705	△335
	①国債・地方債等	5,987	5,986	△1
	②社債	14,510	14,247	△262
	③その他	3,543	3,471	△72
	(3) その他	—	—	—
	小計	24,041	23,705	△335
合計		556,077	595,363	39,285

④上記の表中にある「取得原価」は減損処理後の帳簿価額であります。当年度において、その他有価証券で時価のある債券について 793 百万円の減損処理を行っております。

平成25年度末（平成26年３月31日現在）

(2) 貸付金

保険約款貸付

同左

(3) 有価証券

有価証券については３月末日の市場価格等によっております。

なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項は以下のとおりであります。

①売買目的有価証券

特別勘定運用資産として保有しております。なお、売買目的有価証券において、当年度の特別勘定資産運用損益に含まれた評価益は 962 百万円であります。

②満期保有目的の債券

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額および時価、ならびにこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、当年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

（単位:百万円）

	種類	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	(1) 国債・地方債等	1,061,026	1,166,558	105,531
	(2) 社債	146,319	157,354	11,035
	(3) その他	7,170	7,354	184
	小計	1,214,516	1,331,268	116,751
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	(1) 国債・地方債等	44,959	44,790	△168
	(2) 社債	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	44,959	44,790	△168
合計		1,259,475	1,376,059	116,583

③その他有価証券

その他有価証券の当年度中の売却額は 91,902 百万円であり、売却益の合計額は 2,739 百万円、売却損の合計額は 401百万円であります。

また、その他有価証券において、種類ごとの取得原価または償却原価および貸借対照表計上額、ならびにこれらの差額については次のとおりであります。

（単位:百万円）

	種類	取得原価または償却原価	貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が取得原価または償却原価を超えるもの	(1) 株式	856	2,180	1,323
	(2) 債券	635,286	672,166	36,880
	①国債・地方債等	390,524	415,434	24,909
	②社債	166,880	173,700	6,819
	③その他	77,880	83,031	5,150
	(3) その他	—	—	—
	小計	636,142	674,346	38,203
貸借対照表計上額が取得原価または償却原価を超えないもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券	37,754	37,437	△317
	①国債・地方債等	17,246	17,205	△41
	②社債	13,791	13,691	△99
	③その他	6,716	6,540	△176
	(3) その他	—	—	—
	小計	37,754	37,437	△317
合計		673,897	711,784	37,886

④上記の表中にある「取得原価」は減損処理後の帳簿価額であります。

Ⅴ.財産の状況

注記事項（貸借対照表関係）

平成24年度末（平成25年３月31日現在）

(4) 未収金
未収金の大半は、収納代行機関によって契約者から収納された会社未入金の保険料および団体保険に係る生命保険会社間の会社未入金の保険料等であり、短期の金銭債権であるため、帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引
(1) ヘッジ会計が適用されていないもの
該当ありません。

(2) ヘッジ会計が適用されているもの
ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、ヘッジ会計の方法ごとの３月末日における契約額または契約において定められた元本相当額等は、次のとおりであります。

為替予約取引　（単位:百万円）

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等	うち１年超	時価	時価の算定方法
時価ヘッジ	為替予約取引 売建 米ドル（対円）	その他有価証券	8,690	－	98	先物為替相場によっております。
合計			8,690	－	98	

（注２）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産（3）③その他有価証券」には含めておりません。

（単位:百万円）

区分	貸借対照表計上額
非上場株式（＊）	0

（＊）非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

（注３）金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位:百万円）

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
現金及び預貯金	46,850	－	－	－	－	－
有価証券	100,831	40,640	39,265	42,094	71,214	1,469,398
満期保有目的の債券	85,631	33,040	27,865	29,894	22,124	1,015,929
その他有価証券のうち満期があるもの	15,200	7,600	11,400	12,200	49,090	453,469
未収金	25,903	－	－	－	－	－
合計	173,585	40,640	39,265	42,094	71,214	1,469,398

（＊1）保険約款貸付については、貸付金額を解約返戻金相当額の一定の範囲内に限るなどの特性により返済期限を設けていないため、上記の表には記載しておりません。
（＊2）外貨建債券については、期末日為替レートで換算した金額を償還額として記載しております。

平成25年度末（平成26年３月31日現在）

(4) 未収金
同左

デリバティブ取引
(1) ヘッジ会計が適用されていないもの
該当ありません。

(2) ヘッジ会計が適用されているもの
ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、ヘッジ会計の方法ごとの３月末日における契約額または契約において定められた元本相当額等は、次のとおりであります。

為替予約取引　（単位:百万円）

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等	うち１年超	時価	時価の算定方法
時価ヘッジ	為替予約取引 売建 米ドル（対円）	その他有価証券	23,898	－	△120	先物為替相場によっております。
	ユーロ（対円）		8,392	－	△55	
合計			32,290	－	△175	

（注２）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産（3）③その他有価証券」には含めておりません。

（単位:百万円）

区分	貸借対照表計上額
非上場株式（＊）	0

（＊）非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

（注３）金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位:百万円）

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
預貯金	38,816	－	－	－	－	－
有価証券	39,140	39,265	44,794	63,224	66,021	1,661,050
満期保有目的の債券	33,040	27,865	29,894	22,124	28,486	1,102,743
その他有価証券のうち満期があるもの	6,100	11,400	14,900	41,100	37,535	558,307
未収金	29,224	－	－	－	－	－
合計	107,181	39,265	44,794	63,224	66,021	1,661,050

（＊1）保険約款貸付については、貸付金額を解約返戻金相当額の一定の範囲内に限るなどの特性により返済期限を設けていないため、上記の表には記載しておりません。
（＊2）外貨建債券については、期末日為替レートで換算した金額を償還額として記載しております。

注記事項（貸借対照表関係）

平成24年度末 （平成25年３月31日現在）	平成25年度末 （平成26年３月31日現在）
3.　貸付金のうち、破綻先債権、延滞債権、３カ月以上延滞債権および貸付条件緩和債権は該当がありません。	3.　貸付金のうち、破綻先債権、延滞債権、３カ月以上延滞債権および貸付条件緩和債権は該当がありません。
4.　有形固定資産の減価償却累計額は 1,761 百万円 であります。	4.　有形固定資産の減価償却累計額は 1,725 百万円 であります。
5.　保険業法第118条に規定する特別勘定資産の額は、17,283 百万円 であります。なお、負債の額も同額であります。	5.　保険業法第118条に規定する特別勘定資産の額は、19,291 百万円 であります。なお、負債の額も同額であります。
6.　関係会社に対する金銭債権の総額は 0 百万円であり、金銭債務は該当がありません。	6.　関係会社に対する金銭債権の総額は 5 百万円であり、金銭債務は該当がありません。
7.　繰延税金資産の総額は 25,754 百万円、繰延税金負債の総額は 11,981 百万円であります。繰延税金資産のうち、評価性引当金として控除した金額は 339 百万円であります。 繰延税金資産の発生の主な原因別内訳は、保険契約準備金 17,477 百万円、無形固定資産 5,353 百万円、価格変動準備金683 百万円、退職給付引当金 663 百万円であります。 繰延税金負債の発生原因は、その他有価証券の評価差額 11,981 百万円であります。 当年度における法定実効税率は 33.3% であり、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の主要な内訳は、評価性引当額 3.6%、交際費等永久に損金に算入されない項目 2.8%、税率変更による影響 1.4%であります。	7.　繰延税金資産の総額は 25,540 百万円、繰延税金負債の総額は 11,540 百万円であります。繰延税金資産のうち、評価性引当金として控除した金額は 251 百万円であります。 繰延税金資産の発生の主な原因別内訳は、保険契約準備金 17,860 百万円、無形固定資産 4,816 百万円、価格変動準備金827 百万円、退職給付引当金 797 百万円であります。 繰延税金負債の発生原因は、その他有価証券の評価差額 11,540 百万円であります。 当年度における法定実効税率は 33.3% であり、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の主要な内訳は、税率変更による影響 4.4%であります。 「所得税法等の一部を改正する法律」（平成26年法律第10号）の公布に伴い、繰延税金資産および繰延税金負債の計算に適用される法定実効税率 33.3% は、回収または支払が見込まれる期間が、平成26年４月１日以降のものについては30.8%に変更になります。この変更により、繰延税金資産は 423 百万円減少し、法人税等調整額は 423 百万円増加しております。
8.　貸借対照表に計上したリース資産の他、リース契約により使用している重要な有形固定資産として電子計算機等があります。	8.　貸借対照表に計上したリース資産の他、リース契約により使用している重要な有形固定資産として自動車等があります。
9.　契約者配当準備金の異動状況は、次のとおりであります。 当期首現在高　4,034 百万円 当年度契約者配当金支払額　3,339 百万円 利息による増加等　2 百万円 契約者配当準備金繰入額　3,404 百万円 当年度末現在高　4,100 百万円	9.　契約者配当準備金の異動状況は、次のとおりであります。 当期首現在高　4,100 百万円 当年度契約者配当金支払額　3,308 百万円 利息による増加等　0 百万円 契約者配当準備金繰入額　3,465 百万円 当年度末現在高　4,257 百万円
10.　保険業法施行規則第73条第３項において準用する同規則第71条第１項に規定する再保険を付した部分に相当する支払備金（以下「出再支払備金」という。）の金額は 225 百万円、同規則第71条第１項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金（以下「出再責任準備金」という。）の金額は 1,983 百万円であります。	10.　保険業法施行規則第73条第３項において準用する同規則第71条第１項に規定する再保険を付した部分に相当する支払備金（以下「出再支払備金」という。）の金額は 432 百万円、同規則第71条第１項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金（以下「出再責任準備金」という。）の金額は 2,017 百万円であります。
11.　１株当たりの純資産額は 3,483 円 83 銭であります。	11.　１株当たりの純資産額は 3,744 円 77 銭であります。
12.　外貨建資産の額は 35,436 百万円 であります。（主な外貨額 295 百万米ドル、37 百万豪ドル、26 百万ユーロ） 外貨建負債の額は 0 百万円 であります。（外貨額 0 百万米ドル）	12.　外貨建資産の額は 75,451 百万円 であります。（主な外貨額 548 百万米ドル、89 百万ユーロ、57 百万豪ドル） 外貨建負債は該当がありません。

Ⅴ.財産の状況

注記事項（貸借対照表関係）

平成24年度末（平成25年３月31日現在）

13.　保険業法第259条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する当年度末における当社の今後の負担見積額は 4,417百万円であります。なお、当該負担金は拠出した年度の事業費として処理しております。

14.　退職給付債務に関する事項は次のとおりであります。

（1）退職給付債務およびその内訳

イ	退職給付債務	△2,395 百万円
ロ	年金資産	－ 百万円
ハ	未積立退職給付債務（イ+ロ）	△2,395 百万円
ニ	未認識数理計算上の差異	249 百万円
ホ	未認識過去勤務債務	－ 百万円
ヘ	貸借対照表計上額純額（ハ+ニ+ホ）	△2,146 百万円
ト	前払年金費用	－ 百万円
チ	退職給付引当金	△2,146 百万円

（2）退職給付債務等の計算基礎

イ	退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
ロ	割引率	1.5%
ハ	数理計算上の差異の処理方法 発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（13年）による定額法により按分した額を発生の翌年度から費用処理	
ニ	過去勤務債務の額の処理方法 発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（５年）による定額法により費用処理	

15.　金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

平成25年度末（平成26年３月31日現在）

13.　保険業法第259条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する当年度末における当社の今後の負担見積額は 4,508百万円であります。なお、当該負担金は拠出した年度の事業費として処理しております。

14.　退職給付債務に関する事項は次のとおりであります。

（1）採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度を設けております。また、確定拠出型の年金制度を設けております。

（2）確定給付制度

①退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	2,395 百万円
勤務費用	445 百万円
利息費用	33 百万円
数理計算上の差異の当期発生額	27 百万円
退職給付の支払額	△60 百万円
過去勤務費用の当期発生額	－ 百万円
その他	－ 百万円
期末における退職給付債務	2,841 百万円

②年金資産の期首残高と期末残高の調整表

該当ありません。

③退職給付債務および年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金および前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	－ 百万円
年金資産	－ 百万円
	－ 百万円
非積立型制度の退職給付債務	2,841 百万円
未認識数理計算上の差異	△251 百万円
未認識過去勤務費用	－ 百万円
その他	－ 百万円
退職給付引当金	2,590 百万円

④退職給付に関連する損益

勤務費用	445 百万円
利息費用	33 百万円
期待運用収益	－ 百万円
数理計算上の差異の当期の費用処理額	25 百万円
過去勤務費用の当期の費用処理額	－ 百万円
その他	－ 百万円
確定給付制度に係る退職給付費用	504 百万円

⑤年金資産の主な内訳

該当ありません。

⑥長期期待運用収益率の設定方法

期待運用収益は見込んでおりません。

⑦数理計算上の計算基礎に関する事項

期末における主要な数理計算上の計算基礎は以下のとおりであります。

割引率	1.5%
長期期待運用収益率	－ %

（3）確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、194 百万円であります。

15.　金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

❷ 損益計算書

（単位:百万円）

科目＼年度	平成24年度（平成24年４月１日から平成25年３月31日まで） 金額	占率	平成25年度（平成25年４月１日から平成26年３月31日まで） 金額	占率
経常収益	**409,934**	**100.0%**	**415,266**	**100.0%**
保険料等収入	**370,725**	**90.4**	**372,878**	**89.8**
保険料	365,613		369,504	
再保険収入	5,111		3,374	
資産運用収益	**36,875**	**9.0**	**40,618**	**9.8**
利息及び配当金等収入	32,810		35,565	
預貯金利息	0		—	
有価証券利息・配当金	31,661		34,387	
貸付金利息	1,138		1,168	
その他利息配当金	9		8	
有価証券売却益	2,010		2,739	
為替差益	34		55	
貸倒引当金戻入額	—		4	
特別勘定資産運用益	2,019		2,252	
その他経常収益	**2,333**	**0.6**	**1,769**	**0.4**
年金特約取扱受入金	1,143		353	
保険金据置受入金	1,170		1,404	
その他の経常収益	18		11	
経常費用	**398,510**	**97.2**	**398,009**	**95.8**
保険金等支払金	**172,202**	**42.0**	**174,043**	**41.9**
保険金	32,488		33,561	
年金	3,804		7,387	
給付金	31,219		33,703	
解約返戻金	97,961		93,280	
その他返戻金	1,467		1,701	
再保険料	5,261		4,409	
責任準備金等繰入額	**138,573**	**33.8**	**138,697**	**33.4**
支払備金繰入額	3,730		3,504	
責任準備金繰入額	134,840		135,192	
契約者配当金積立利息繰入額	2		0	
資産運用費用	**1,116**	**0.3**	**568**	**0.1**
支払利息	88		69	
有価証券売却損	178		401	
有価証券評価損	793		—	
金融派生商品費用	30		67	
貸倒引当金繰入額	3		—	
その他運用費用	22		29	
事業費	**82,213**	**20.1**	**80,100**	**19.3**
その他経常費用	**4,405**	**1.1**	**4,599**	**1.1**
保険金据置支払金	838		1,047	
税金	1,562		1,616	
減価償却費	1,552		1,466	
退職給付引当金繰入額	427		444	
その他の経常費用	23		24	
経常利益	**11,423**	**2.8**	**17,257**	**4.2**

Ⅴ.財産の状況

（単位:百万円）

科目＼年度	平成24年度（平成24年４月１日から平成25年３月31日まで）		平成25年度（平成25年４月１日から平成26年３月31日まで）	
	金　額	占　率	金　額	占　率
特別利益	**0**	**0.0%**	**－**	**－ %**
固定資産等処分益	0		－	
特別損失	**349**	**0.1**	**545**	**0.1**
固定資産等処分損	12		76	
特別法上の準備金繰入額	337		469	
価格変動準備金	337		469	
契約者配当準備金繰入額	**3,404**	**0.8**	**3,465**	**0.8**
税引前当期純利益	**7,670**	**1.9**	**13,246**	**3.2**
法人税及び住民税	**3,721**	**0.9**	**5,051**	**1.2**
法人税等調整額	**△472**	**△0.1**	**126**	**0.0**
法人税等合計	**3,249**	**0.8**	**5,177**	**1.2**
当期純利益	**4,421**	**1.1**	**8,068**	**1.9**

注記事項（損益計算書関係）

平成24年度（平成24年４月１日から平成25年３月31日まで）	平成25年度（平成25年４月１日から平成26年３月31日まで）
1.　関係会社との取引による収益の総額は 3 百万円、費用の総額は 214 百万円であります。	1．　関係会社との取引による収益の総額は 2 百万円、費用の総額は 262 百万円であります。
2.　有価証券売却益の内訳は国債等債券 1,727 百万円、株式 282 百万円であります。 有価証券売却損は社債 178 百万円であります。	2．　有価証券売却益の内訳は国債等債券 831 百万円、外国債券 34 百万円、株式 1,873 百万円であります。 有価証券売却損の内訳は国債 209 百万円、外国債券 192 百万円であります。
3.　有価証券評価損は社債 793 百万円であります。	
4.　支払備金繰入額の計算上、足し上げられた出再支払備金戻入額の金額は 267 百万円、責任準備金繰入額の計算上、足し上げられた出再責任準備金戻入額の金額は 478 百万円であります。	3．　支払備金繰入額の計算上、差し引かれた出再支払備金繰入額の金額は 206 百万円、責任準備金繰入額の計算上、差し引かれた出再責任準備金繰入額の金額は 33 百万円であります。
5.　金融派生商品費用には評価益 33 百万円が含まれております。	4．　金融派生商品費用には評価損 142 百万円が含まれております。
6.　１株当たりの当期純利益の金額は、162 円 26 銭であります。	5．　１株当たりの当期純利益の金額は、296 円 11 銭であります。
7.　退職給付費用の総額は、659 百万円であります。 なお、その内訳は次のとおりであります。 イ　勤務費用　417 百万円 ロ　利息費用　28 百万円 ハ　期待運用収益　－ 百万円 ニ　数理計算上の差異の費用処理額　26 百万円 ホ　過去勤務債務の費用処理額　－ 百万円 ヘ　小計　471 百万円 ト　確定拠出年金への掛金支払額等　187 百万円 チ　退職給付費用　659 百万円 なお、確定拠出年金への掛金支払額については事業費として計上しております。	
8.　金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。	6．　金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

❸ キャッシュ・フロー計算書

（単位:百万円）

科　目	金　額	
	平成24年度 ［平成24年4月 1日から 平成25年3月31日まで］	平成25年度 ［平成25年4月 1日から 平成26年3月31日まで］
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益（△は損失）	7,670	13,246
減価償却費	1,552	1,466
支払備金の増減額（△は減少）	3,730	3,504
責任準備金の増減額（△は減少）	134,840	135,192
契約者配当準備金積立利息繰入額	2	0
契約者配当準備金繰入額	3,404	3,465
貸倒引当金の増減額（△は減少）	△ 9	△ 6
役員賞与引当金の増減額（△は減少）	28	△ 2
退職給付引当金の増減額（△は減少）	427	444
価格変動準備金の増減額（△は減少）	337	469
利息及び配当金等収入	△ 32,810	△ 35,565
有価証券関係損益（△は益）	△ 3,018	△ 4,505
支払利息	88	69
為替差損益（△は益）	0	△ 0
有形固定資産関係損益（△は益）	11	76
代理店貸の増減額（△は増加）	△ 41	54
再保険貸の増減額（△は増加）	△ 294	831
その他資産（除く投資活動関連、財務活動関連）の増減額（△は増加）	△ 1,137	△ 3,283
代理店借の増減額（△は減少）	245	△ 457
再保険借の増減額（△は減少）	5	△ 227
その他負債（除く投資活動関連、財務活動関連）の増減額（△は減少）	1,292	△ 1,246
その他	5,033	4,827
小　　計	121,356	118,351
利息及び配当金等の受取額	33,635	36,377
利息の支払額	△ 88	△ 69
契約者配当金の支払額	△ 3,339	△ 3,308
法人税等の支払額	△ 157	△ 5,480
営業活動によるキャッシュ・フロー	**151,406**	**145,870**
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△ 287,953	△ 359,882
有価証券の売却・償還による収入	147,502	211,959
貸付けによる支出	△ 9,144	△ 8,842
貸付金の回収による収入	4,121	4,297
その他	△ 1,235	△ 726
資産運用活動計	△ 146,710	△ 153,194
（営業活動及び資産運用活動計）	（ 4,695 ）	（ △ 7,323 ）
有形固定資産の取得による支出	△ 80	△ 195
有形固定資産の売却による収入	4	―
その他	△ 263	△ 256
投資活動によるキャッシュ・フロー	**△ 147,050**	**△ 153,646**
財務活動によるキャッシュ・フロー		
その他	△ 269	△ 255
財務活動によるキャッシュ・フロー	**△ 269**	**△ 255**
現金及び現金同等物に係る換算差額	**△0**	**0**
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	**4,086**	**△ 8,031**
現金及び現金同等物期首残高	**42,764**	**46,850**
現金及び現金同等物期末残高	**46,850**	**38,819**

Ⅴ.財産の状況

注記事項（キャッシュ・フロー計算書関係）

平成24年度
（平成24年４月１日から平成25年３月31日まで）

1. 現金及び現金同等物の範囲
キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物には、手許現金、要求払預金および取得日から3カ月以内に満期の到来する流動性の高い、容易に換金可能であり、かつ、価値の変化について僅少なリスクしか負わない短期投資を計上しております。

2. 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に記載されている科目の金額との関係

（単位:百万円）

科目	金額
現金及び預貯金	46,850
うち、預入期間が3カ月を超える定期預金	―
現金及び現金同等物	46,850

3. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

平成25年度
（平成25年４月１日から平成26年３月31日まで）

1. 現金及び現金同等物の範囲
同左

2. 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に記載されている科目の金額との関係

（単位:百万円）

科目	金額
現金及び預貯金	38,819
うち、預入期間が3カ月を超える定期預金	―
現金及び現金同等物	38,819

3. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

❹ 株主資本等変動計算書

（単位:百万円）

平成 24 年度（平成 24 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日まで）								
	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金		利益剰余金合計	
					保険業法施行規則附則第 10 条積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	17,250	10,000	20,000	30,000	325	15,633	15,958	63,208
当期変動額								
当期純利益						4,421	4,421	4,421
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								
当期変動額合計	―	―	―	―	―	4,421	4,421	4,421
当期末残高	17,250	10,000	20,000	30,000	325	20,054	20,380	67,630

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	12,578	12,578	75,786
当期変動額			
当期純利益			4,421
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	14,726	14,726	14,726
当期変動額合計	14,726	14,726	19,147
当期末残高	27,304	27,304	94,934

（単位:百万円）

平成 25 年度（平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日まで）								
	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金		利益剰余金合計	
					保険業法施行規則附則第 10 条積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	17,250	10,000	20,000	30,000	325	20,054	20,380	67,630
当期変動額								
当期純利益						8,068	8,068	8,068
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								
当期変動額合計	―	―	―	―	―	8,068	8,068	8,068
当期末残高	17,250	10,000	20,000	30,000	325	28,123	28,448	75,698

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	27,304	27,304	94,934
当期変動額			
当期純利益			8,068
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△ 958	△ 958	△ 958
当期変動額合計	△ 958	△ 958	7,110
当期末残高	26,345	26,345	102,044

Ⅴ.財産の状況

注記事項（株主資本等変動計算書関係）

平成24年度
（平成24年４月１日から平成25年３月31日まで）

1. 発行済株式の種類および総数ならびに自己株式の種類および株式数に関する事項

（単位:千株）

	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
発行済株式				
普通株式	27,250	―	―	27,250
合　計	27,250	―	―	27,250
自己株式				
普通株式	―	―	―	―
合　計	―	―	―	―

2. 新株予約権および自己新株予約権に関する事項
該当する事項はありません。
3. 配当金支払額
該当する事項はありません。
4. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

平成25年度
（平成25年４月１日から平成26年３月31日まで）

1. 発行済株式の種類および総数ならびに自己株式の種類および株式数に関する事項

（単位:千株）

	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
発行済株式				
普通株式	27,250	―	―	27,250
合　計	27,250	―	―	27,250
自己株式				
普通株式	―	―	―	―
合　計	―	―	―	―

2. 新株予約権および自己新株予約権に関する事項
該当する事項はありません。
3. 配当金支払額
該当する事項はありません。
4. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

❺ 債務者区分による債権の状況

（単位:百万円）

区　分	平成24年度末	平成25年度末
破産更生債権およびこれらに準ずる債権	―	―
危険債権	―	―
要管理債権	―	―
小計 （対合計比）	― （　―　）	― （　―　）
正常債権	35,522	36,194
合計	35,522	36,194

（注）1. 破産更生債権およびこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始または再生手続開始の申し立てなどの事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権です。
2. 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受け取りができない可能性の高い債権です。
3. 要管理債権とは、3か月以上延滞貸付金および条件緩和貸付金です。なお、3か月以上延滞貸付金とは、元本または利息の支払いが、約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸付金（注1および注2に掲げる債権を除く。）、条件緩和貸付金とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸付金（注1および注2に掲げる債権ならびに3か月以上延滞貸付金を除く。）です。
4. 正常債権とは、債務者の財政状態および経営成績に特に問題がないものとして、注1から注3までに掲げる債権以外のものに区分される債権です。

❻ リスク管理債権の状況

（単位:百万円）

区　分	平成24年度末	平成25年度末
破綻先債権額　①	―	―
延滞債権額　②	―	―
3か月以上延滞債権額　③	―	―
貸付条件緩和債権額　④	―	―
合計　①＋②＋③＋④ （貸付残高に対する比率）	― （　―　）	― （　―　）

（注）1. 破綻先債権とは、元本または利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取り立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金（未収利息不計上貸付金）のうち、会社更生法、民事再生法、破産法、会社法などによる手続き申し立てにより法的倒産となった債務者、または手形交換所の取引停止処分を受けた債務者、あるいは、海外の法律により上記に準ずる法律上の手続き申し立てがあった債務者に対する貸付金です。
2. 延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、上記破綻先債権および債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払いを猶予したもの以外の貸付金です。
3. 3か月以上延滞債権とは、元本または利息の支払いが約定支払日の翌日から3か月以上遅延しているもので、破綻先債権、延滞債権に該当しない貸付金です。
4. 貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行ったもので、破綻先債権、延滞債権および3か月以上延滞債権に該当しない貸付金です。

❼ 元本補てん契約のある信託に係る貸出金の状況

該当ありません。

Ⅴ.財産の状況

❽ 保険金等の支払能力の充実の状況（ソルベンシー・マージン比率）

（単位:百万円）

項　　目	平成24年度末	平成25年度末
ソルベンシー・マージン総額（A）	233,561	255,250
資本金等	67,630	75,698
価格変動準備金	2,218	2,688
危険準備金	24,398	25,475
一般貸倒引当金	19	13
その他有価証券の評価差額×90%（マイナスの場合100%）	35,357	34,098
土地の含み損益×85%（マイナスの場合100%）	―	―
全期チルメル式責任準備金相当額超過額	121,943	129,606
負債性資本調達手段等	―	―
全期チルメル式責任準備金相当額超過額および負債性資本調達手段等のうち、マージンに算入されない額	△27,386	△25,368
持込資本金等	―	―
控除項目	―	―
その他	9,379	13,037
リスクの合計額　$\sqrt{(R_1+R_8)^2+(R_2+R_3+R_7)^2}+R_4$ (B)	30,032	32,244
保険リスク相当額　R_1	12,088	12,739
第三分野保険の保険リスク相当額　R_8	6,041	6,290
予定利率リスク相当額　R_2	8,167	8,208
最低保証リスク相当額　R_7	347	357
資産運用リスク相当額　R_3	14,389	16,366
経営管理リスク相当額　R_4	820	879
ソルベンシー・マージン比率　$\frac{(A)}{(1/2)\times(B)}\times 100$	1,555.3%	1,583.2%

（注）1. 上記は、保険業法施行規則第86条、第87条および平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出しております。
2. 最低保証リスク相当額は、標準方式により算出しております。

＜参考＞実質資産負債差額

（単位:百万円）

項　目	平成24年度末	平成25年度末
資産の部に計上されるべき金額の合計額　（1）	2,111,862	2,236,771
負債の部に計上されるべき金額の合計額を基礎として計算した金額　（2）	1,716,741	1,848,457
実質資産負債差額　（1）－（2）＝（3）	395,120	388,314

（注）上記は、保険業法第132条第2項に規定する区分等を定める命令第3条および平成11年金融監督庁・大蔵省告示第2号の規定に基づき算出しております。
実質資産負債差額から満期保有目的の債券に係る時価評価額と帳簿価額との差額を控除した額は、平成25年度末 271,731百万円（平成24年度末255,785百万円）であります。

❾ 有価証券等の時価情報（会社計）

（1）有価証券の時価情報

①売買目的有価証券の評価損益

（単位:百万円）

区　分	平成24年度末		平成25年度末	
	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価損益	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価損益
売買目的有価証券	15,571	1,522	17,407	962

②有価証券の時価情報（売買目的有価証券以外の有価証券のうち時価のあるもの）

（単位:百万円）

区　分	平成24年度末					平成25年度末				
	帳簿価額	時価	差損益			帳簿価額	時価	差損益		
				差益	差損				差益	差損
満期保有目的の債券	1,225,748	1,365,083	139,335	139,335	—	1,259,475	1,376,059	116,583	116,751	168
責任準備金対応債券	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
子会社・関連会社株式	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他有価証券	556,077	595,363	39,285	39,621	335	673,897	711,784	37,886	38,203	317
公社債	523,651	555,861	32,210	32,474	263	588,443	620,031	31,588	31,729	140
株式	1,827	4,671	2,844	2,844	—	856	2,180	1,323	1,323	—
外国証券	30,598	34,829	4,230	4,303	72	84,597	89,572	4,974	5,150	176
公社債	30,598	34,829	4,230	4,303	72	84,597	89,572	4,974	5,150	176
株式等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他の証券	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
買入金銭債権	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
譲渡性預金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	1,781,826	1,960,447	178,620	178,956	335	1,933,373	2,087,843	154,470	154,955	485
公社債	1,738,716	1,909,955	171,238	171,502	263	1,840,748	1,988,736	147,987	148,296	309
株式	1,827	4,671	2,844	2,844	—	856	2,180	1,323	1,323	—
外国証券	41,281	45,819	4,538	4,610	72	91,768	96,927	5,158	5,335	176
公社債	41,281	45,819	4,538	4,610	72	91,768	96,927	5,158	5,335	176
株式等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他の証券	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
買入金銭債権	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
譲渡性預金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

Ⅴ.財産の状況

○満期保有目的の債券

（単位:百万円）

区　分	平成24年度末			平成25年度末		
	貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	1,225,748	1,365,083	139,335	1,214,516	1,331,268	116,751
公社債	1,215,065	1,354,093	139,028	1,207,345	1,323,913	116,567
外国証券	10,683	10,990	307	7,170	7,354	184
その他	―	―	―	―	―	―
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	―	―	―	44,959	44,790	△ 168
公社債	―	―	―	44,959	44,790	△ 168
外国証券	―	―	―	―	―	―
その他	―	―	―	―	―	―

○責任準備金対応債券

該当ありません。

○その他有価証券

（単位:百万円）

区　分	平成24年度末			平成25年度末		
	帳簿価額	貸借対照表計上額	差額	帳簿価額	貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が帳簿価額を超えるもの	532,036	571,658	39,621	636,143	674,347	38,203
株式	1,827	4,671	2,844	857	2,180	1,323
公社債	503,153	535,628	32,474	557,405	589,134	31,729
外国証券	27,054	31,358	4,303	77,880	83,031	5,150
その他の証券	―	―	―	―	―	―
買入金銭債権	―	―	―	―	―	―
譲渡性預金	―	―	―	―	―	―
その他	―	―	―	―	―	―
貸借対照表計上額が帳簿価額を超えないもの	24,041	23,705	△ 335	37,754	37,437	△ 317
株式	―	―	―	―	―	―
公社債	20,497	20,233	△ 263	31,038	30,897	△ 140
外国証券	3,543	3,471	△ 72	6,716	6,540	△ 176
その他の証券	―	―	―	―	―	―
買入金銭債権	―	―	―	―	―	―
譲渡性預金	―	―	―	―	―	―
その他	―	―	―	―	―	―

・時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券の帳簿価額は次のとおりです。

（単位:百万円）

区　分	平成24年度末	平成25年度末
合　計	0	0

(2)金銭の信託の時価情報
該当ありません。

(3)デリバティブ取引の時価情報
①定性的情報
1. 取引の内容
当社が利用しているデリバティブ取引は為替予約取引のみです。

2. 取組方針
当社では、資産運用リスクをヘッジする目的で、デリバティブ取引を利用しており、運用収益の獲得を目的とする取引は行わない方針としています。

3. 利用目的
為替予約取引は、当社が保有する外貨建債券の為替リスクをヘッジするために活用しています。

4. リスクの内容
為替予約取引には、為替相場の変動によるリスク及び取引相手の信用リスクがあります。当社では、為替予約取引を外貨建債券の為替リスクに対するヘッジ手段として利用しており、同取引に対してはヘッジ会計を適用しています。このため、ヘッジ手段である為替予約取引で発生する為替差損益は、ヘッジ対象である外貨建債券で発生する為替差損益と相殺されます。
また、デリバティブ取引相手の信用リスクについては、信用度の高い金融機関に限定して取引を行い回避しています。

5. リスク管理体制
当社では、資産運用全般に関する規程、デリバティブ取引に関する規程、ヘッジ会計適用に関する規程、リスク管理規程等を定め、これらの規程に基づいてデリバティブ取引を実施し、管理しています。
また、リスク管理部門より、デリバティブ取引も含めたリスク状況を定期的に経営陣に報告しています。

6. 定量的情報に関する補足説明
以下「②定量的情報」の各表における「契約額等」は、デリバティブ取引における契約額または想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスク量や信用リスク量を表すものではありません。

②定量的情報
1.差損益の内訳(ヘッジ会計適用分･非適用分の内訳)

(単位:百万円)

	金利関連	通貨関連	株式関連	債券関連	その他	合　計
ヘッジ会計適用分	―	△ 175	―	―	―	△ 175
ヘッジ会計非適用分	―	―	―	―	―	―
合　計	―	△ 175	―	―	―	△ 175

(注)ヘッジ会計適用分のうち時価ヘッジ適用分の差損益(通貨関連△175百万円)は、損益計算書に計上されています。

2.ヘッジ会計が適用されていないもの
○金利関連
該当ありません。

○通貨関連
該当ありません。

○株式関連
該当ありません。

○債券関連
該当ありません。

○その他
該当ありません。

Ⅴ.財産の状況

3.ヘッジ会計が適用されているもの

○金利関連

該当ありません。

○通貨関連

（平成24年度末）

（単位:百万円）

ヘッジ会計の方法	種　類	主なヘッジ対象	契　約　額　等	うち1年超	時　価
時価ヘッジ	為替予約 売建 米ドル（対円）	その他有価証券	8,690	―	98
合　計					98

（平成25年度末）

（単位:百万円）

ヘッジ会計の方法	種　類	主なヘッジ対象	契　約　額　等	うち1年超	時　価
時価ヘッジ	為替予約 売建 米ドル（対円） ユーロ（対円）	その他有価証券 その他有価証券	23,898 8,392	― ―	△ 120 △ 55
合　計					△ 175

（注）年度末の為替相場は先物相場を使用しています。

○株式関連

該当ありません。

○債券関連

該当ありません。

○その他

該当ありません。

⑩ 経常利益等の明細（基礎利益）

（単位:百万円）

		平成24年度	平成25年度
基礎利益	A	12,104	16,009
キャピタル収益		2,045	2,795
金銭の信託運用益		—	—
売買目的有価証券運用益		—	—
有価証券売却益		2,010	2,739
金融派生商品収益		—	—
為替差益		34	55
その他キャピタル収益		—	—
キャピタル費用		1,002	469
金銭の信託運用損		—	—
売買目的有価証券運用損		—	—
有価証券売却損		178	401
有価証券評価損		793	—
金融派生商品費用		30	67
為替差損		—	—
その他キャピタル費用		—	—
キャピタル損益	B	1,043	2,325
キャピタル損益含み基礎利益	A ＋ B	13,147	18,335
臨時収益		—	—
再保険収入		—	—
危険準備金戻入額		—	—
個別貸倒引当金戻入額		—	—
その他臨時収益		—	—
臨時費用		1,723	1,077
再保険料		—	—
危険準備金繰入額		1,720	1,076
個別貸倒引当金繰入額		3	1
特定海外債権引当勘定繰入額		—	—
貸付金償却		—	—
その他臨時費用		—	—
臨時損益	C	△ 1,723	△ 1,077
経常利益	A＋B＋C	11,423	17,257

Ⅴ.財産の状況

⓫ 計算書類等について会社法（保険業法）による会計監査人の監査

当社の計算書類等については、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、新日本有限責任監査法人の監査を受けており、平成26年5月16日付で適正である旨の監査報告書を受領しています。

⓬ 貸借対照表等について金融商品取引法に基づく監査証明

該当ありません。

⓭ 財務諸表の適正性と財務諸表作成に係る内部監査の有効性

取締役社長熊野御堂厚は、当社のディスクロージャー誌「NKSJひまわり生命の現状2014」の縦覧開始時点において、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第33期事業年度にかかる財務諸表（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第1条第1項に規定する貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュフロー計算書および附属明細表を指します。以下「財務諸表」といいます。）の内容が適正であり、不実の記載がないことを確認しています。

適正かつ不実の記載がないと認識する理由は、財務諸表が適正に作成されるための以下の体制が整備されており、財務諸表作成に関する内部監査の有効性を確認したためです。

1. 業務分掌および職務権限に関する規程を整備し、所管部署が適切かつ有効に業務を執行する体制を構築しています。
2. すべての重要な経営情報や業務執行状況が取締役会等へ適切に付議・報告される体制を構築しています。
3. 財務諸表の作成に関し、業務分掌と所管部署が明確化されており、各所管部署において適切な業務体制が構築されていることを確認しています。また、主要所管部署の責任者から、すべての重要な点において不実の記載および記載すべき事項の記載もれがない旨の確認書の提出を受けています。
4. すべての部署から独立した内部監査部門が、各部門における業務遂行状況の適切性、有効性、効率性を検証・評価し、問題点の指摘・改善に向けた指示・提言を行っており、監査結果が定期的に取締役会等に報告されています。
   また、財務諸表の作成に関し内部監査部門による内部監査を実施し、内部監査部門から作成プロセスの適切性・有効性および財務諸表の内容について重要な指摘事項がない旨の報告を受けています。

⓮ 事業年度の末日において、保険会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象または状況その他保険会社の経営に重要な影響を及ぼす事象が存在する場合には、その旨およびその内容、当該重要事象等についての分析および検討内容ならびに当該重要事象等を解消し、または改善するための対応策の具体的内容

該当の事象はありません。

Ⅵ.業務の状況を示す指標等

❶ 主要な業務の状況を示す指標等

(1)決算業績の概況

P.18～24をご覧ください。

(2)保有契約高及び新契約高

①保有契約高

(単位:千件、百万円、%)

区分	平成24年度末				平成25年度末			
	件数		金額		件数		金額	
		前年度末比		前年度末比		前年度末比		前年度末比
個人保険	3,051	108.2	18,879,699	108.7	3,211	105.3	19,964,294	105.7
個人年金保険	70	99.8	285,051	100.2	70	99.1	281,249	98.7
団体保険	―	―	3,117,158	100.5	―	―	3,142,401	100.8
団体年金保険	―	―	―	―	―	―	―	―

(注)個人年金保険については、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金を合計したものです。

②新契約高

(単位:千件、百万円、%)

区分	平成24年度						平成25年度					
	件数		金額				件数		金額			
		前年度比		前年度比	新契約	転換による純増加		前年度比		前年度比	新契約	転換による純増加
個人保険	410	107.4	3,032,658	121.9	3,032,658	―	339	82.6	2,627,519	86.6	2,627,519	―
個人年金保険	2	164.8	10,645	173.1	10,645	―	1	67.1	7,488	70.3	7,488	―
団体保険	―	―	35,795	88.4	35,795	―	―	―	41,273	115.3	41,273	―
団体年金保険	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―

(注)新契約の個人年金保険の金額は年金支払開始時における年金原資です。

(3)年換算保険料

①保有契約

(単位:百万円、%)

区分	平成24年度末		平成25年度末	
		前年度末比		前年度末比
個人保険	283,952	105.1	290,889	102.4
個人年金保険	16,551	103.7	17,617	106.4
合計	300,504	105.0	308,507	102.7
うち医療保障・生前給付保障等	108,455	106.2	113,524	104.7

②新契約

(単位:百万円、%)

区分	平成24年度		平成25年度	
		前年度比		前年度比
個人保険	38,047	126.2	30,205	79.4
個人年金保険	458	169.9	290	63.5
合計	38,505	126.6	30,496	79.2
うち医療保障・生前給付保障等	13,944	97.5	12,022	86.2

(注)1. 年換算保険料とは、1回あたりの保険料について保険料の支払方法に応じた係数を乗じ、1年あたりの保険料に換算した金額です(一時払契約等は、保険料を保険期間で除した金額)。

2. 「医療保障・生前給付保障等」については、医療保障給付(入院給付、手術給付等)、生前給付保障給付(特定疾病給付、介護給付等)、保険料払込免除給付(障害を事由とするものは除く。特定疾病罹患、介護等を事由とするものを含む)等に該当する部分の年換算保険料を計上しています。

Ⅵ.業務の状況を示す指標等

(4)保障機能別保有契約高

(単位:百万円)

区分			保有金額 平成24年度末	保有金額 平成25年度末
死亡保障	普通死亡	個人保険	18,861,762	19,947,702
		個人年金保険	(114,595)	(107,025)
		団体保険	3,117,017	3,142,270
		団体年金保険	—	—
		その他共計	21,978,779	23,089,973
	災害死亡	個人保険	(1,964,473)	(1,903,149)
		個人年金保険	(257)	(255)
		団体保険	(64,815)	(62,346)
		団体年金保険	(—)	(—)
		その他共計	(2,029,546)	(1,965,751)
	その他の条件付死亡	個人保険	(285,023)	(265,570)
		個人年金保険	(—)	(—)
		団体保険	(—)	(—)
		団体年金保険	(—)	(—)
		その他共計	(285,023)	(265,570)
生存保障	満期・生存給付	個人保険	(17,936)	16,592
		個人年金保険	263,193	245,765
		団体保険	—	—
		団体年金保険	—	—
		その他共計	281,130	262,358
	年金	個人保険	(—)	(—)
		個人年金保険	(40,221)	(39,917)
		団体保険	(23)	(21)
		団体年金保険	(—)	(—)
		その他共計	(40,245)	(39,939)
	その他	個人保険	—	—
		個人年金保険	21,858	35,483
		団体保険	141	130
		団体年金保険	—	—
		その他共計	22,000	35,614
入院保障	災害入院	個人保険	(10,469)	(10,976)
		個人年金保険	(1)	(1)
		団体保険	(116)	(109)
		団体年金保険	(—)	(—)
		その他共計	(10,606)	(11,106)
	疾病入院	個人保険	(10,493)	(10,998)
		個人年金保険	(1)	(1)
		団体保険	(—)	(—)
		団体年金保険	(—)	(—)
		その他共計	(10,514)	(11,018)
	その他の条件付入院	個人保険	(10,557)	(10,518)
		個人年金保険	(1)	(1)
		団体保険	(—)	(—)
		団体年金保険	(—)	(—)
		その他共計	(10,558)	(10,519)

(注)1. ( )内数値は、主契約の付随保障部分および特約の保障を表します。ただし、定期特約の普通死亡保障は主要保障部分に計上しました。
2. 生存保障の満期・生存給付欄の個人年金保険、団体保険(年金特約)の金額は、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資を表します。
3. 生存保障の年金欄の金額は、年金年額を表します。
4. 生存保障のその他欄の金額は、個人年金保険(年金支払開始後)、団体保険(年金特約年金支払開始後)の責任準備金を表します。
5. 入院保障欄の金額は、入院給付日額を表します。
6. 入院保障の疾病入院のその他共計の金額は、主要保障部分と付随保障部分の合計を表します。

（単位:件）

区分		保有件数	
		平成24年度末	平成25年度末
障害保障	個人保険	47,686	44,264
	個人年金保険	24	23
	団体保険	146,018	143,039
	団体年金保険	—	—
	その他共計	193,728	187,326
手術保障	個人保険	3,082,254	3,264,277
	個人年金保険	411	380
	団体保険	—	—
	団体年金保険	—	—
	その他共計	3,082,665	3,264,657

（5）個人保険及び個人年金保険契約種類別保有契約高

（単位:百万円）

区分		保有金額	
		平成24年度末	平成25年度末
死亡保険	終身保険	2,753,710	2,892,215
	定期付終身保険	—	—
	定期保険	14,050,228	15,102,420
	その他共計	18,667,866	19,759,741
生死混合保険	養老保険	92,070	89,689
	定期付養老保険	—	—
	生存給付金付定期保険	—	—
	その他共計	211,832	204,553
生存保険		—	—
年金保険	個人年金保険	285,051	281,249
災害・疾病関係特約	災害割増特約	1,489,588	1,474,228
	傷害特約	143,807	133,181
	災害入院特約	2,112	1,933
	疾病入院特約	922	844
	成人病入院特約	211	189
	その他の条件付入院特約	2,327	2,546

（注）1. 個人年金保険の金額は、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金を合計したものです。
2. 入院特約の金額は、入院給付日額を表します。
3. 疾病入院特約には、初期入院給付特則を含めています。
4. 成人病入院特約には、生活習慣病入院特約、成人病保障特約、男性生活習慣病特約を含めています。

Ⅵ.業務の状況を示す指標等

(6)異動状況の推移

①個人保険

(単位:件、百万円、%)

区分	平成24年度		平成25年度	
	件数	金額	件数	金額
年始現在	2,820,403	17,375,330	3,051,239	18,879,699
新契約	410,369	3,032,658	339,085	2,627,519
更新	29,214	45,866	25,048	50,213
復活	11,359	62,966	10,581	58,522
保険金額の増加	—	212	—	31
その他の異動による増加	2	79,657	0	80,851
死亡	5,283	24,284	5,889	28,732
満期	40,893	70,382	34,899	76,741
保険金額の減少	—	51,859	—	54,029
解約	132,962	949,585	133,909	916,623
失効	40,341	258,730	38,946	244,904
その他の異動による減少	629	362,151	414	411,511
年末現在	3,051,239	18,879,699	3,211,896	19,964,294
(増加率)	(8.2)	(8.7)	(5.3)	(5.7)
純増加	230,836	1,504,368	160,657	1,084,595
(増加率)	(△74.3)	(△74.1)	(△30.4)	(△27.9)

(注)金額は、死亡保険、生死混合保険、生存保険の主要保障部分の合計です。

②個人年金保険

(単位:件、百万円、%)

区分	平成24年度		平成25年度	
	件数	金額	件数	金額
年始現在	70,801	284,382	70,664	285,051
新契約	2,367	10,645	1,589	7,488
復活	14	61	5	21
保険金額の増加	—	2	—	0
その他の異動による増加	3,217	12,668	6,096	21,413
死亡	158	596	139	523
支払満了	346	1,159	503	1,661
保険金額の減少	—	966	—	1,151
解約	2,115	8,067	1,740	7,041
失効	113	512	100	449
その他の異動による減少	3,003	11,404	5,870	21,898
年末現在	70,664	285,051	70,002	281,249
(増加率)	(△0.2)	(0.2)	(△0.9)	(△1.3)
純増加	△137	669	△662	△3,802
(増加率)	(—)	(△99.7)	(—)	(—)

(注)金額は、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金の合計です。

③団体保険

（単位:件、百万円、%）

区　分	平成24年度		平成25年度	
	件数	金額	件数	金額
年始現在	8,563,257	3,101,574	8,507,011	3,117,158
新契約	119,268	35,795	52,901	41,273
更新	8,448,754	3,070,900	8,416,469	3,090,926
復活	41	61	13	19
中途加入	603,681	333,820	569,363	366,309
保険金額の増加	―	10,212	―	18,572
その他の異動による増加	5,723,340	2,240	5,168	7,182
死亡	24,806	5,356	20,337	5,340
満期	13,903,661	3,075,454	8,480,698	3,151,734
脱退	730,596	240,597	670,063	246,324
保険金額の減少	―	87,455	―	82,261
解約	21,616	23,426	3,299	8,347
失効	225	1,688	112	456
その他の異動による減少	270,426	3,470	1,385	4,577
年末現在	8,507,011	3,117,158	8,375,031	3,142,401
（増加率）	（△0.7）	（0.5）	（△1.6）	（0.8）
純増加	△56,246	15,584	△131,980	25,242
（増加率）	（―）	（―）	（―）	（62.0）

（注）1. 金額は、死亡保険、生死混合保険、年金払特約の主要保障部分の合計です。
2. 件数は、被保険者数を表します。

④団体年金保険

該当ありません。

（7）契約者配当の状況

①平成25年度の状況

団体定期保険を中心に3,308百万円の契約者配当金を支払いました。

また、平成26年度における契約者配当金の支払いのため、平成25年度末（平成26年3月末）に3,465百万円を契約者配当準備金に繰り入れました。この結果、平成25年度末（平成26年3月末）における契約者配当準備金の残高は4,257百万円となっています。

Ⅵ.業務の状況を示す指標等

5年ごと利差配当契約における平成25年度決算に基づく契約者配当の例示

平成25年度決算に基づく契約者配当金を「5年ごと利差配当付終身保険」および「5年ごと利差配当付個人年金保険」について例示しますと次のとおりです。

5年ごと利差配当付商品の配当基準利回り

保険種類		契約年月日	配当基準利回り
5年ごと利差配当付個人保険	下記以外	平成25年4月1日以前	1.75%
		平成25年4月2日以降	1.40%
	日本興亜生命で契約された一時払終身保険	平成17年11月30日以前	1.75%
		平成17年12月1日以降	1.35%
5年ごと利差配当付個人年金保険		平成25年4月1日以前	1.65%
		平成25年4月2日以降	1.40%

〈例1〉[損保ジャパンひまわり生命で契約された場合]

5年ごと利差配当付終身保険の契約者配当金

30歳加入、60歳払込満了、男性、年払、保険金1,000万円

契約年度	経過年数	契約者配当金	保険料	死亡契約
平成16年度	10年	10,402円	241,700円	10,010,402円
平成21年度	5年	3,463円	237,520円	10,003,463円

〈例2〉[損保ジャパンひまわり生命で契約された場合]

5年ごと利差配当付個人年金保険(10年確定年金)の契約者配当金

30歳加入、60歳払込満了、60歳年金開始、男性、年払、年金額100万円(定額)

契約年度	経過年数	契約者配当金	保険料	死亡契約
平成16年度	10年	0円	272,100円	2,889,600円
平成21年度	5年	0円	271,990円	1,444,200円

〈例3〉[日本興亜生命で契約された場合]

5年ごと利差配当付終身保険の契約者配当金

30歳加入、60歳払込満了、男性、年払、保険金1,000万円、契約日10月1日

契約年度	経過年数	契約者配当金	保険料	死亡契約
平成16年度	10年	5,906円	249,090円	10,005,906円
平成21年度	5年	2,441円	244,800円	10,002,441円

〈例4〉[日本興亜生命で契約された場合]

5年ごと利差配当付個人年金保険(10年確定年金)の契約者配当金

30歳加入、60歳払込満了、60歳年金開始、男性、年払、年金額100万円(定額)、契約日10月1日

契約年度	経過年数	契約者配当金	保険料	死亡契約
平成16年度	10年	0円	276,080円	2,856,000円
平成21年度	5年	0円	276,080円	1,428,000円

(注)1.「経過年数」とは平成26年4月1日から平成27年3月31日の間の契約応当日での経過を示しています。

2.「死亡契約」欄は契約応当日以後(日本興亜生命契約の場合は契約応当日)死亡の場合の受領金額を示し、「契約者配当金」および「保険料」欄は継続中の契約の金額を示しています。また「契約者配当金」は、責任準備金に各年度の配当基準利回りと予定利率との差(予定利率が配当基準利回りより大きい場合は0%)を乗じた額となっています。

②平成24年度の状況

団体定期保険を中心に3,339百万円の契約者配当金を支払いました。

また、平成25年度における契約者配当金の支払いのため、平成24年度末（平成25年3月末）に3,404百万円を契約者配当準備金に繰り入れました。この結果、平成24年度末（平成25年3月末）における契約者配当準備金の残高は4,100百万円となっています。

❷ 保険契約に関する指標等

（1）保有契約増加率

（単位:%）

区　分	平成24年度	平成25年度
個人保険	8.7	5.7
個人年金保険	0.2	△ 1.3
団体保険	0.5	0.8
団体年金保険	―	―

（2）新契約平均保険金及び保有契約平均保険金（個人保険）

（単位:千円）

区　分	平成24年度	平成25年度
新契約平均保険金	7,390	7,748
保有契約平均保険金	6,187	6,215

（3）新契約率（対年度始）

（単位:%）

区　分	平成24年度	平成25年度
個人保険	17.5	13.9
個人年金保険	3.9	2.8
団体保険	1.2	1.3

（4）解約失効率（対年度始）

（単位:%）

区　分	平成24年度	平成25年度
個人保険	6.9	6.1
個人年金保険	3.2	2.9
団体保険	3.3	2.3

Ⅵ.業務の状況を示す指標等

(5)個人保険新契約平均保険料(月払契約)

(単位:円)

平成24年度	平成25年度
7,282	7,745

(6)死亡率(個人保険主契約)

(単位:‰)

件数率		金額率	
平成24年度	平成25年度	平成24年度	平成25年度
1.80	1.88	1.34	1.48

(7)特約発生率(個人保険)

(単位:‰)

区分		平成24年度	平成25年度
災害死亡保障契約	件数	0.072	0.033
	金額	0.081	0.062
障害保障契約	件数	0.140	0.151
	金額	0.038	0.037
災害入院保障契約	件数	3.954	4.021
	金額	94.527	97.009
疾病入院保障契約	件数	37.641	39.933
	金額	727.830	730.377
成人病入院保障契約	件数	11.301	13.186
	金額	289.187	305.992
疾病・傷害手術保障契約	件数	19.553	20.360
成人病手術保障契約	件数	15.556	19.330

(8)事業費率(対収入保険料)

(単位:%)

平成24年度	平成25年度
22.5	21.7

(9)保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた主要な保険会社等の数

平成24年度	平成25年度
5社	5社

うち、保険業法施行規則第71条に基づいて責任準備金を積み立てないとした第三分野保険

平成24年度	平成25年度
2社	2社

（10）保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた保険会社等のうち、支払再保険料の額が大きい上位5社に対する支払再保険料の割合

（単位:%）

平成24年度	平成25年度
100.0	100.0

（11）保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた主要な保険会社等の格付機関による格付けに基づく区分ごとの支払再保険料の割合

（単位:%）

格付区分	平成24年度	平成25年度
AA以上	12.5	19.9
A以上	87.5	80.1

うち、保険業法施行規則第71条に基づいて責任準備金を積み立てないとした第三分野保険

（単位:%）

格付区分	平成24年度	平成25年度
AA以上	―	―
A以上	100.0	100.0

（注）格付けはスタンダード&プアーズ社とムーディーズ社の格付けを使用し、両社の格付けが異なる場合は、低い格付けを使用しています。

（12）未収受再保険金の額

（単位:百万円）

平成24年度	平成25年度
84	47

うち、保険業法施行規則第71条に基づいて責任準備金を積み立てないとした第三分野保険

（単位:百万円）

平成24年度	平成25年度
―	―

（13）第三分野保険の給付事由又は保険種類の区分ごとの、発生保険金額の経過保険料に対する割合

（単位:%）

	平成24年度	平成25年度
第三分野発生率	22.4	24.3
医療（疾病）	23.0	24.6
がん	24.9	27.1
その他	8.7	12.5

（注）1. 発生率は以下の算式により算出しています。
{発生保険金額＋保険金・給付金等支払に係る事業費など}÷{（年度始保有契約年換算保険料＋年度末保有契約年換算保険料）／2}
2. （注）1の算式中、分母の保有契約年換算保険料には翌年度以降の保険金・給付金の支払いに備える保険料が含まれています。
3. （注）1の算式中、分子の発生保険金額は、保険金・給付金などの支払い額＋対応する支払備金繰入額（保険業法施行規則第72条に定める既発生未報告分を除く）としています。
4. （注）1の算式中、分子の保険金・給付金等支払いに係る事業費などには、保険金支払いに係る事務経費、人件費、システム経費などを計上しています。
5. 介護給付については、販売量が極めて少なく有意な情報ではないため「その他」に含めています。

Ⅵ.業務の状況を示す指標等

❸ 経理に関する指標等

(1)支払備金明細表

(単位:百万円)

区分		平成24年度末	平成25年度末
保険金	死亡保険金	6,887	7,560
	災害保険金	62	194
	高度障害保険金	249	442
	満期保険金	97	21
	その他	—	—
	小計	7,296	8,218
年金		64	125
給付金		2,711	3,226
解約返戻金		18,210	20,232
保険金据置支払金		7	3
その他共計		28,345	31,850

(2)責任準備金明細表

(単位:百万円)

区分			平成24年度末	平成25年度末
責任準備金(除危険準備金)	個人保険		1,667,415	1,795,192
		(一般勘定)	1,652,417	1,778,432
		(特別勘定)	14,998	16,760
	個人年金保険		131,843	138,203
		(一般勘定)	131,843	138,203
		(特別勘定)	—	—
	団体保険		316	294
		(一般勘定)	316	294
		(特別勘定)	—	—
	団体年金保険		—	—
		(一般勘定)	—	—
		(特別勘定)	—	—
	その他		5	6
		(一般勘定)	5	6
		(特別勘定)	—	—
	小計		1,799,580	1,933,696
		(一般勘定)	1,784,582	1,916,936
		(特別勘定)	14,998	16,760
危険準備金			24,398	25,475
合計			1,823,979	1,959,172
	(一般勘定)		1,808,981	1,942,411
	(特別勘定)		14,998	16,760

(3)責任準備金残高の内訳

(単位:百万円)

区　分	保険料積立金	未経過保険料	危険準備金	合計
平成24年度末	1,714,805	84,775	24,398	1,823,979
平成25年度末	1,848,957	84,739	25,475	1,959,172

(4)個人保険及び個人年金保険の責任準備金の積立方式、積立率、残高(契約年度別)

①責任準備金の積立方式、積立率

		平成24年度末	平成25年度末
積立方式	標準責任準備金対象契約	平準純保険料式	平準純保険料式
	標準責任準備金対象外契約	平準純保険料式	平準純保険料式
積立率(危険準備金を除く)		100.0%	100.0%

(注)1. 積立方式および積立率は、個人保険および個人年金保険を対象としています。
なお、団体保険および団体年金保険の責任準備金は積立方式という概念がないため、上記には含んでいません。
2. 積立率については、標準責任準備金対象契約に関しては平成8年大蔵省告示第48号に定める方式により、また、標準責任準備金対象外契約に関しては平準純保険料式により計算した保険料積立金、および未経過保険料に対する積立率を記載しています。

②責任準備金残高(契約年度別)

(単位:百万円)

契約年度	責任準備金残高	予定利率
～1980年度	―	―
1981年度～1985年度	9,818	6.20%
1986年度～1990年度	27,835	6.20%～6.25%
1991年度～1995年度	96,049	4.25%～6.25%
1996年度～2000年度	426,285	2.00%～3.10%
2001年度～2005年度	591,800	1.50%
2006年度～2010年度	562,174	1.50%
2011年度	106,292	1.50%
2012年度	68,913	1.50%
2013年度	27,466	1.00%

(注)1. 「責任準備金残高」は、個人保険および個人年金保険の責任準備金(特別勘定の責任準備金および危険準備金を除く)を記載しています。
2. 「予定利率」については、各契約年度別の責任準備金に係る主な予定利率を記載しています。

(5)特別勘定を設けた最低保証のある保険契約に係る一般勘定における責任準備金、算出方法、計算の基礎となる係数

①責任準備金残高(一般勘定)

(単位:百万円)

	平成24年度末	平成25年度末
責任準備金残高 (一般勘定)	38	28

(注)1. 保険業法施行規則第68条に規定する保険契約(標準責任準備金対象契約)を対象としています。
2. 「責任準備金残高(一般勘定)」は、最低保証に係る保険料積立金を記載しています。

②算出方法、その計算の基礎となる係数

「責任準備金残高(一般勘定)」は平成8年大蔵省告示第48号第5項第1号に規定する「標準的方式」を使用して算出しています。また、計算の基礎となる係数は同告示第5項第1号ニに規定する率を使用しています。

Ⅵ.業務の状況を示す指標等

(6)契約者配当準備金明細表

(単位:百万円)

	区分	個人保険	個人年金保険	団体保険	団体年金保険	財形保険 財形年金保険	その他の保険	合計
平成24年度	当期首現在高	245	21	3,738	—	—	29	4,034
	利息による増加	2	0	0	—	—	—	2
	配当金支払による減少	11	1	3,298	—	—	28	3,339
	当期繰入額	123	2	3,248	—	—	29	3,404
	当期末現在高	359	22	3,688	—	—	30	4,100
		(163)	(17)	(0)	(—)	(—)	(—)	(181)
平成25年度	当期首現在高	359	22	3,688	—	—	30	4,100
	利息による増加	0	0	0	—	—	—	0
	配当金支払による減少	15	1	3,263	—	—	28	3,308
	当期繰入額	150	2	3,284	—	—	28	3,465
	当期末現在高	494	22	3,709	—	—	30	4,257
		(198)	(15)	(0)	(—)	(—)	(—)	(214)

(注)(　)内はうち積立配当金額です。

(7)引当金明細表

(単位:百万円)

		当期首残高	当期末残高	当期増減額	計上の理由および算定方法
貸倒引当金	一般貸倒引当金	19	13	△6	貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、計上しています。
	個別貸倒引当金	29	29	△0	
	特定海外債権引当勘定	—	—	—	
役員賞与引当金		52	49	△2	役員の業績連動報酬支払いに備えるため、計上しています。
退職給付引当金		2,146	2,590	444	従業員の退職給付に備えるため、計上しています。
価格変動準備金		2,218	2,688	469	保険業法第115条の規定により計上しています。

(8)特定海外債権引当勘定の状況

該当ありません。

(9)資本金等明細表

(単位:百万円)

区分		当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
資本金		17,250	―	―	17,250
うち既発行株式	普通株式	(27,250千株)	(―)	(―)	(27,250千株)
		17,250	―	―	17,250
	計	17,250	―	―	17,250
資本剰余金	資本準備金	10,000	―	―	10,000
	その他資本剰余金	20,000	―	―	20,000
	計	30,000	―	―	30,000

(10)保険料明細表

(単位:百万円)

区分		平成24年度	平成25年度
個人保険		339,715	345,289
	一時払	5,352	3,787
	年払	103,950	100,389
	半年払	1,923	2,015
	月払	228,489	239,096
個人年金保険		14,335	12,563
	一時払	―	―
	年払	1,715	1,323
	半年払	48	45
	月払	12,570	11,194
団体保険		11,485	11,573
団体年金保険		―	―
その他共計		365,613	369,504

(11)保険金明細表

(単位:百万円)

区分	平成24年度合計	平成25年度						
		合計	個人保険	個人年金保険	団体保険	団体年金保険	財形保険 財形年金保険	その他の保険
死亡保険金	27,147	29,026	23,218	―	5,807	―	―	0
災害保険金	191	149	142	―	6	―	―	―
高度障害保険金	1,694	1,306	880	―	426	―	―	―
満期保険金	3,454	3,079	3,079	―	―	―	―	―
その他	―	―	―	―	―	―	―	―
合計	32,488	33,561	27,321	―	6,240	―	―	0

(12)年金明細表

(単位:百万円)

平成24年度合計	平成25年度						
	合計	個人保険	個人年金保険	団体保険	団体年金保険	財形保険 財形年金保険	その他の保険
3,804	7,387	26	7,337	24	―	―	―

Ⅵ.業務の状況を示す指標等

(13)給付金明細表

(単位:百万円)

区分	平成24年度 合計	平成25年度						
		合計	個人保険	個人年金保険	団体保険	団体年金保険	財形保険 財形年金保険	その他の保険
死亡給付金	511	430	140	289	—	—	—	—
入院給付金	9,480	10,205	10,190	—	8	—	—	6
手術給付金	7,190	8,243	8,243	—	—	—	—	—
障害給付金	7	6	5	—	1	—	—	—
生存給付金	10,621	11,047	11,047	—	—	—	—	—
一時金	93	108	108	—	—	—	—	—
その他	3,313	3,660	3,660	—	—	—	—	0
合計	31,219	33,703	33,397	289	9	—	—	6

(14)解約返戻金明細表

(単位:百万円)

平成24年度 合計	平成25年度						
	合計	個人保険	個人年金保険	団体保険	団体年金保険	財形保険 財形年金保険	その他の保険
97,961	93,280	90,683	2,597	—	—	—	—

(15)減価償却費明細表

(単位:百万円、%)

区分	取得原価	当期償却額	減価償却累計額	当期末残高	償却累計率
有形固定資産	2,954	453	1,725	1,228	58.4
建物	1,165	136	538	626	46.2
リース資産	1,074	234	648	426	60.3
その他の有形固定資産	714	83	538	175	75.4
無形固定資産	5,065	1,013	3,989	1,075	78.8
ソフトウェア	5,065	1,013	3,989	1,075	78.8
その他の無形固定資産	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—
合計	8,019	1,466	5,715	2,304	71.3

(16)事業費明細表

(単位:百万円)

区分	平成24年度	平成25年度
営業活動費	30,115	28,061
営業管理費	6,713	6,726
一般管理費	45,384	45,312
合計	82,213	80,100

(注)一般管理費には、保険業法第259条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する当社負担金(平成24年度:384百万円、平成25年度:392百万円)を含んでいます。

（17）税金明細表

（単位:百万円）

区　分	平成24年度	平成25年度
国税	785	831
消費税	185	210
地方法人特別税	491	494
印紙税	108	123
登録免許税	―	―
その他の国税	0	2
地方税	776	784
地方消費税	46	52
法人住民税	―	―
法人事業税	636	640
固定資産税	17	14
不動産取得税	―	―
事業所税	76	76
その他の地方税	0	0
合計	1,562	1,616

（18）リース取引

［通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引］

①リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額および期末残高相当額

（単位:百万円）

区　分	平成24年度末	平成25年度末
取得価額相当額	297	213
減価償却累計額相当額	181	141
期末残高相当額	116	72

（注）取得価額相当額の算定は、支払利子込み法によっています。

②未経過リース料期末残高相当額

（単位:百万円）

区　分	平成24年度末			平成25年度末		
	1年以内	1年超	合　計	1年以内	1年超	合　計
未経過リース料期末残高相当額	43	73	116	39	33	72

（注）未経過リース料期末残高相当額の算定は、支払利子込み法によっています。

③支払リース料および減価償却費相当額

（単位:百万円）

区　分	平成24年度	平成25年度
支払リース料	59	43
減価償却費相当額	59	43

④減価償却費相当額および利息相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっています。

Ⅵ.業務の状況を示す指標等

(19)借入金残存期間別残高

(単位:百万円)

区　分		1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超 (期間の定めのないものを含む)	合　計
平成24年度末	リース債務	240	289	93	―	―	―	624
平成25年度末	リース債務	186	254	57	―	―	―	499

❹ 資産運用に関する指標等

(1)資産運用の概況

①平成25年度の資産の運用概況

P.25～26をご覧ください。

②ポートフォリオの推移

イ.資産の構成

(単位:百万円、%)

区　分	平成24年度末		平成25年度末	
	金　額	占　率	金　額	占　率
現預金・コールローン	45,344	2.3	37,153	1.8
買現先勘定	―	―	―	―
債券貸借取引支払保証金	―	―	―	―
買入金銭債権	―	―	―	―
商品有価証券	―	―	―	―
金銭の信託	―	―	―	―
有価証券	1,821,112	93.1	1,971,260	93.8
公社債	1,770,927	90.6	1,872,337	89.1
株式	4,672	0.2	2,180	0.1
外国証券	45,512	2.3	96,743	4.6
公社債	45,512	2.3	96,743	4.6
株式等	―	―	―	―
その他の証券	―	―	―	―
貸付金	35,012	1.8	35,672	1.7
保険約款貸付	35,012	1.8	35,672	1.7
一般貸付	―	―	―	―
不動産	682	0.0	626	0.0
繰延税金資産	13,433	0.7	13,747	0.7
その他	39,811	2.0	42,577	2.0
貸倒引当金	△49	△0.0	△43	△0.0
合計	1,955,347	100.0	2,100,994	100.0
うち外貨建資産	31,212	1.6	70,308	3.3

ロ.資産の増減

（単位:百万円）

区　分	平成24年度	平成25年度
現預金・コールローン	3,899	△ 8,190
買現先勘定	―	―
債券貸借取引支払保証金	―	―
買入金銭債権	―	―
商品有価証券	―	―
金銭の信託	―	―
有価証券	162,160	150,148
公社債	147,605	101,409
株式	△ 333	△ 2,491
外国証券	14,887	51,230
公社債	14,887	51,230
株式等	―	―
その他の証券	―	―
貸付金	921	660
保険約款貸付	921	660
一般貸付	―	―
不動産	△ 119	△ 55
繰延税金資産	△ 5,910	314
その他	322	2,765
貸倒引当金	9	6
合計	161,282	145,647
うち外貨建資産	13,993	39,095

（2）運用利回り

（単位:%）

区　分	平成24年度	平成25年度
現預金・コールローン	0.02	0.02
買現先勘定	―	0.06
債券貸借取引支払保証金	0.01	0.05
買入金銭債権	―	―
商品有価証券	―	―
金銭の信託	―	―
有価証券	1.91	1.98
うち公社債	1.87	1.86
うち株式	19.18	116.54
うち外国証券	2.88	2.31
貸付金	3.30	3.30
うち一般貸付	―	―
不動産	―	―
一般勘定計	1.82	1.89

（注）利回り計算式の分母は帳簿価額ベースの日々平均残高、分子は経常損益中、資産運用収益ー資産運用費用として算出した利回りです。

Ⅵ.業務の状況を示す指標等

(3)主要資産の平均残高

(単位:百万円)

区　分	平成24年度	平成25年度
現預金・コールローン	48,113	38,013
買現先勘定	―	283
債券貸借取引支払保証金	5	345
買入金銭債権	―	―
商品有価証券	―	―
金銭の信託	―	―
有価証券	1,710,396	1,858,225
うち公社債	1,675,051	1,795,754
うち株式	2,009	1,677
うち外国証券	33,336	60,793
貸付金	34,534	35,423
うち一般貸付	―	―
不動産	736	669
一般勘定計	1,850,996	1,996,740
うち海外投融資	33,336	60,793

(4)資産運用収益明細表

(単位:百万円)

区　分	平成24年度	平成25年度
利息及び配当金等収入	32,810	35,565
商品有価証券運用益	―	―
金銭の信託運用益	―	―
売買目的有価証券運用益	―	―
有価証券売却益	2,010	2,739
有価証券償還益	―	―
金融派生商品収益	―	―
為替差益	34	55
貸倒引当金戻入額	―	4
その他運用収益	―	―
合計	34,856	38,365

(5)資産運用費用明細表

(単位:百万円)

区　分	平成24年度	平成25年度
支払利息	88	69
商品有価証券運用損	―	―
金銭の信託運用損	―	―
売買目的有価証券運用損	―	―
有価証券売却損	178	401
有価証券評価損	793	―
有価証券償還損	―	―
金融派生商品費用	30	67
為替差損	―	―
貸倒引当金繰入額	3	―
貸付金償却	―	―
賃貸用不動産等減価償却費	―	―
その他運用費用	22	29
合計	1,116	568

(6)利息及び配当金等収入明細表

(単位:百万円)

区　分	平成24年度	平成25年度
預貯金利息	0	―
有価証券利息・配当金	31,661	34,387
公社債利息	30,633	32,800
株式配当金	102	81
外国証券利息配当金	926	1,505
貸付金利息	1,138	1,168
不動産賃貸料	―	―
その他共計	32,810	35,565

(7)有価証券売却益明細表

(単位:百万円)

区　分	平成24年度	平成25年度
国債等債券	1,727	831
株式等	282	1,873
外国証券	―	34
その他共計	2,010	2,739

Ⅵ.業務の状況を示す指標等

(8)有価証券売却損明細表

(単位:百万円)

区　分	平成24年度	平成25年度
国債等債券	178	209
株式等	—	—
外国証券	—	192
その他共計	178	401

(9)有価証券評価損明細表

(単位:百万円)

区　分	平成24年度	平成25年度
国債等債券	793	—
株式等	—	—
外国証券	—	—
その他共計	793	—

(10)商品有価証券明細表

該当ありません。

(11)商品有価証券売買高

該当ありません。

(12)有価証券明細表

(単位:百万円、%)

区　分	平成24年度末		平成25年度末	
	金　額	占　率	金　額	占　率
国債	1,300,145	71.4	1,473,142	74.7
地方債	99,838	5.5	65,483	3.3
社債	370,943	20.4	333,711	16.9
うち公社・公団債	154,866	8.5	134,959	6.8
株式	4,672	0.3	2,180	0.1
外国証券	45,512	2.5	96,743	4.9
公社債	45,512	2.5	96,743	4.9
株式等	—	—	—	—
その他の証券	—	—	—	—
合計	1,821,112	100.0	1,971,260	100.0

（13）有価証券の残存期間別残高

（単位:百万円）

区分	平成24年度末						
	1年以下	1年超3年以下	3年超5年以下	5年超7年以下	7年超10年以下	10年超（期間の定めのないものを含む）	合計
有価証券	100,844	80,562	117,197	144,355	198,347	1,179,804	1,821,112
国債	4,124	20,979	48,353	56,572	143,712	1,026,402	1,300,145
地方債	34,205	10,751	606	1,081	—	53,193	99,838
社債	59,015	40,636	65,834	71,143	38,777	95,536	370,943
株式						4,672	4,672
外国証券	3,500	8,194	2,403	15,557	15,857	—	45,512
公社債	3,500	8,194	2,403	15,557	15,857	—	45,512
株式等	—	—	—	—	—	—	—
その他の証券	—	—	—	—	—	—	—
買入金銭債権	—	—	—	—	—	—	—
譲渡性預金	—	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—	—

（単位:百万円）

区分	平成25年度末						
	1年以下	1年超3年以下	3年超5年以下	5年超7年以下	7年超10年以下	10年超（期間の定めのないものを含む）	合計
有価証券	39,193	85,331	132,367	171,713	199,710	1,342,944	1,971,260
国債	4,744	38,505	34,608	81,878	126,523	1,186,882	1,473,142
地方債	6,400	4,962	—	1,067	—	53,053	65,483
社債	25,398	30,913	78,402	63,047	40,010	95,938	333,711
株式						2,180	2,180
外国証券	2,650	10,950	19,355	25,719	33,176	4,889	96,743
公社債	2,650	10,950	19,355	25,719	33,176	4,889	96,743
株式等	—	—	—	—	—	—	—
その他の証券	—	—	—	—	—	—	—
買入金銭債権	—	—	—	—	—	—	—
譲渡性預金	—	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—	—

（14）保有公社債の期末残高利回り

（単位:%）

区分	平成24年度末	平成25年度末
公社債	1.91	1.91
外国公社債	3.11	2.49

Ⅵ.業務の状況を示す指標等

（15）業種別株式保有明細表

（単位:百万円、%）

区分		平成24年度末		平成25年度末	
		金額	占率	金額	占率
水産・農林業		－	－%	－	－%
鉱業		－	－	－	－
建設業		－	－	－	－
製造業	食料品	－	－	－	－
	繊維製品	－	－	－	－
	パルプ・紙	－	－	－	－
	化学	－	－	－	－
	医薬品	－	－	－	－
	石油・石炭製品	－	－	－	－
	ゴム製品	－	－	－	－
	ガラス・土石製品	－	－	－	－
	鉄鋼	－	－	－	－
	非鉄金属	－	－	－	－
	金属製品	－	－	－	－
	機械	－	－	－	－
	電気機器	－	－	－	－
	輸送用機器	4,671	100.0	2,180	100.0
	精密機器	－	－	－	－
	その他製品	－	－	－	－
電気・ガス業		－	－	－	－
運輸・情報通信業	陸運業	－	－	－	－
	海運業	－	－	－	－
	空運業	－	－	－	－
	倉庫・運輸関連	－	－	－	－
	情報・通信業	－	－	－	－
商業	卸売業	－	－	－	－
	小売業	－	－	－	－
金融・保険業	銀行業	－	－	－	－
	証券、商品先物取引業	－	－	－	－
	保険業	－	－	－	－
	その他金融業	0	0.0	0	0.0
不動産業		－	－	－	－
サービス業		－	－	－	－
合計		4,672	100.0	2,180	100.0

（注）業種区分は証券コード協議会の業種別分類項目に準拠しています。

(16)貸付金明細表

(単位:百万円)

区分		平成24年度末	平成25年度末
保険約款貸付		35,012	35,672
	契約者貸付	30,821	31,510
	保険料振替貸付	4,191	4,162
一般貸付		—	—
(うち非居住者貸付)		(—)	(—)
	企業貸付	—	—
	(うち国内企業向け)	(—)	(—)
	国・国際機関・政府関係機関貸付	—	—
	公共団体・公企業貸付	—	—
	住宅ローン	—	—
	消費者ローン	—	—
	その他	—	—
合計		35,012	35,672

(17)貸付金残存期間別残高

該当ありません。

(18)国内企業向け貸付金企業規模別内訳

該当ありません。

(19)貸付金業種別内訳

該当ありません。

(20)貸付金使途別内訳

該当ありません。

(21)貸付金地域別内訳

該当ありません。

(22)貸付金担保別内訳

該当ありません。

Ⅵ.業務の状況を示す指標等

(23)固定資産明細表

①有形固定資産の明細

(単位:百万円、%)

	区分	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	償却累計額	償却累計率
平成24年度	土地	—	—	—	—	—	—	—
	建物	801	42	7	155	682	442	39.3
	リース資産	619	194	2	266	545	663	54.9
	建設仮勘定	—	—	—	—	—	—	—
	その他の有形固定資産	255	52	6	118	183	655	78.1
	合計	1,676	289	15	539	1,411	1,761	55.5
平成25年度	土地	—	—	—	—	—	—	—
	建物	682	134	54	136	626	538	46.2
	リース資産	545	121	6	234	426	648	60.3
	建設仮勘定	—	—	—	—	—	—	—
	その他の有形固定資産	183	90	15	83	175	538	75.4
	合計	1,411	346	75	453	1,228	1,725	58.4

②不動産残高および賃貸用ビル保有数

(単位:百万円)

区分		平成24年度末	平成25年度末
不動産残高		682	626
	営業用	682	626
	賃貸用	—	—
賃貸用ビル保有数		—	—

③無形固定資産の明細

(単位:百万円、%)

	区分	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	償却累計額	償却累計率
平成24年度	ソフトウェア	3,101	—	—	1,013	2,088	2,976	58.8
	その他の無形固定資産	—	—	—	—	—	—	—
	合計	3,101	—	—	1,013	2,088	2,976	58.8
平成25年度	ソフトウェア	2,088	—	—	1,013	1,075	3,989	78.8
	その他の無形固定資産	—	—	—	—	—	—	—
	合計	2,088	—	—	1,013	1,075	3,989	78.8

(24)固定資産等処分益明細表

(単位:百万円)

区分		平成24年度	平成25年度
有形固定資産		0	—
	土地	—	—
	建物	—	—
	リース資産	—	—
	その他	0	—
無形固定資産		—	—
その他		—	—
合計		0	—

(25)固定資産等処分損明細表

(単位:百万円)

区分		平成24年度	平成25年度
有形固定資産		12	76
	土地	―	―
	建物	7	54
	リース資産	2	6
	その他	2	15
無形固定資産		―	―
その他		―	―
合計		12	76

(26)賃貸用不動産等減価償却費明細表

該当ありません。

(27)海外投融資の状況

①資産別明細

イ.外貨建資産

(単位:百万円、%)

区分	平成24年度末		平成25年度末	
	金額	占率	金額	占率
公社債	30,964	68.0	69,657	72.0
株式	―	―	―	―
現預金・その他	―	―	―	―
小計	30,964	68.0	69,657	72.0

ロ.円貨額が確定した外貨建資産

該当ありません。

ハ.円貨建資産

(単位:百万円、%)

区分	平成24年度末		平成25年度末	
	金額	占率	金額	占率
非居住者貸付	―	―	―	―
公社債(円建外債)・その他	14,548	32.0	27,085	28.0
小計	14,548	32.0	27,085	28.0

二.合計

(単位:百万円、%)

区分	平成24年度末		平成25年度末	
	金額	占率	金額	占率
海外投融資	45,512	100.0	96,743	100.0

(注)「円貨額が確定した外貨建資産」は、為替予約が付されていることにより決済時の円貨額が確定し、当該円貨額を資産の貸借対照表価額としているものです。

Ⅵ.業務の状況を示す指標等

②地域別構成

（単位:百万円、%）

区分		外国証券						非居住者貸付	
				公社債		株式等			
		金額	占率	金額	占率	金額	占率	金額	占率
平成24年度末	北米	31,655	69.6	31,655	69.6	―	―	―	―
	ヨーロッパ	7,955	17.5	7,955	17.5	―	―	―	―
	オセアニア	3,885	8.5	3,885	8.5	―	―	―	―
	アジア	2,017	4.4	2,017	4.4	―	―	―	―
	中南米	―	―	―	―	―	―	―	―
	中東	―	―	―	―	―	―	―	―
	アフリカ	―	―	―	―	―	―	―	―
	国際機関	―	―	―	―	―	―	―	―
	合計	45,512	100.0	45,512	100.0	―	―	―	―
平成25年度末	北米	57,239	59.2	57,239	59.2	―	―	―	―
	ヨーロッパ	27,956	28.9	27,956	28.9	―	―	―	―
	オセアニア	8,517	8.8	8,517	8.8	―	―	―	―
	アジア	3,030	3.1	3,030	3.1	―	―	―	―
	中南米	―	―	―	―	―	―	―	―
	中東	―	―	―	―	―	―	―	―
	アフリカ	―	―	―	―	―	―	―	―
	国際機関	―	―	―	―	―	―	―	―
	合計	96,743	100.0	96,743	100.0	―	―	―	―

③外貨建資産の通貨別構成

（単位:百万円、%）

区分	平成24年度末		平成25年度末	
	金額	占率	金額	占率
米ドル	25,203	81.4	53,080	76.2
ユーロ	2,285	7.4	11,274	16.2
オーストラリアドル	3,474	11.2	5,303	7.6
その他	―	―	―	―
合計	30,964	100.0	69,657	100.0

(28)海外投融資利回り

（単位:%）

平成24年度	平成25年度
2.88	2.31

(29)公共関係投融資の概況(新規引受額、貸出額)

該当ありません。

(30)各種ローン金利

該当ありません。

(31)その他の資産明細表

（単位:百万円）

資産の種類	取得原価	当期増加額	当期減少額	減価償却累計額	当期末残高	摘要
会員権等	17	―	―	―	17	
その他	21	27	36	―	13	
合計	38	27	36	―	30	

❺ 有価証券等の時価情報（一般勘定）

（1）有価証券の時価情報

①売買目的有価証券の評価損益

該当ありません。

②有価証券の時価情報（売買目的有価証券以外の有価証券のうち時価のあるもの）

（単位:百万円）

区分	平成24年度末					平成25年度末				
	帳簿価額	時価	差損益			帳簿価額	時価	差損益		
				差益	差損				差益	差損
満期保有目的の債券	1,225,748	1,365,083	139,335	139,335	－	1,259,475	1,376,059	116,583	116,751	168
責任準備金対応債券	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
子会社・関連会社株式	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
その他有価証券	556,077	595,363	39,285	39,621	335	673,897	711,784	37,886	38,203	317
公社債	523,651	555,861	32,210	32,474	263	588,443	620,031	31,588	31,729	140
株式	1,827	4,671	2,844	2,844	－	856	2,180	1,323	1,323	－
外国証券	30,598	34,829	4,230	4,303	72	84,597	89,572	4,974	5,150	176
公社債	30,598	34,829	4,230	4,303	72	84,597	89,572	4,974	5,150	176
株式等	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
その他の証券	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
買入金銭債権	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
譲渡性預金	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
その他	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
合計	1,781,826	1,960,447	178,620	178,956	335	1,933,373	2,087,843	154,470	154,955	485
公社債	1,738,716	1,909,955	171,238	171,502	263	1,840,748	1,988,736	147,987	148,296	309
株式	1,827	4,671	2,844	2,844	－	856	2,180	1,323	1,323	－
外国証券	41,281	45,819	4,538	4,610	72	91,768	96,927	5,158	5,335	176
公社債	41,281	45,819	4,538	4,610	72	91,768	96,927	5,158	5,335	176
株式等	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
その他の証券	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
買入金銭債権	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
譲渡性預金	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
その他	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

・時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券の帳簿価額は次のとおりです。

（単位:百万円）

区分	平成24年度末	平成25年度末
合計	0	0

(2)金銭の信託の時価情報

該当ありません。

(3)デリバティブ取引の時価情報(ヘッジ会計適用･非適用分の合算値)

①差損益の内訳(ヘッジ会計適用･非適用分の内訳)

(単位:百万円)

	金利関連	通貨関連	株式関連	債券関連	その他	合　計
ヘッジ会計適用分	―	△175	―	―	―	△175
ヘッジ会計非適用分	―	―	―	―	―	―
合計	―	△175	―	―	―	△175

(注)ヘッジ会計適用分のうち時価ヘッジ適用分の差損益(通貨関連△175百万円)は、損益計算書に計上されています。

②金利関連

該当ありません。

③通貨関連

(単位:百万円)

区分	種　類	平成24年度末				平成25年度末			
		契約額等		時　価	差損益	契約額等		時　価	差損益
			うち1年超				うち1年超		
店頭	為替予約								
	売建								
	米ドル(対円)	8,690	―	98	98	23,898	―	△120	△120
	ユーロ(対円)	―	―	―	―	8,392	―	△55	△55
合　計					98				△175

(注)年度末の為替相場は先物相場を使用しています。

④株式関連

該当ありません。

⑤債券関連

該当ありません。

⑥その他

該当ありません。

Ⅶ. 保険会社の運営

❶ リスク管理の体制

P.41～43をご覧ください。

❷ 法令遵守の体制

P.37～39 をご覧ください。

❸ 法第百二十一条第一項第一号の確認（第三分野保険に係るものに限る。）の合理性および妥当性

1.責任準備金の積み立ての適切性を確保するための考え方

お客さまへ保険金･給付金などを確実にお支払いするためには、責任準備金を適正かつ十分に積み立てておくことが重要です。特に第三分野保険は死亡保険と異なり、医療政策などの外的要因による影響を受けやすい特性があることを考慮する必要があります。当社では、第三分野保険の責任準備金についても積み立ての適切性を確保するために、以下のような取り組みを行っています。

■平準純保険料式による手厚い責任準備金の積み立て

保険業法に定められた積立方式の中で最も手厚い平準純保険料式を採用し、責任準備金を積み立てています。（標準責任準備金対象契約に関しては、標準責任準備金を積み立てています。）

■第三分野保険におけるストレス･テストの実施および検証

第三分野保険における将来の保険事故発生率が悪化した場合を想定するストレス･テストを実施し、平準純保険料式による責任準備金の積立水準が十分であるかどうかの確認を行っています。

この第三分野保険におけるストレス･テストは、平成10年大蔵省告示第231号の定めるところにより実施するものですが、当該ストレス･テストが的確に行われるために、リスク管理規程にしたがって社内規程を制定し、責任準備金の担当部署である経理財務部が当該ストレス･テストを実施したうえで、経理財務部とは独立したリスク管理部が検証を行い、保険計理人へ報告する体制を確立しています。

■保険計理人による負債十分性テストの実施および確認

保険計理人は第三分野保険におけるストレス･テストの結果に応じて負債十分性テストを実施します。さらに、保険業法第121条第1項の定めるところにより、責任準備金の積み立てが健全な保険数理に基づき、適正かつ十分なものであるかどうかの確認を行っています。

2.負債十分性テスト、ストレス･テストにおける危険発生率などの設定水準の合理性および妥当性

第三分野保険におけるストレス･テスト、負債十分性テストでは、過去の保険事故発生率をもとに、将来10年間にわたり保険事故発生率が悪化した場合に想定される発生率（危険発生率）を設定します。この危険発生率は、将来の保険事故発生率が悪化する不確実性の97.7%および99%の確率をカバーするものであり、仮に同一環境で100回の事業運営を行った場合に1回から3回起こるかどうかといったような十分な悪化シナリオを想定しています。当社では、危険発生率などの設定水準の合理性および妥当性を確保するため、以下のような取り組みを行っています。

■過去の保険事故発生率実績と結果の活用

当社では危険発生率設定の際、給付内容の危険特性などの観点から分類した「保険料計算基礎率を同じくする保険契約区分」ごとに、危険選択の効果の影響も考慮したうえで過去10年間の経過年数別保険事故発生率の平均値および標準偏差（変動幅）を分析し、これらを活用しています。

■危険発生率の設定･検証

危険発生率の設定に関しても、責任準備金の担当部署である経理財務部が実施したうえで、当該部署とは独立したリスク管理部が検証を行い、保険計理人へ報告する体制としています。

3.第三分野保険におけるストレス・テストおよび負債十分性テストの結果（2013年度末決算期）

第三分野保険におけるストレス・テストの結果、2013年度末において、危険準備金として373百万円の積み立てを行っています。また、負債十分性テストの結果、保険料積立金の追加積み立てはありませんでした。

❹ 外部機関の仲介による苦情等の解決（金融ADR制度）

P.29をご覧ください。

❺ 個人データ保護

P.44～47をご覧ください。

❻ 反社会的勢力への対応に関する基本方針

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力による不当要求等に対して毅然とした態度を堅持することによりこれを拒絶するとともに、反社会的勢力との関係を遮断することに努め、公共の信頼を維持し健全な企業経営を実現するため、本基本方針を定めています。

1.取組基本方針

当社は、反社会的勢力に対して、「NKSJグループ　反社会的勢力への対応に関する基本方針」を踏まえ、次に掲げる取組基本方針にもとづき対応します。

<1>組織としての対応

反社会的勢力への対応については、担当者や担当部署だけに任せずに、経営陣以下組織として対応するとともに、役職員等の安全を確保します。

<2>反社会的勢力との関係遮断

反社会的勢力の不当要求に対し毅然と対応し、これを拒絶します。また、反社会的勢力との関係を遮断する取組を行います。

<3>裏取引や資金提供の禁止

反社会的勢力に対して不祥事件等を隠ぺいするような裏取引は絶対に行いません。また、いかなる理由があっても、反社会的勢力に対する資金提供は行いません。

<4>外部専門機関との連携

反社会的勢力を排除するために、平素から、警察、弁護士、暴力団追放運動推進センター等の外部専門機関と綿密に連携します。

<5>有事における民事と刑事の法的対応

反社会的勢力による不当要求がなされた場合等には、積極的に外部専門機関に相談し、あらゆる民事上の法的対抗手段を講ずるとともに、刑事事件化を躊躇しません。

2.対応態勢の整備

当社は、反社会的勢力に対する対応態勢の整備として、次の観点から統括管理部署および責任部署を定め、対応態勢の整備を行います。

<1>反社会的勢力との関係遮断

<2>反社会的勢力に対応するためのデータベースの整備

<3>対応態勢を整備し、維持・向上させるための取組

<4>経営に重大な影響を及ぼす可能性のある不当要求への対応

<5>社内規程・対応マニュアル等の整備と継続的な研修活動の実施

Ⅷ. 特別勘定に関する指標等

❶ 特別勘定資産残高の状況

（単位:百万円）

区　分	平成24年度末	平成25年度末
	金　額	金　額
個人変額保険	17,283	19,291
個人変額年金保険	―	―
団体年金保険	―	―
特別勘定計	17,283	19,291

❷ 個人変額保険及び個人変額年金保険特別勘定資産の運用の経過

当期の運用環境・運用実績（平成25年4月～平成26年3月）

①国際型

主要な投資対象である外国株式市場は、米国の量的緩和早期縮小観測やシリア情勢悪化などから下落する場面もありましたが、堅調な米国経済・企業業績、欧州経済の回復期待などから上昇基調で推移しました。期末にかけては米国経済指標鈍化、新興国通貨急落などから上値の重い展開となりましたが、インデックスは年度で26.1%上昇しました。

②株式型

国内株式市場は、安倍政権に対する政策期待や日銀の大胆な金融緩和、為替市場における円安進行などを背景に大幅な上昇となり、インデックスは16.6%の上昇となりました。

③総合型

4月の国債大量買入れを含む追加金融緩和策を受けて、国債の流動性低下懸念や米国金利上昇から第1四半期は国内債券相場は下落（金利は上昇）しました。その後は金融緩和策の浸透に伴い国内債券相場は上昇（金利は低下）し、円安の継続や外国株式・外国債券市場や国内株式市場が上昇したこともあり、インデックスは5.1%の上昇となりました。

※各特別勘定の運用方法（運用の基本的性格）

国際型特別勘定

外国の株式を中心に一部日本の株式を組入れます。投資の分散効果が高まるため、中長期的には国内株式のみで運用する場合よりも安定的といえますが、一方で為替リスクのある部分が最も大きいファンドです。

株式型特別勘定

日本の株式を中心に運用します。主に中長期的な視点から銘柄を選定し、TOPIX（東証株価指数）を上回ることを目標に運用します。

公社債のみで運用する場合よりも高いリターンが期待できるものの、リスクも高いファンドです。

総合型特別勘定

日本の公社債・外国の公社債を中心に一部日本の株式および外国の株式を組入れます。

3勘定の中で最も分散度が高く安定収益指向の強いファンドです。

Ⅷ. 特別勘定に関する指標等

❸ 個人変額保険及び個人変額年金保険の状況

・個人変額保険

(1)保有契約高

(単位:件、百万円)

区　分	平成24年度末		平成25年度末	
	件　数	金　額	件　数	金　額
変額保険(有期型)	111	699	98	647
変額保険(終身型)	12,901	86,543	12,483	82,047
合　計	13,012	87,243	12,581	82,695

(2)年度末個人変額保険特別勘定資産の内訳

(単位:百万円、%)

区　分	平成24年度末		平成25年度末	
	金　額	構成比	金　額	構成比
現預金・コールローン	1,506	8.7	1,665	8.6
有価証券	15,571	90.1	17,407	90.2
公社債	5,671	32.8	5,087	26.4
株式	5,693	32.9	6,407	33.2
外国証券	4,205	24.3	5,912	30.6
公社債	1,094	6.3	2,000	10.4
株式等	3,111	18.0	3,912	20.3
その他の証券	―	―	―	―
貸付金	―	―	―	―
その他	205	1.2	217	1.1
貸倒引当金	―	―	―	―
合　計	17,283	100.0	19,291	100.0

(3)個人変額保険特別勘定の運用収支状況

(単位:百万円)

区　分	平成24年度	平成25年度
	金　額	金　額
利息配当金等収入	305	334
有価証券売却益	445	1,031
有価証券償還益	―	―
有価証券評価益	1,658	1,180
為替差益	23	33
金融派生商品収益	―	―
その他の収益	0	―
有価証券売却損	259	91
有価証券償還損	3	1
有価証券評価損	135	217
為替差損	14	16
金融派生商品費用	―	―
その他の費用	―	―
収支差額	2,019	2,252

(4)個人変額保険特別勘定に関する有価証券等の時価情報

①売買目的有価証券の評価損益

(単位:百万円)

区　分	平成24年度末		平成25年度末	
	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価損益	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価損益
売買目的有価証券	15,571	1,522	17,407	962

②金銭の信託の時価情報

該当ありません。

③個人変額保険特別勘定のデリバティブ取引の時価情報(ヘッジ会計適用･非適用分の合算値)

該当ありません。

・個人変額年金保険

該当ありません。

Ⅸ.保険会社及びその子会社等の状況

該当ありません。

用語集

※ P.145〜152については、一般社団法人生命保険協会作成の「生命保険会社のディスクロージャー虎の巻」からの抜粋を含みます。

Ⅰ 生命保険会社のディスクロージャーについて

ディスクロージャーとは

ここでいうディスクロージャーとは、「企業の経営内容の公開」のことです。

生命保険会社は、どのような事業を行なっているのか、経営内容や財務状況はどうなっているのか、どんな保険商品やサービスがあるのか、などの情報を開示しています。

ディスクロージャーによって、経営の透明性が高まるとともに、社会からの評価にさらされることで、より一層の経営努力がなされることになります。

なお、生命保険会社は、法律（保険業法第111条）によって、事業年度（4月1日〜3月31日）ごとにディスクロージャー誌（「○○生命の現状」「決算のご報告」など名称は会社によって異なります。）を作成することが義務づけられています。

生命保険会社のディスクロージャー誌

◎ディスクロージャー誌の内容

ディスクロージャー誌に掲載する内容についても法令で定められています。

生命保険協会では、生命保険各社に前向きなディスクロージャーを促すために、法令で定められた項目の他に自主的に開示すべきと判断した項目を加えた「ディスクロージャー開示基準」や比較を容易とするための統一様式「ディスクロージャー要綱様式モデル」を作成しています。なお、生命保険各社が「開示基準」にない情報を開示することを妨げるものではありません。

（ディスクロージャー誌の主な内容）
- ·会社の概況…沿革、組織、店舗網、役員、従業員の状況など
- ·業務の内容…主要な業務の内容、経営方針など
- ·事業の概況…商品一覧、営業職員·代理店体制、公共福祉活動など
- ·財産の状況…計算書類、不良債権の状況、ソルベンシー·マージン比率、有価証券等の時価情報など
- ·業務の状況…決算業績の概況、契約増加率等の指標、資産運用の概況など
- ·会社の運営…リスク管理の体制、法令遵守の体制、個人データ保護についてなど

◎ディスクロージャー誌をご覧になるには

法令の規定により、7月末までに、ディスクロージャー誌を本社·支社·営業所·事務所などに備え置き、広く閲覧できるようにすることが義務づけられています。また、ホームページにディスクロージャー誌の内容を掲載している生命保険会社も増えてきています。

生命保険協会では、全社のディスクロージャー誌を取り揃えており、本部と全国53カ所の地方連絡所や全国の消費生活センターでもご覧いただくことができます。

Ⅱ 主な経営指標

1.契約業績の指標

◎契約高

生命保険会社が事業年度末にどのくらいの生命保険契約を保有しているのか、1年間にどのくらいの商品を販売したのかを示す指標として、保有契約高、新契約高があります。

契約高とは、生命保険会社が保障する金額の総合計額です。

個人保険、団体保険…死亡時の支払金額等の総合計額
個人年金保険…
　年金支払開始前の契約:年金支払開始時における年金原資の額
　年金支払開始後の契約:責任準備金の額
　} の合計額
団体年金保険…責任準備金の額

ディスクロージャー誌には、「保障機能別保有契約高」を掲載しており、死亡保障、生存保障、入院保障、障害保障、手術保障のそれぞれについて、その生命保険会社が保障している金額がわかります（例えば入院保障の額は1日あたりの入院給付金の額の合計額を示しています。詳しくはディスクロージャー誌の該当部分の注を参照してください）。

また、個人保険、個人年金保険、団体保険、団体年金保険の区分ごとに、新契約などによる契約高の増加と、死亡、満期、解約、失効などによる契約高の減少の状況を「異動状況」の表として掲載しています。

◎年換算保険料

個人保険·個人年金保険とその合計、さらに医療·介護分野（第三分野といわれます。）に関して、それぞれの保有契約·新契約の年換算保険料が開示されています。保険料の支払い方法には、毎月支払う月払いの他に、年払いや契約当初に一括して支払う一時払いなどがあります。また、契約期間の全期間にわたって支払う方法や一定期間で支払いを終えてしまう方法があります。年換算保険料は、そうした支払い方法の違いを調整し、契約期間中に平均して支払うと仮定した場合に、生命保険会社が保険契約から1年間にどのくらいの保険料収入を得ているかを示しています。

かつて、ほとんどの会社が死亡保障の商品を中心に販売しており、死亡保障金額の合計額（個人保険の場合）である契約高は比較のための指標としても優れたものでした。ところが、今では、販売商品もさまざまで生命保険会社ごとに商品構成が異なり、また、特に医療·がん·介護または個人年金といった、被保険者が生存中のリスクに対して保障する商品が多く販売されるようになっていますが、これらの商品は死亡保障金額が小さいため、契約高だけで業績を判断することは適切ではない場合があり、これを補完する指標として年換算保険料が導入されました。

比較、分析対象としている生命保険会社の業績を見る場合、保険種類ごとの特徴を分析したり、契約件数に着目したり、ディスクロージャー誌で経営戦略について書かれている個所とあわせてお読みになることが有効です。

2.収益性の指標

◎基礎利益

「基礎利益」とは、保険料収入や保険金·事業費支払等の保険関係の収支と、利息及び配当金等収入を中心とした運用関係の収支からなる、生命保険会社の基礎的な期間損益の状況を表す指標で、一般事業会社の営業利益や、銀行の業務純益に近いものです。基礎利益は損益計算書に項目が設けられているものではなく、経常利益から有価証券の売却損益などの「キャピタル損益」と「臨時損益」を控除して求めたものです。

基礎利益は、
- ·保険料収入や保険金·年金·給付金や解約返戻金などの支払い、責任準備金の繰入れ（戻入れ）、事業費の支払いといった保険関係の損益
- ·資産運用関係の損益のうち、利息及び配当金等収入（貸付、預貯金、債券などから得られる利息や株式などから得られる配当をいいます。）と支払利息などの費用といった予定利率で見込んだ運用収支（利差）に対応する収益などを表しています。

◎利差（順ざや／逆ざや）

予定利率により見込んでいる運用収益を実際の運用収支が上回る状態を「順ざや」、下回る状態を「逆ざや」といいます。

◎運用利回り

生命保険会社が保有する資産がどの程度の利回りで運用されたかは、運用利回りを見るとわかります。ディスクロージャー誌には、資産項目別に運用利回りが開示されています。これは、経常損益中の資産運用収益－資産運用費用に保険業法第112条評価益を加味したものを、平均の運用額（帳簿価額の日々の金額を累積し平均したもの）で割り算して算出したものです。

$$\text{運用利回り（\%）} = \frac{\text{資産運用収益－資産運用費用＋保険業法第112条評価益}}{\text{一般勘定資産日々平均残高}}$$

3．健全性の指標

◎ソルベンシー・マージン比率

ソルベンシー・マージンとは、「支払余力」という意味です。生命保険会社は将来の保険金などの支払いに備えて責任準備金を積み立てており、通常予測できる範囲のリスクについては責任準備金の範囲内で対応できます。しかし、大幅な環境変化によって、予想もしない出来事が起こる場合があります。例えば、大災害や株価の大暴落など、通常の予測を超えて発生するリスクに対応できる「支払余力」を有しているかどうかを判断するための行政監督上の指標の一つがソルベンシー・マージン比率です。具体的には、純資産などの内部留保と有価証券含み益などの合計（ソルベンシー・マージン総額）を、数値化した諸リスクの合計額で割り算して求めます。

なお、生命保険会社のソルベンシー・マージン比率が200%を下回った場合には、監督当局によって早期是正措置がとられます。逆にこの比率が200%以上であれば、健全性のひとつの基準を満たしていることになります。

生命保険会社は、平成9年度決算からこの数値を公表しており、平成12年度決算では、金融商品の時価会計の導入等を踏まえてその計算基準が見直されています。また、平成13年度決算からは、ソルベンシー・マージン比率の算出根拠となっている分子・分母の内訳を開示しています。なお、平成23年度決算からは、信頼性の一層の向上の観点から、分子・分母の算出基準の一部変更（マージン算入の厳格化、リスク計測の厳格化・精緻化等）がなされています。同時に単体ベースに加え、保険会社又は保険持株会社グループに対する連結ベースのソルベンシー・マージン比率も導入されています。

ソルベンシー・マージン比率は経営の健全性を示す一つの指標ですが、この比率だけをとらえて経営の健全性のすべてを判断することは適当ではありません。資産運用の状況や業績の推移等の経営情報などから総合的に判断する必要があります。

◎実質資産負債差額（＝実質純資産額）

実質資産負債差額とは、有価証券や有形固定資産の含み損益などを反映した、いわば時価ベースの資産の合計から、価格変動準備金や危険準備金などの資本性の高い負債をのぞいた負債の合計を差し引いて算出するもので、行政監督上の指標のひとつです。実質純資産額ともいいます。

◎含み損益

含み損益とは、帳簿価額と時価の差額のことをいいます。時価が帳簿価額を上回る場合、資産を時価で売却すれば、売却益が得られることから、さまざまなリスクに対する備えの機能を持つといえ、有価証券と土地の含み損益の一部は、ソルベンシー・マージン比率の計算上、分子（ソルベンシー・マージン総額）に算入されます。新聞報道では、有価証券全体や株式の含み損益がとりあげられています。

ディスクロージャー誌においては、「有価証券の時価情報」として保有目的及び有価証券の種類ごとの帳簿価額、時価、差損益が開示されています。また、ソルベンシー・マージン比率の状況として、分子、分母の内訳が開示されており、その他有価証券の評価差額、土地の含み損益が確認できます。

◎変額保険・変額年金保険の最低保証に係る一般勘定への責任準備金の繰入・戻入

変額保険・変額年金保険とは、運用実績によって受け取ることができる死亡保険金額や年金額が変わる保険商品です。運用実績が悪化した場合でも、運用期間中の死亡保険金や解約返戻金、運用期間終了時の運用資産額、年金受取額の総額等をあらかじめ定めた最低保証額として保険会社によりてん補される特徴を有する保険商品があります。この特徴を変額保険・変額年金保険の最低保証といいます。

最低保証に係る一般勘定の責任準備金とは、保険会社が変額保険・変額年金保険等の将来の保険金・年金・給付金の支払いに備えて積み立てている準備金です。最低保証に係る一般勘定の責任準備金を繰り入れた場合は基礎利益を減少させる要因に、また、最低保証に係る一般勘定の責任準備金を戻し入れた場合は基礎利益を増加させる要因となります。

4．その他

◎一般勘定と特別勘定

特別勘定は、変額保険や変額個人年金保険などで、その運用実績を直接保険金等に反映することを目的として、他の勘定と分離して運用する勘定です。一般勘定は、特別勘定を除いた資産を運用管理する勘定です。

生命保険会社によっては、団体年金分野（厚生年金基金保険、国民年金基金保険等）においても、一部特別勘定を設けています。

◎税効果会計

税効果会計は、会計上の資産・負債の金額と課税所得上の資産・負債の金額との間の相違を、会計理論上合理的に対応させるための会計手法です。

例えば、不良債権の償却は会計上費用と見なされますが、税務上は全額損金計上されるとは限りません。したがって、従来の会計では不良債権の償却を進めた年度や有税の準備金を積み増した年度には、減益なのに法人税等負担が増えるといったずれが生じることがありました。

税効果会計においては、法人税等負担の増加を税金の前払いと見て資産計上し、法人税等の調整を行います。具体的には、前払税金（未払税金）として資産（負債）計上される場合には繰延税金資産（負債）として貸借対照表に表示するとともに、これら繰延税金資産・負債の増減（「その他有価証券」にかかわるものは除く）を法人税等調整額として損益計算書に表示します（繰延税金資産・負債、法人税等調整額等の勘定科目は、税効果会計の適用に伴い生じます）。

生命保険会社の繰延税金資産の発生原因は、危険準備金や価格変動準備金などの有税での準備金積み立てといった生命保険会社固有のものによる比率が高くなっています。

用語解説

貸借対照表

（資産の部）
1 現金及び預貯金
　現金
　預貯金
2 コールローン
3 買現先勘定
4 債券貸借取引支払保証金
5 買入金銭債権
6 商品有価証券
7 金銭の信託
8 有価証券
　国債
　地方債
　社債
　株式
　外国証券
　その他の証券
9 貸付金
　保険約款貸付
　一般貸付
10 有形固定資産
　土地
　建物
　リース資産
　建物仮勘定
　その他の有形固定資産
11 無形固定資産
　ソフトウェア
　のれん
　リース資産
　その他の無形固定資産
12 代理店貸
13 再保険貸
14 その他資産
　未収金
　前払費用
　未収収益
　預託金
　先物取引差入証拠金
　先物取引差金勘定
　保管有価証券
　金融派生商品
　金融商品等差入担保金
　仮払金
　リース投資資産
　その他の資産
15 前払年金費用
16 繰延税金資産
17 再評価に係る繰延税金資産
18 支払承諾見返
19 貸倒引当金
　（控除項目として計上）
資産の部合計

（負債の部）
20 保険契約準備金
　支払備金
　責任準備金
　契約者配当準備金
21 代理店借
22 再保険借
23 短期社債
24 社債
25 新株予約権付社債
26 その他負債
　売現先勘定
　債券貸借取引受入担保金
　借入金
　未払法人税等
　未払金
　未払費用
　前受収益
　預り金
　預り保証金
　先物取引受入証拠金
　先物取引差金勘定
　借入有価証券
　売付有価証券
　金融派生商品
　金融商品等受入担保金
　リース債務
　資産除去債務
　仮受金
　その他の負債
27 退職給付引当金
28 役員退職慰労引当金
29 価格変動準備金
30 金融商品取引責任準備金
31 繰延税金負債
32 再評価に係る繰延税金負債
33 支払承諾
負債の部合計

（純資産の部）
34 資本金
35 新株式申込証拠金
36 資本剰余金
　資本準備金
　その他資本剰余金
37 利益剰余金
　利益準備金
　その他利益剰余金
　　海外投資等損失引当金
　　退職手当積立金
　　社会厚生事業増進積立金
　　不動産圧縮積立金
　　別途積立金
　　○○積立金
　　繰越利益剰余金
38 自己株式
39 自己株式申込証拠金
株主資本合計
40 その他有価証券評価差額金
41 繰延ヘッジ損益
42 土地再評価差額金
評価・換算差額等合計
43 新株予約権
純資産の部合計
負債及び純資産の部合計

損益計算書

（経常損益）
1 経常収益
2 保険料等収入
　保険料
　再保険収入
3 資産運用収益
　利息及び配当金等収入
　　預貯金利息
　　有価証券利息・配当金
　　貸付金利息
　　不動産賃貸料
　　その他利息配当金
　商品有価証券運用益
　金銭の信託運用益
　売買目的有価証券運用益
　有価証券売却益
　有価証券償還益
　金融派生商品収益
　為替差益
　貸倒引当金戻入額
　その他運用収益
　特別勘定資産運用益
4 その他経常収益
　年金特約取扱受入金
　保険金据置受入金
　その他の経常収益
5 経常費用
6 保険金等支払金
　保険金
　年金
　給付金
　解約返戻金
　その他返戻金
　再保険料
7 責任準備金等繰入額
　支払備金繰入額
　責任準備金繰入額
　契約者配当金積立利息繰入額
8 資産運用費用
　支払利息
　商品有価証券運用損
　金銭の信託運用損
　売買目的有価証券運用損
　有価証券売却損
　有価証券評価損
　有価証券償還損
　金融派生商品費用
　為替差損
　貸倒引当金繰入額
　貸付金償却
　賃貸用不動産等減価償却費
　その他運用費用
　特別勘定資産運用損
9 事業費
10 その他経常費用
　保険金据置支払金
　税金
　減価償却費
　退職給付引当金繰入額
　その他の経常費用
11 経常利益（又は経常損失）

（特別損益）
12 特別利益
　固定資産等処分益
　保険業法第112条評価益
　負ののれん発生益
　その他特別利益
13 特別損失
　固定資産等処分損
　減損損失
　価格変動準備金繰入額
　金融商品取引責任準備金繰入額
　不動産圧縮損
　その他特別損失
14 契約者配当準備金繰入額
15 税引前当期純利益
　（又は税引前当期純損失）
16 法人税及び住民税
17 法人税等調整額
18 法人税等合計
19 当期純利益
　（又は当期純損失）

貸借対照表の用語

資産の部

1　現金及び預貯金

生命保険会社は保険料として集めた資金を有価証券や貸付金などで運用していますが、保険金･年金･給付金などの支払いにあてる資金も必要なため、資産の一部を現金（外国通貨を含む通貨、当座小切手、送金小切手など）や、短期間の運用目的で預金（定期預金、通知預金、譲渡性預金、外貨預金）として保有しています。

2　コールローン

他の金融機関に対して行う短期間（1日～2週間程度）の貸付で、一時的な余裕資金の運用手段として行っています。

3　買現先勘定

一定期間後に一定の価格で売戻すことを条件に債券などを購入する買現先取引により発生した金銭債権を計上します。これは、債券などを担保とした金融取引の性格も有しています。

4　債券貸借取引支払保証金

現金担保付債券貸借取引（レポ取引）により担保として差し入れた額を計上します。

5　買入金銭債権

下記「8　有価証券」に該当しない証券などを計上します。具体的には、コマーシャル･ペーパー（CP）や住宅抵当証書、商品投資受益権証書、一般貸付債権信託受益権証書などがあります。

6　商品有価証券

投資目的ではなく、不特定多数の投資家への販売を目的として保有している有価証券です。生命保険会社は、法令により、いわゆる公共債ディーリング業務が認められています。

7　金銭の信託

生命保険会社が保有する有価証券などと帳簿価額を分離して運用する目的で、信託銀行に金銭を信託する勘定のことです。信託銀行に委託された資金の運用は、生命保険会社などの指図にもとづき、信託銀行がその執行と管理にあたります。

8　有価証券　（国債･地方債･社債･株式･外国証券･その他の証券）

有価証券のうち、「国債」「地方債」「社債」はそれぞれ日本国、国内の地方公共団体、国内企業等の発行する債券への投資で三者をあわせて「公社債」ともいいます。

「株式」は国内企業の発行する株式への投資です。

「外国証券」は米国債等、海外の国･企業などが発行する「外国債券」や、海外の企業が発行する外国株式等、海外の国･企業などが発行する有価証券への投資の総称です。

「その他の証券」は証券投資信託受益証券や株式以外の出資証券など上記の有価証券以外の証券です。

9　貸付金　（保険約款貸付･一般貸付）

生命保険会社の貸付金は「保険約款貸付」と「一般貸付」があります。「保険約款貸付」には2種類あり、1つは、契約者が資金を必要としたときに解約返戻金の一定範囲内で利用できる「保険契約者貸付」というものです。もう1つが、保険料の払い込みが一時的に困難になり、払込猶予期間内に払い込まれない場合に、保険契約の失効を防ぐため解約返戻金の範囲内で、保険料とその利息の合計額の立て替えを行う「保険料振替貸付」です。

一方、「一般貸付」は保険約款貸付以外の貸付で、内外の企業に対する貸付、国･政府機関に対する貸付、住宅ローンなどがあります。

10　有形固定資産　（土地･建物･リース資産･建設仮勘定･その他の有形固定資産）

有形固定資産には、土地、建物、リース資産、建設仮勘定、その他の有形固定資産が含まれます。土地とは投資用建物･営業用店舗･社宅などの土地、建物とは投資用建物･営業用店舗･社宅など、リース資産とはリース物件･リース投資資産、建設仮勘定とは不動産の取得に伴って支出した金額で、引き渡しを受け、それぞれ土地･建物などの本来の科目に振り替えるまでに一時的に計上する勘定のことです。その他の有形固定資産とは、有形固定資産のうち、土地、建物、リース資産、建設仮勘定に計上されないもので、自動車･コンピュータ･備品などが含まれます。

11　無形固定資産

無形固定資産とは、有形固定資産のように形はないものの、企業が排他的に利用でき、収益をもたらす財産を指します。具体的には、のれんや知的財産権、電話加入権、ソフトウェア、リース資産などが含まれます。

12　代理店貸

生命保険会社は、保険の募集･集金業務を行うために代理店と委託または請負契約を結んでいます。代理店貸とは、その代理店に対する債権総額です。代理店で取り扱った新契約について、集金した保険料は生命保険会社に送金しますが、事業年度末時点で保険会社に入金（着金）されていない場合などに発生します。

13　再保険貸

再保険契約にもとづいて授受される再保険料･保険金などに関する再保険会社に対する債権（未収金額）の総額です。

14　その他資産　（未収金･未収収益･預託金、金融派生商品など）

他のいずれの科目にも属さない資産です。主なものは、債権金額が確定しているにもかかわらずその代金の回収が行われていないものを計上する未収金、貸付金に係る未収利息や不動産の未収賃貸料などを計上する未収収益、供託金や土地･建物を賃借する場合の保証金などを計上する預託金や次の金融派生商品などです。

＊金融派生商品（資産の部）

金融派生商品（デリバティブ）取引に係る期末の評価額を計上します。原則として、資産･負債にそれぞれ表示します。

15　前払年金費用

年金財政計算による年金掛金が退職給付費用を超過する状態が継続することにより、年金資産の額が企業年金制度にかかる退職給付債務（退職時に見込まれる退職給付の総額のうち、期末までに発生していると認められる額を一定の割引率や予想される残存勤務期間に基づき割り引いて計算した額）に当該企業年金制度にかかる未認識過去勤務債務（退職給付水準の改訂などによって発生した退職給付債務の増加または減少部分を過去勤務債務といい、このうち費用として処理されていないもののこと）および未認識数理計算上の差異（年金資産の期待収益率と実際の運用成果との差異、退職給付債務の計算に用いた見積数値と実際との差異および見積数値の変更などにより発生した差異を数理計算上の差異といい、このうち費用として処理されていないもののこと）を加減した額を超える場合には、当該超過額は退職給付債務から控除することはできないので、前払年金費用として処理します。これは、企業年金制度の掛金計算に用いられる財政方式と退職給付費用の計算方式は異なりますが、長期間を経て従業員に給付する時点では一致することになるため、経過勘定としての前払年金費用として処理します。

16　繰延税金資産

税効果会計を適用した場合に、将来の会計期間において回収が見込まれる税金の額を計上します。

17　再評価に係る繰延税金資産

「土地の再評価に関する法律」に基づき、土地再評価を実施した事業用土地の再評価額が直前の帳簿価額を下回る場合の、税効果相当額を計上します。

18　支払承諾見返

（「33　支払承諾」の解説をご参照ください）

19　貸倒引当金

貸付金やその他の債権が相手先の破産などにより回収不能となる危険に備え、取立不能見込額をあらかじめ準備する目的で、引当計上します。表示上は資産の控除項目として資産の部に計上します。

生命保険会社では、資産の自己査定にもとづき、貸倒実績率等合理的な方法により算出した一般貸倒引当金の他、個別貸倒引当金、特定海外債権引当勘定を貸倒引当金に計上します。

＊個別貸倒引当金

個別の債務者に対する貸付金などについて、回収不能または回収不能の懸念がある場合に、その回収不能額または回収不能見込額を当期の費用として計上します。

*特定海外債権引当勘定
発展途上国や国内情勢の不安定な国など、特定の海外向け貸付の回収不能額または回収不能見込額を算出し計上します。

負債の部

20　保険契約準備金
保険契約準備金は、保険業法において将来の保険金などの支払いに備えて積み立てが義務づけられているもので、支払備金、責任準備金、社員(契約者)配当準備金があります。
*支払備金
支払義務が発生している保険金、返戻金その他の給付金のうち、決算期末時点で、いまだ未払いとなっているものについて、その支払いのために必要な金額を積み立てる準備金のことです。なお、支払事由の報告は受けていないが、その支払事由がすでに発生したと考えられる金額についても、支払備金に積み立てることとしています。
*責任準備金
責任準備金は、将来の保険金・年金・給付金の支払いに備え、保険業法で保険種類ごとに積み立てが義務付けられている準備金です。責任準備金の積立方式の代表的なものには、「平準純保険料式」と「チルメル式」があります。
*社員(契約者)配当準備金
社員(契約者)配当準備金は、保険契約に対する配当を行うために積み立てられた準備金です。

21　代理店借
代理店貸の逆で、代理店への債務額を計上します。保険の募集・集金等を行う代理店に支払う手数料などの未払分を計上します。

22　再保険借
再保険貸の逆で、生命保険会社と再保険会社との間の再保険契約にもとづいて授受される再保険料・保険金などに関する債務の総額です。

23　短期社債
自社の発行した短期社債の額を計上します。

24　社債
自社の発行した社債の額を計上します。

25　新株予約権付社債
株式会社において使用される勘定科目で、自社の発行した新株予約権付社債の額を計上します。

26　その他負債　(債券貸借取引受入担保金・借入金・未払金・未払費用・金融派生商品・リース債務など)
他のいずれの科目にも属さない負債です。主なものは、未払いの税金や経費などを計上する未払費用や、不動産賃貸に伴い受け入れた保証金、敷金などを計上する預り保証金や、リース物件に係る債務や次の金融派生商品、債券貸借取引受入担保金などです。
*金融派生商品(負債の部)
(「金融派生商品(資産の部)」の解説をご参照ください)
*債券貸借取引受入担保金
現金担保付債券貸借取引(レポ取引)により担保として受け入れた額を計上します(「債券貸借取引支払保証金」の解説をご参照ください)。

27　退職給付引当金
退職給付債務の額に未認識過去勤務債務と数理計算上の差異を加減した額から年金資産の額を差し引いた額を計上します。

28　役員退職慰労引当金
役員退職慰労引当金は、会社の役員(取締役・監査役・執行役など)に対する退職慰労金の支払いに備え、支給見込額のうち、当年度末において発生したと認められる額を計上します。

29　価格変動準備金
株式などの価格変動の著しい資産について、その価格が将来下落したときに生じる損失に備えることを目的に、保険業法第115条第1項にもとづいて積み立てる金額です。

30　金融商品取引責任準備金
金融商品取引法第48条の3第1項の規定にもとづき、金融商品取引取次業務などの認可を受けた生命保険会社が、金融商品取引等の受託などに係る事故による委託者の損失の補填に備えて積み立てる金額です。

31　繰延税金負債
税効果会計を適用した場合に、将来の会計期間において支払が見込まれる税金の額を計上します。

32　再評価に係る繰延税金負債
「土地の再評価に関する法律」に基づき、土地再評価を実施した事業用土地の再評価額が直前の帳簿価額を上回る場合の、税効果相当額を計上します(「土地評価差額金」の解説をご参照ください)。

33　支払承諾
生命保険会社には、保険業法において債務の保証が付随業務として認められています。保険会社は、顧客からの依頼にもとづき顧客の第三者に対する債務について、その支払いを保証した場合、保険会社が実際に顧客に代わり第三者への債務を弁済することが考えられます。この場合、保険会社は本来の債務者である顧客に対し求償権(代わって弁済したお金を返してもらう権利)を取得します。「支払承諾」とは、保証先に対して保証している債務の総額を偶発的に発生する債務として貸方に計上するものです。この場合、「支払承諾見返」を借方に同額計上しますが、これは保証している債務を債務者に代わって弁済した場合に、顧客に対して生じる求償権を偶発的に発生する債権として計上するものです。

純資産の部

34　資本金
保険業法第6条の規定により、保険会社については、株式会社では資本金の額が10億円以上とされています。

35　新株式申込証拠金
決算期末時点で資本金に振替えられていない新株式の申込証拠金を、資本金とは別区分で計上します。

36　資本剰余金
資本剰余金とは、株主などからの出資額(または負担額)のうち資本金に組み入れられなかった部分等であり、資本金とともに企業内に維持または拘束されるものです。資本準備金及びその他資本剰余金などがあります。

37　利益剰余金
利益剰余金とは、企業の経済活動の結果から生じた資本の増加部分であり、利益を源泉としたものです。利益準備金・任意積立金・繰越利益剰余金などがあります。
*利益準備金
会社法によって定められている準備金で、剰余金の配分を行う場合、資本準備金と利益準備金の合計が一定の額に達するまでは、その配当により減少する剰余金の額の5分の1を資本準備金または利益準備金として積み立てなければなりません。
*任意積立金
剰余金処分として積み立てる積立金のうち、会社法などで強制されないものです。株式会社においては、株主資本等変動計算書の中で繰り入れられます。
*繰越利益剰余金
利益剰余金のうち、利益準備金及び任意積立金に計上されていないものです。株式会社は、契約者配当準備金を損益計算書上で繰り入れることが可能であるため、繰越利益剰余金については、相互会社の当期未処分剰余金と異なり、契約者配当準備金の繰り入れ後の額が記載されます。

38　自己株式
株式会社で使用される科目で、保険会社が所有する自社の株式が計上されます。なお、連結貸借対照表では、親会社及び連結子会社が所有する親会社株式が計上されます。

39　自己株式申込証拠金
自己株式の処分のために払込んだ額を、自己株式の処分を認識するまでの期間計上します。

40　その他有価証券評価差額金
生命保険会社の保有する有価証券のうち、「売買目的有価証券」、「責任準備金対応債券」、「満期保有目的の債券」、「子会社・関連会社株式」のいずれにも分類されない「その他有価証券」について、時価で評価し、その評価損益を、税効果分を除いて貸借対照表に計上します。

41　繰延ヘッジ損益
繰延ヘッジを適用したヘッジ手段に係る損益または評価差額から税効果相当分を控除した額を計上します。
42　土地再評価差額金
「土地の再評価に関する法律」に基づく土地の再評価に伴う再評価差額から、再評価にかかる繰延税金負債の金額を控除した金額、または再評価に係る繰延税金資産の金額を加えた金額を計上します。土地の再評価は、事業用の土地を時価で評価するとともに、税効果反映後の評価差額を純資産に計上する制度で、平成10年度から平成13年度までの決算で、一度だけ実施することが認められました。
43　新株予約権
株式会社に対して行使することにより、その会社の株式の交付を受けられる権利です。発行価額を記載し、その権利が行使され、対価が払込まれた際に資本金または資本準備金に振替えます。

損益計算書の用語

経常損益

1　経常収益
生命保険事業本来の営業活動により、毎年継続的に発生する収益です。生命保険会社の場合、保険料等収入、資産運用収益、その他経常収益に区分されています。
2　保険料等収入　（保険料･再保険収入）
契約者から払い込まれた保険料による収益で、生命保険会社の収益の大宗をなしています。再保険収入もここに含まれます。
3　資産運用収益　（利息及び配当金等収入、商品有価証券運用益、金銭の信託運用益など）
資産運用による収益で、利息や配当金のほかに有価証券売却益なども含まれます。
*利息及び配当金等収入
資産運用収益の中心となる収益で、主なものは預貯金利息、有価証券利息･配当金、貸付金利息、不動産賃貸料です。
*商品有価証券運用益
商品有価証券に係る売却損益、評価損益などを計上します。これらの損益を合計して、益が出た場合には「商品有価証券運用益」、損が出た場合には「商品有価証券運用損」を計上します。
*金銭の信託運用益
信託銀行へ信託した金銭を有価証券などで運用した結果として得られた収益を計上します。逆に運用結果が損失となった場合には「金銭の信託運用損」（次頁）に計上します。
*売買目的有価証券運用益
商品有価証券、金銭の信託、特別勘定以外の売買目的有価証券から生ずるすべての損益（売却損益･償還損益･利息配当金等収入･評価損益等）を一括して計上します。これらの損益を合計して、益が出た場合は「売買目的有価証券運用益」に、損が出た場合は「売買目的有価証券運用損」に計上します。
*有価証券売却益
有価証券を売却した場合、売却価額が帳簿価額を上回った場合に、その差額を計上します。なお、有価証券売却益は、あわせて有価証券の種類別に次のように分類して表示します。
・国債等債券売却益:新株予約権付社債を除く公社債及び公社債投信から発生する売却益を計上。
・株式等売却益:株式、新株予約権付社債及び株式投信から発生する売却益を計上。
・外国証券売却益:外国証券から発生する売却益を計上。
*有価証券償還益
公社債の償還金のうち、その帳簿価額を超える金額（金利調整差額を除く）を計上します。
*金融派生商品収益
みなし決済により時価評価したデリバティブ取引の評価損益及び期中の実現損益を計上します。これらの損益を合計して、益が出た場合は「金融派生商品収益」に、損が出た場合は「金融派生商品費用」に計上します。
*為替差益
外貨建の取引では、取引時と決済時、あるいは外貨建債権等を決算時のレートで換算したときに円と外国通貨の為替レートが異なることにより益や損が発生します。為替差益は、この為替レートによる損益を計上します。期中の収益合計と損失合計を相殺して、益がでた場合は「為替差益」に、損がでた場合は「為替差損」に計上します。なお、外国証券の売買及び期末評価に係る為替差損益は、それぞれの科目（「外国証券売却益」「外国証券売却損」「外国証券評価損」）に含まれています。
*貸倒引当金戻入額
（「貸倒引当金繰入額」の解説をご参照ください）
*その他運用収益
上記の収益に含まれない資産運用収益を計上します。具体的には公社債の引き受けに係る手数料などがあります。
*特別勘定資産運用益
特別勘定から生ずるすべての資産運用収益、資産運用費用を計上します。これらを合計して、益が出た場合は「特別勘定資産運用益」に、損が出た場合は「特別勘定資産運用損」に計上します。
4　その他経常収益　（保険金据置受入金等）
主なものは、保険金据置受入金、責任準備金戻入額、支払備金戻入額です。
*保険金据置受入金
保険金の支払いが起こった場合でも、お客様によっては一度にその全額を必要としないケースもあります。そのような方のために生命保険会社では、所定の利息をつけて保険金をお預かりする制度がありますが、この制度の受入金を計上します（「保険金据置支払金」の解説もご参照ください）。
*責任準備金戻入額
責任準備金の取崩額が積立額を上回る場合に計上します（「責任準備金等繰入額」の解説をご参照ください）。
*支払備金戻入額
支払備金の取崩額が積立額を上回る場合に計上します（「責任準備金等繰入額」の解説をご参照ください）。
5　経常費用
生命保険事業本来の営業活動により、毎年継続的に発生する費用です。生命保険会社の場合、保険金等支払金、責任準備金等繰入額、資産運用費用、事業費、その他経常費用に区分されています。
6　保険金等支払金
保険金、年金、給付金、返戻金などの保険契約上の支払いを計上します。再保険契約による支払保険料もここに計上します。
7　責任準備金等繰入額
（支払備金繰入額、責任準備金繰入額、社員（契約者）配当金積立利息繰入額）
生命保険会社特有の決算手続きとして、責任準備金及び支払備金については、毎期年度末（3月末）に、前年度計上額を一旦全額戻入し、当年度の必要額を新たに全額繰り入れる方法（洗い替え方式）により積み立てられます。損益計算書の表示は、（繰入額−戻入額）の差額で表示されますので、繰入額が戻入額を上回る場合には、責任準備金繰入額･支払備金繰入額として表示され、戻入額が繰入額を上回る場合には、責任準備金戻入額･支払備金戻入額として表示されます。
*契約者配当金積立利息繰入額
契約者配当金の支払方法のうち、契約応当日から利息をつけて保険会社に積み立てておく方法による契約者配当金は、契約の消滅または契約者の支払請求などにより実際の支払いが行われるまで契約者配当準備金の中に利息をつけて留保されます。契約者配当金積立利息繰入額は、契約者配当準備金に繰り入れる当年度の利息による増加額を計上します。
8　資産運用費用　（支払利息、商品有価証券運用損、有価証券売却損など）
資産運用収益を得るために要した費用で、有価証券売却損、有価証券評価損、貸倒引当金繰入額などを計上します。
*支払利息
生命保険会社の支払利息に計上されるものには、借入金利息、預り金

利息、保険金･給付金等の支払遅延利息などがあります。
*商品有価証券運用損
(「商品有価証券運用益」の解説をご参照ください)
*金銭の信託運用損
信託銀行へ信託した金銭の運用結果が損失となった場合に計上します。
*売買目的有価証券運用損
(「売買目的有価証券運用益」の解説をご参照ください)
*有価証券売却損
有価証券を売却した場合、売却価額が帳簿価額を下回った場合に、その差額を計上します。なお、有価証券売却益と同様、有価証券の種類別に「国債等債券売却損」「株式等売却損」「外国証券売却損」に分類して表示します(「有価証券売却益」の解説をご参照ください)。
*有価証券評価損
減損処理により有価証券を時価評価した際の評価差損を計上します。有価証券評価損は、種類別に次のように分類して表示します。
･国債等債券評価損:新株予約権付社債を除く公社債及び公社債投信から発生する評価損を計上。
･株式等評価損:株式、新株予約権付社債及び株式投信から発生する評価損を計上。
･外国証券評価損:外国証券から発生する評価損を計上。
*有価証券償還損
公社債の償還金のうち、帳簿価額に達しない場合の差額(金利調整差額を除く)を計上します。
*金融派生商品費用
(「金融派生商品収益」の解説をご参照ください)
*為替差損
(「為替差益」の解説をご参照ください)
*貸倒引当金繰入額
資産の自己査定結果を踏まえ、個別貸倒引当金に繰り入れるもの以外の貸付金については、貸倒実績率等合理的な方法により算出した貸倒見込額を一般貸倒引当金として計上します。貸倒引当金繰入額には、当期の計上金額(繰入金額)から前期に計上した金額(戻入金額)を差し引いた金額を計上します。また、個別貸倒引当金や特定海外債権引当勘定の繰り入れについても同科目で計上しますが、当期に追加で繰り入れる金額から、回収等により引当不要となった金額の戻し入れを差し引いた額としています。逆に、当期の繰入額が戻入額より少ない場合には「貸倒引当金戻入額」として計上します。
*貸付金償却
貸付先の破産などの理由により、回収不能となった貸付金の償却額です。ただし、前事業年度以前に貸倒引当金にすでに積み立てられている金額(個別貸倒引当金)を相殺した後の金額を計上します。
*賃貸用不動産等減価償却費
減価償却費(固定資産の取得価額をその耐用期間の各事業年度に配分する手続き)のうち、投資用不動産･動産などに係わるものを計上します。
*その他運用費用
上記のいずれにも属さない資産運用に係る費用を計上します。具体的には、(1)投資に係る税金(消費税、固定資産税など)、(2)投資用不動産に係る費用のうち、a)賃借料等、b)登記手数料、c)維持･管理に係る委託料、光熱費、修理費等、などがあります。
*特別勘定資産運用損
(「特別勘定資産運用益」の解説をご参照ください)

9　事業費

新契約の募集及び保有契約の維持保全や保険金などの支払いに必要な経費を計上します。一般事業会社の販売費及び一般管理費に類似します。

10　その他経常費用

主に、保険金据置支払金、税金、減価償却費、退職給付引当金繰入額を計上します。ただし、税金、減価償却費のうち、資産運用に係わるものは資産運用費用に計上します。
*保険金据置支払金
保険金、給付金を生命保険会社に据置いている場合、受取人からの請求または据置き期間の満了によって支払われた金額です。生命保険会社は、保険金、給付金を据置く場合、保険金据置受入金を計上して責任準備金の中に一旦留保し、これらを支払う場合には、据置き期間に対応する利息とともに、責任準備金を取り崩して支払います。
*税金
生命保険会社が税金として納付する金額を計上します。ただし、法人所得に係る税金は「法人税及び住民税」に、資産運用に直接係る投資関係税金は「その他運用費用」等に計上されるため、この科目には計上されていません。主なものは、印紙税、事業税、営業用資産に係る固定資産税･都市計画税などがあります。
*減価償却費
減価償却は、資産の取得価額を、その耐用期間の各事業年度の費用として配分するための経理上の手続きで、生命保険会社が保有する「固定資産」について、当年度に減価償却した金額を計上します。なお、投資用不動産等に係る減価償却費については「賃貸用不動産等減価償却費」において計上します。
*退職給付引当金繰入額
退職給付引当金の前期末･当期末の差額を計上します。

11　経常利益(又は経常損失)

生命保険事業本来の営業活動により、毎年継続的に発生する収益(経常収益)から、発生する費用(経常費用)を差し引いた残額が経常利益です。なお、経常費用が経常収益を上回った場合には、その差額が経常損失となります。

特別損益

12　特別利益

臨時･突発的に発生する利益を計上します。主に、固定資産等処分益、保険業法第112条評価益などを計上します。
*固定資産等処分益
不動産･動産などを売却し、売却価額が、その帳簿価額と譲渡経費の合計額を超える場合に、その差額を計上します。有価証券の売却益は、資産運用の一つの柱として、経常的かつ反復して行われていることから経常収益に含めており、不動産･動産などの処分益は、臨時･突発的に発生するということから、特別利益の中に含めています。
*保険業法第112条評価益
保険業法第112条にもとづいて計上される株式の評価益です。保険業法では、市場価格のある株式の時価が、帳簿価額を超える場合、監督当局の認可を受けたうえで、その全部または一部分について評価益を計上し、責任準備金及び配当準備金として積み立てることが認められています。

13　特別損失

臨時･突発的に発生する損失で、生命保険会社の通常の事業活動ではないものを計上します。主に、固定資産等処分損、価格変動準備金繰入額、不動産圧縮損などを計上します。
*固定資産等処分損
有価証券以外の不動産･動産などを売却し、売却価額が、その帳簿価額と譲渡経費の合計額を下回る場合に、その差額を計上します。さらに、この科目には、有価証券以外の資産に係る除却(取壊しなど)、災害･盗難による損失、及び累積債務国に対する貸付金などの債権譲渡損失も計上します。
*減損損失
固定資産の減損に係る会計基準に基づき発生した損失を計上します。
*価格変動準備金繰入額
価格変動準備金への繰入額を計上します。逆に取り崩した場合は、「価格変動準備金戻入額」として特別利益に計上します(「価格変動準備金」の解説もご参照ください)。
*金融商品取引責任準備金繰入額
金融商品取引責任準備金への繰入額を計上します。
*不動産圧縮損
法人税法、租税特別措置法の規定にもとづき、不動産の交換･換地･買換･収用などで圧縮記帳の適用を受け、新規取得資産の取得価額を減

額させた額です（圧縮記帳とは、法人が資産を取得した際、取得価額よりも少なく帳簿に計上することです）。不動産圧縮損に計上した額だけ、不動産処分益を相殺することになり、法人税などの課税の繰延が行われます。不動産圧縮損相当額については剰余金（利益金）処分において圧縮積立金として処理されるものもあります。

14　契約者配当準備金繰入額

株式会社において使用される勘定科目で、保険契約者に対する配当金の支払財源となる契約者配当準備金への繰入額となります。なお、無配当保険のみ取り扱っている会社の場合は、この項目は存在しません。

15　税引前当期純利益（又は税引前当期純損失）

経常損益に特別利益を加え、特別損失を控除したものです。株式会社の場合は、さらに「契約者配当準備金繰入額」を控除した金額となります（株式会社は、契約者配当準備金の繰り入れが株主総会の付議事項ではないため、決算時点で「契約者配当準備金繰入額」の控除を行っています）。

16　法人税及び住民税

当年度の所得にかかる法人税、住民税の合計金額です。

17　法人税等調整額

税効果会計の適用に伴い生じる繰延税金資産と繰延税金負債の差額（その他有価証券にかかるものを除く）を期首と期末で比較し、法人税等負担が増加する場合はプラスで、減少する場合はマイナス（△）で表示します。

18　法人税等合計

法人税及び住民税、法人税等調整額の合計金額です。

19　当期純利益（又は当期純損失）

税引前当期純利益から法人税及び住民税ならびに法人税等調整額を控除した金額で、会社のすべての活動によって生じた純利益または純損失を意味します。

その他の用語

1　標準責任準備金

責任準備金の積立水準は、積立方式と計算基礎率によって決まります。従来、責任準備金の計算基礎率には保険料の計算基礎率を用いていましたが、平成7年に改正、平成8年4月より施行された保険業法において「標準責任準備金制度」が導入され、責任準備金の積立方式だけでなく計算基礎率についても、監督当局が定めることになりました。つまり、標準責任準備金とは、保険会社が設定する保険料水準にかかわらず、監督当局が保険会社の健全性の維持、保険契約者の保護の観点から定める標準とする水準の責任準備金のことです。具体的には、新保険業法が施行された平成8年4月以降に締結した保険契約のうち金融庁長官が定めたものについて、次のような積立方式と計算基礎率により計算しています。

積立方式:平準純保険料式

予定死亡率:（社）日本アクチュアリー会が作成し、監督当局が検証したもの
平成8年4月1日以降平成19年3月31日までに締結する保険契約…生保標準生命表1996（死亡保険用、年金開始後用）に基づく予定死亡率
平成19年4月1日以降締結する保険契約…生保標準生命表2007（死亡保険用、年金開始後用）・第三分野標準生命表2007に基づく予定死亡率

予定利率:平成11年3月31日までに締結した保険契約…年2.75%
平成11年4月1日以降平成13年3月31日までに締結した保険契約……年2.00%
平成13年4月1日以降平成25年3月31日までに締結した保険契約……年1.50%
平成25年4月1日以降締結する保険契約……年1.00%

2　責任準備金の積立率

ディスクロージャー誌で開示されている「責任準備金の積立率」とは、標準責任準備金対象契約に関しては監督当局が定める方式（「標準責任準備金」の解説を参照してください）、また、標準責任準備金対象外契約に関しては平準純保険料式により計算した保険料積立金及び未経過保険料に対して、実際に積み立てている金額の割合を表しています。

3　再保険

生命保険会社が、自己の引き受けた保険のうち、主として高額契約などについて、保険契約のリスクを分散するために国内・国外の再保険引受会社と結ぶ保険契約のことです。

4　格付け

格付けとは、独立した第三者である格付会社が、保険会社の保険金支払いに関する確実性をアルファベットと記号・単語などで表したものです。会社の財務・収支情報、営業・経営戦略などさまざまな情報にもとづき決定されています。ただし、格付会社は複数あり、それぞれ見方が違います。このため同じ保険会社でも格付会社によっては格付けが異なる場合があります。また、同じ格付会社の格付けでも「依頼格付け」と「勝手格付け」の2種類があり、性質が異なります。なお、格付けの取得は法律で義務付けられているわけではありませんので、格付けを取得していない会社もあります。格付けは格付会社の意見であり、保険金の支払いなどについて保証を行うものではありません。また、取得した時点までの数値・情報などにもとづいたものであるため、将来的に変更される可能性があります。

5　三利源

「三利源」とは、予定事業費率に基づく事業費支出予定額と実際の事業費支出との差額である「費差」、予定死亡率に基づく保険金・給付金当支払予定額と実際の保険金・給付金等支払額との差額である「危険差（死差）」、予定利率に基づく予定運用収益と実際の運用収益の差額である「利差」の三つを指します。

「三利源」については、生命保険会社の基礎的な期間損益の状況を示す指標である「基礎利益」の内訳として開示している会社があります。

6　エンベディッド・バリュー（EV）

エンベディッド・バリューとは、一般的に株主価値の一部であり、「修正純資産」（純資産の部に資産の含み損益や負債中の内部留保等を加えたもの）と「保有契約価値」（保有契約から将来生じる利益の現在価値）を合計した額です。

なお、エンベディッド・バリューの計算は、リスクと不確実性を伴う将来の見通しを含んだものであることに留意する必要があります。

7　金融ADR制度

金融ADR制度とは、金融分野における裁判外紛争解決手続(ADR)のことです。お客さまが、生命保険会社等の金融機関との間で十分に話し合いをしても問題の解決がつかないような場合に活用することができる制度です。

裁判外紛争解決手続とは、身の回りで起こるトラブルを裁判ではなく中立・公正な第三者に関わってもらいながら柔軟な解決を図る手続です。

なお、ディスクロージャー誌には、指定紛争解決機関の商号又は名称等、金融ADR制度への対応内容に関して記載する必要があります。

MEMO

MEMO

MEMO

本冊子では、特段の注記などがないかぎり、2010 年度（平成 22 年度）以前は、損保ジャパンひまわり生命（存続会社）の数値を、2011 年度（平成２３年度）は、2011 年４月～９月の損保ジャパンひまわり生命の数値および 2011 年１０月～２０１２年３月の NKSJ ひまわり生命の数値を記載しています。

「NKSJひまわり生命の現状2014」は
保険業法111条に基づいて作成したディスクロージャー資料です。

本誌に関するお問い合わせ

NKSJひまわり生命保険株式会社　　経営企画部

2014年7月発行

NKSJひまわり生命保険株式会社

〒163-8626 東京都新宿区西新宿 6-13-1 新宿セントラルパークビル
TEL 03(6742)3111(代表)
ホームページアドレス http://www.nksj-himawari.co.jp/
2014年9月1日以降 http://www.himawari-life.co.jp/

ミックス
責任ある木質資源を使用した紙
FSC® C022784
www.fsc.org

VEGETABLE OIL INK

Waterless Printing. Naturally.

(99PGA040) 940403-0800 (14.07)